

令和 2 年第 4 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 2 年 12 月 3 日 開会

令和 2 年 12 月 8 日 閉会

九十九里町議会

令和2年第4回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （12月3日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	9
古 川 徹 君	10
善 塔 道 代 君	28
荒 木 かすみ 君	38
原 田 教 光 君	54
○散会の宣告	63

第 2 号 （12月4日）

○議事日程	65
○出席議員	65
○欠席議員	65
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	65

○職務のため出席した者の職氏名	6 6
○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○一般質問	6 7
谷 川 優 子 君	6 7
小 川 浩 安 君	8 2
細 田 一 男 君	9 0
浅 岡 厚 君	9 9
○休会の件	1 1 5
○散会の宣告	1 1 5

第 3 号 （12月8日）

○議事日程	1 1 7
○出席議員	1 1 7
○欠席議員	1 1 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 8
○開議の宣告	1 1 9
○議事日程の報告	1 1 9
○諸般の報告	1 1 9
○議案第1号から議案第5号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
・ 議案第1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）	
・ 議案第2号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
・ 議案第3号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
・ 議案第4号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
・ 議案第5号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
・ 議案第6号 九十九里町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
・ 議案第7号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関	

する条例の制定について

○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 3 4

- ・議案第 8 号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○発議第 1 号の上程、説明、採決…………… 1 3 5

- ・発議第 1 号 病院運営改革特別委員会の設置について

○日程の追加…………… 1 3 7

○特別委員会の委員の選任について…………… 1 3 7

○陳情第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 3 8

- ・陳情第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」

提出を求める陳情書

○委員会の閉会中の継続審査の件…………… 1 4 2

○閉会の宣告…………… 1 4 2

○署名議員…………… 1 4 5

令和 2 年第 4 回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和 2 年 1 2 月 3 日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和 2 年第 4 回九十九里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 2 年 1 2 月 3 日（木曜日）

令和2年第4回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年12月3日（木）午前9時58分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1 番	西 村 み ほ 君	2 番	小 川 浩 安 君
3 番	原 田 教 光 君	4 番	鎗 田 貴 俊 君
5 番	中 村 義 則 君	6 番	古 川 徹 君
7 番	浅 岡 厚 君	8 番	荒 木 かすみ 君
9 番	内 山 菊 敏 君	10 番	善 塔 道 代 君
11 番	細 田 一 男 君	12 番	佐久間 一 夫 君
13 番	谷 川 優 子 君	14 番	古 川 明 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大 矢 吉 明 君	副 町 長	鈴 木 浩 光 君
教 育 長	藤 代 賢 司 君	総 務 課 長	木 原 正 幸 君
企画財政課長	戸 村 俊 之 君	税 務 課 長	中 川 チェリ 君
住 民 課 長	中 村 吉 徳 君	健康福祉課長	作 田 延 保 君
社会福祉課長	山 口 義 則 君	産業振興課長	南 部 雄 一 君

まちづくり 課長	古川 富康 君	会計管理者	戸田 佳子 君
ガス課長	吉田 洋一 君	教育委員会 教務局長	篠崎 英行 君
農業委員会 事務局会長	羽斗 伸一 君	教育委員会 教務局主幹	竹内 秀樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	篠崎 肇 君	書 記	伊藤 さやか 君
-------	--------	-----	----------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9 時 5 8 分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和 2 年第 4 回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（内山菊敏君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、

2 番 小 川 浩 安 君

1 0 番 善 塔 道 代 君

を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 日までの 7 日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 9 日までの 7 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第 1 号から議案第 8 号の送付があり、これを受理いたしました。また、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました「請願・陳情文書表」のとおりであり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和2年度第2回定期監査が11月10日、11日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（内山菊敏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和2年第4回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますこと厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、東京などの大都市だけではなく、北海道をはじめ、気温が下がってきた地域においても感染が広がるなど、11月以降、感染拡大のペースが速くなっており、感染の第3波とも言われるような状況でございます。

このような状況におきましても、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の維持を両立させるためには、地域を超えて感染を広げる可能性をできる限り少なくしなければなりません。

そのためには、マスクの着用や手洗いの徹底、身体的距離の確保といった一人一人の基本的な感染対策を徹底するとともに、密閉空間、密集場所、密接場面のいわゆる3密の回避などの対策を前提とした「新しい生活様式」を取り入れ、日常の一部としていくことが求められているところでございます。

新型コロナウイルスとの共存を強いられる社会において、感染を拡大させないためには、一人一人が油断せず強い思いで感染予防対策に取り組むことが重要であると改めて実感する次第でございます。

本町におきましては、引き続き感染予防対策や支援制度などの情報について、広報紙やホームページなどを活用し積極的に周知するとともに、町民の安定した生活や事業の支援に向け、私が先頭に立ち、職員一丸となって誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、第3回町議会定例会以降の主な事業について御報告させていただきます。

町制施行65周年を記念して、永年にわたって町政の振興に御尽力され、各分野において御功績のあった57人の方々と2団体を表彰いたしました。改めまして、受賞者の皆様に感謝申し上げます。しかしながら、記念式典につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と受賞者の安全確保を考慮し、中止としたところでございます。

また、町民体育祭や産業まつりにつきましても、このコロナ禍におきまして、感染拡大防止の観点から中止となり、3年ごとに開催される郷土芸能まつりにつきましては来年度に延期となったところでございます。

今後の事業につきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた慎重な対応が求められております。

不特定多数の来場者でにぎわう元旦祭におきましては、感染リスクが高まるため、残念ながら中止となることが決定されたところでございます。

なお、成人式は令和3年1月10日に、また、消防出初式は令和3年1月17日に、徹底した感染予防対策の下、開催する予定でございます。

新型コロナウイルス感染症が終息した際には、議員の皆様方からも、気運を高め、地域活性化にお力添えを賜りますよう、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,748万5,000円を追加し、予算の総額を76億6,581万9,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費の企画費で、ふるさと納税の寄附額増加に伴い、いわしの町「九十九里」応援基金積立金2,600万円、ふるさと納税業務委託料614万9,000円、民生費の社会福祉総務費で介護給付費2,445万4,000円、農林水産業費の水産業振興費で、九十九里漁業協同組合に所属する団体が展開する水産業の発展及び地域の活性化を図る事業を補助するため、漁業・遊漁船振興事業補助金500万円などを増額いたします。

また、諸支出金の財政調整基金費で財政調整基金積立金7,800万円を増額いたします。

歳入の補正につきましては、歳出増額に伴う負担金、補助金並びに前年度事業の精算に伴う繰越金の増が主なものでございます。

国庫支出金の民生費国庫負担金で、障害者自立支援給付費等負担金（介護給付費）1,222万6,000円、県支出金の民生費県負担金で、障害者自立支援給付費等負担金（介護給付費）

611万3,000円、寄附金の総務費寄附金で、いわしの町「九十九里」応援寄附金2,600万円、繰入金の特別会計繰入金で介護保険特別会計繰入金444万9,000円などを増額します。

また、前年度繰越金の確定により繰越金9,448万1,000円を増額します。

次に、債務負担行為の補正につきましては、町長車のリース契約期間が令和3年4月に満了となり、引き続きリース車両を町長車として使用するため、その契約期間が複数年となることから債務負担行為を設定するものでございます。

議案第2号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,173万6,000円を追加し、予算の総額を22億2,166万2,000円とするものでございます。

国民健康保険事業費納付金の確定と前年度事業の精算によるものが主なものでございます。

歳出の補正につきましては、国民健康保険事業費納付金で、一般被保険者後期高齢者支援金等分502万円、基金積立金で、国民健康保険会計基金積立金4,987万6,000円を増額いたします。

歳入の補正につきましては、県支出金の保険給付費等交付金で、令和元年度普通交付金の精算により普通交付金518万2,000円を減額いたします。

また、前年度繰越金の確定により、その他繰越金5,671万5,000円を増額いたします。

議案第3号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ363万3,000円を追加し、予算の総額を2億3,367万円とするものでございます。

後期高齢者医療保険料等負担金と前年度事業の精算によるもので、歳出の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療保険料等負担金112万3,000円、諸支出金で一般会計繰出金165万2,000円などを増額いたします。

歳入の補正につきましては、前年度繰越金277万5,000円などを増額いたします。

議案第4号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,342万4,000円を追加し、予算の総額を16億2,667万5,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費の一般管理費で、令和2年度介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料301万円、基金積立金の介護給付費準備基金積立金で、令和元年度決算に伴う介護給付費準備基金積立金3,383万9,000円、諸支出金の他会計繰出金で、令和元年度決算に伴い町への返還が生じたため、一般会計繰出金444万9,000円などを増額いたします。

歳入の補正につきましては、国庫支出金の介護保険事業費補助金で、システム改修事業補助金166万9,000円、支払基金交付金の介護給付費交付金で、令和元年度介護給付費の確定に伴い、過年度分830万9,000円、繰入金のその他一般会計繰入金で、介護報酬改定等システム改修等に伴い、事務費繰入金112万円、繰越金の繰越金で、前年度繰越金の確定により前年度繰越金2,933万1,000円などを増額いたします。

議案第5号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ134万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,249万3,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、真亀丘地区農業集落排水処理施設の光熱水費と作田丘地区農業集落排水処理施設の修繕に係る経費として、光熱水費を80万円、修繕料を54万4,000円増額いたします。

歳入の補正につきましては、一般会計繰入金134万4,000円を増額いたします。

議案第6号 九十九里町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてでございますが、農業集落排水事業の計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、令和3年4月から農業集落排水事業を公営企業会計へ移行するに当たり、九十九里町農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定するものでございます。

議案第7号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するため、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

議案第8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の法定軽減に係る所得の基準が変更となるため、九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

以上が議案の概要でございます。

詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

◎日程第5 一般質問

○議長（内山菊敏君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、6番、古川徹君。

（6番 古川 徹君 登壇）

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

改めまして、おはようございます。

議長の承認をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

残念なことに、ここに来て新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、尊い命を亡くされた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を申し上げますとともに、感染者の方々には一日も早い回復を願うばかりでございます。

それでは、今回の質問もたくさんございますので、早速質問に入りたいと思います。

1点目、東千葉メディカルセンターについて。

1、告発された契約や、給与の水増しなどの信憑性はどうなのか。調査等はどうなのかお聞きしたいと思います。

2、業務委託契約の詳細については、どこまでが把握し、どこまでがその評価をしていたのかお伺いいたします。

3、住民の生命や地域医療を守るため、貴重な税金により設立団体としての役割を果たしてきたわけでございますけれども、この問題に対して町は今後どう考えていくのかお聞きしたいと思います。

大項目2に入ります。コロナ禍での教育についてでございます。

1、受験を控えた生徒への教育学習支援は、十分な対応で進められているのかお聞きしたいと思います。

2、小・中学校の修学旅行については、近隣地域での代替案を提案してありますけれども、その後、保護者の方々、また、生徒の方々にも意見を聞くということでございましたが、どうなったのかお聞きしたいと思います。

3、小・中学校の全ての児童・生徒に対する教育と、教職員の負担などに問題は出ていないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

大項目3、かたかいこども園「施設管理と施設整備」についてでございます。

こども園（旧園舎）の施設管理と施設整備計画は進められておるのでしょうか。町がこども園化を進めるに当たり、かたかいこども園旧園舎のほうにも、大分老朽した部分があるか

らということで、順次計画を立てて進めていくということでございましたが、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

なお、再質問は自席にて行いますので、担当当局・当課の明快な御答弁を求めたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問にお答えいたします。

なお、コロナ禍での教育についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、東千葉メディカルセンターについての御質問にお答えいたします。

1点目の、告発された契約や、給与の水増しなどの信憑性はどうなのかとの質問ですが、東千葉メディカルセンターに対する告発文に対しては、大きく5つの区分に分けて調査を進めているところでございます。

現時点で把握している事実について大まかに申し上げますと、職員の給与について、規定外の支給、あるいは規程中の定めを乱用し、さらには決定に至るまでの事務手順にも不適切な部分があったこと、また、契約事務におきましても、関係規程の適切な運用がなされていないなど、妥当性を欠いた契約が行われていたことを確認しております。

設立団体として、引き続き調査を進めることと並行いたしまして、早急な是正・改善を求めてまいります。

2点目の、業務委託契約の詳細については、どこまでが把握しその評価をしていたのかとの御質問ですが、東千葉メディカルセンターの業務委託契約につきましては、法人の決裁規定に基づき専決権が定められておりますので、この規定によって決裁権者となるものが把握し、同様に評価すべきものと理解しております。

しかしながら、地方独立行政法人法に基づく法人から設立団体への報告や、先般実施いたしました立入検査では、関係規程の運用における不備や妥当性を欠く契約も見受けられました。

引き続き調査作業を進めるとともに、法人に対して、早急に是正・改善措置を講ずるよう求めてまいります。

3点目の、住民の生命や地域医療を守るため、貴重な税金により設立団体としての役割を

果たしてきたが、問題に対して町はどう考えていくのかとの御質問ですが、今回の告発内容に関しましては、事務のやり方として全般的に不適切なことが多く、また、設立団体としてもチェック機能が甘かった面もあり、反省すべき点が多々あったものと考えております。

告発内容については、一部調査が終わっていないものもありますが、設立団体としても真摯に受け止め、法人に対して早急な是正及び改善を求めてまいります。

さらに、今後の再発防止について、内部チェックの強化とともに、外部チェック体制の再構築も行っております。

次に、かたかいこども園施設管理と施設整備についての御質問にお答えいたします。

こども園（旧園舎）の施設管理と施設整備計画は進めているのかとの御質問ですが、当該施設の管理や整備につきましては、中長期的な取組の方向性を明らかにするため、平成29年に策定した九十九里町子育て支援施設個別施設計画に基づき維持管理を実施しております。

この計画に基づき、かたかいこども園の旧園舎につきましては、平成30年度に屋根・外壁等の大規模改修を実施したところでございます。

今後、園を運営していく上で生じる設備などの不具合等につきましては、その状況を把握し必要な対応を図ることで、安全な保育・教育環境の維持・提供に努めてまいります。

以上で、古川徹議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 古川徹議員からの御質問のうち、私からは、コロナ禍での教育についての御質問にお答えいたします。

1点目の、受験を控えた生徒への教育学習支援は、十分な対応で進められているのかとの御質問ですが、夏季休業の短縮や行事等を見直し、授業時数の確保に努めたことにより、学習すべき内容の未履修はありません。

2点目の、小・中学校の修学旅行については、近隣地域での代替を提案してあるが、どうなったのかとの御質問ですが、修学旅行等の教育的意義や児童・生徒の心情を考慮し、9月30日に九十九里小学校、11月19日に片貝小学校が県内日帰りで実施いたしました。豊海小学校につきましても、県内での日帰りを計画しております。

また、中学校においては、県外への泊を伴う計画案について、保護者説明会を実施する予定と聞いております。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症が拡大し感染者が増え続けてい

ることから、感染状況や行き先等について、慎重に進めるよう学校に指示したところでございます。

3点目の、小・中学校の児童・生徒に対する教育と、教職員の負担などに問題はないのかとの御質問ですが、2学期以降、各小・中学校では、学習内容の定着のために学習進度の適正な管理をはじめ、教育課程の工夫や補習などに取り組んでおります。

また、各校に学習サポーターを配置し、児童・生徒に対してきめ細やかに学習が進められるよう対応しております。

次に、教職員の負担についてですが、小・中学校にスクールサポートスタッフの配置や、勤務の割り振りについての柔軟な対応、長期休業中に学校閉庁日の設定を行うなど負担軽減に努めております。

今後とも、児童・生徒への教育や学校職員の負担軽減に対して、教育委員会と学校間で連携を図りながら注視してまいります。

以上で、古川徹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

では、1点目の再質問に入ります。

信憑性については、今、町長が言われたように、現時点でも、職員の給与、規定外の給与の支給があったと。また、契約についても妥当性を欠いた、いわゆる不当契約が行われていたということですよね。

その中の業務委託、SPD業務委託について、以前までは1者による業務委託で190万円の委託費でしたが、現在は2者によるSPD業務委託により510万円となっている。なぜ1者で、管理業務、配送業務を190万円で委託できていたのに、月320万円、年間で申し上げますと、消費税込みで4,224万円の増額となる業務委託をしなければならなかったのか。理由として病院側は、材料単価が前業者よりも安価であったからと、このような説明資料を頂きました。業務委託として110万円、配送業務として400万円と、全く材料単価が安価でなく、増額しているわけですよね。なぜこの2者に業務委託をしなければならなかった理由があったと、町は思いますか。

また、この契約の内容について、今後、法人の病院にどう是正措置を求めていくのか、併せて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えをさせていただきます。

S P D業務を2者に分割発注したのはなぜかといった御質問でございますが、業者を切り替えた背景には、これまで診療材料等について、院外の物流センターを拠点として仕分、配送されていたものを院内の倉庫を拠点として仕分をするよう変更したことが要因ということでございます。これは、地域の災害拠点病院といたしまして、交通インフラに支障を来す事態となった場合の備えとして適した管理方法と認識しているところでございます。

また、法人からは、将来的に管理業務の主要な部分である発注・納品業務について、業者を介さず直接行うことで診療材料費の削減、さらには診療科別の材料仕分につなげていくことを目的として分割に至ったものと聞いてございます。

設立団体といたしましては、特にこの配送業務につきまして、妥当性を欠いた契約であると考えてございます。業務の継続性等々に配慮した上で、再度の業者選定を求める考えでございます。

また、契約についてこういった是正を求めるのかといった内容の御質問でございますが、法人の契約につきましては、業務方法書といったものによりまして、原則一般競争入札として、契約の性質または目的が一般競争入札に適さない場合について、指名競争入札や随意契約によることができると、このようにされてございます。

こういったことから、競争をもつての調達の徹底や契約監視委員会による契約内容の監視等の徹底、これを求めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 古川です。

これ、課長ね、190万円でできていたわけですから、この契約の見直し、今現在契約されているこの業者、この解除等々も考えていかなきゃいけないと思うんですけども、早期に。この辺を早期に進めていただきたいと思います。

では、設備、警備、清掃業務委託にも、以前までは1者の業務委託費で1億円、現在は3者による委託費で1億5,000万円と、年間で5,000万円の増額となっております。この件についても、なぜ1者から3者へ変えて増額となるような業務委託を選択されたのか。これについては先日の全員協議会で病院側から、病棟の開棟を増やしたので、警備や業務量が増したからと、病院は言っておりましたが、それでは5,000万円増額分の詳細な内訳、例えばどの面積が増えたからどの分だけの業務量が増えたなどの書面等による報告が町に来ているのか

お聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、3者に分割いたしました経緯についてでございますが、平成26年度から28年度までは、この3業務を一括して契約してございましたが、平成29年度に、院内の方針転換によって清掃業務を内製化したことを機にいたしまして、平成30年度に設備と警備業務を分割発注し、さらに清掃の業務の内製化の廃止をしたということで、結果的に平成30年度の途中から3業務が分割発注になったというところでございます。

また、委託金額についてでございますが、平成28年度が私の手元の資料で9,554万9,000円、分割発注をいたしました令和元年度が1億3,284万1,000円ということで、3,729万2,000円、39%の増額ということになってございます。

なお、業務量の増分につきまして、法人から書面での報告といったものは受けてございませんが、毎年の運営状況報告書、これを見比べてまいりますと、外来の延べ患者数が年間3万5,264人、51.6%の増、入院では2万6,439人、44%の増、稼働病床数についても62床の増床と、こういったことで病院の規模についても、この3業務に限ったことではございませんが、委託料が増加した要因の一つと考えてございます。

しかしながら、業者選定におきまして、やはり競争原理が十分であったとは言い難い点がございまして、今後もしっかり契約の監視等々をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今、申し上げました業務委託料につきましても、この清掃業務委託にも、委託契約に関して、分割、分割って、分割していくから高くなるような感じがするんですよ。1者でできないこと、今現在でできないことはないと思うので、その辺の入札をやるなり、そういった形でできるような是正命令でも何でも出してもらいたいと思います。分割するごとに、何か高くなっているような気がしますので、1者でもできないことはないと思いますので、その辺もよく検討してみてください。

次に、業務委託の契約の詳細についてですが、この委託契約には、癒着などの不正行為の疑いがなかったのか。それと、給与の規定外支給や不当な手当など、何名の職員に支給されていた分、また、幾らの金額が支給されていたのか。その辺の調査はどのようにされている

のか御答弁ください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

法人に対する調査につきましては、地方独立行政法人法の規定に基づいて対応しているところでございます。

現在の状況といたしまして、10月30日に独法121条の規定に基づく報告を求めまして、11月19日には立入検査を行っております。独法の調査作業と並行して内容の精査を行っておりますところでございますが、不適切な事務処理等々も散見されておりますので、122条に基づく是正改善命令をする考えでございます。

さらに、調査結果に基づきまして、不正、違法、そういった観点から告訴すべきような事案が確認されるようなことになれば、そういったことも検討しているところでございます。

また、不当な手当を受けているといった件でございますが、告発文を基に法人が妥当性を欠くと判断したものは13人と聞いてございます。金額については確認中でございます。内容といたしましては、根拠に欠ける人事評価や法人の独自の判断による昇給・昇格、給与規程に定めのない給与や手当の支給、あるいは手当の支給要件を決定したプロセスに不明確なものがあつたということでございます。

なお、法人では、本件も含めまして、全職員を対象として調査作業を進めるといったところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

このような過剰な支出が考えられるこの業務委託契約の、先ほども言いましたけれども、早期排除や規律違反となる給与の水増しの給与規律違反、または不当な手当の支給については、可及的に全額返還または自主返納、これをさせるべきだが、どう考えているのか御答弁いただきたいのと、法人の、先ほど言われました決裁規程による専決権があるわけですね。専決区分でできる額で申しますと、課長が100万円未満、事務部長が100万から1,000万未満、センター長が500万から5,000万未満になっていると思います。

この購買契約と委託契約の区分で金額は違うのですが、今後はこういった決裁規程の専決区分金額の見直しなどの是正措置も求めるべきと思いますが、どう考えているのか、併せて御答弁をいただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 契約の解除であるとか、給与の返還は考えているのかといった御質問でございますが、初めに、法人が行う契約につきましては、法人の契約規程に基づいて行われているものでございますが、今回の調査によりまして、業者の選定経緯であるとか、法人の意思決定となります起案文書がないなど、幾つかの契約の手続に不備がございました。また、こういった契約事務につきましては、業務の継続性に配慮した上で再度の業者選定を求める考えでございます。

次に、給与についてでございますが、法人の就業規則に基づいて、給与規程で定められておりますので、この規程に沿って、昇給・昇格、あるいは給与額が決定されるべきものでございます。

今回告発にございました、いわゆるお手盛りによって給与額が決められているものにつきましては、設立団体といたしまして、適正な給与額にすること、さらに、当該職員に対しては自主返納を求めるよう要請する考えでございます。

また、専決区分の見直しといったことでございますが、個々の規程について、どういった見直しをしていくかについては確認してございませんが、規程類の見直しにつきましては法人も必要性を認識してございまして、次年度以降の体制も踏まえた中で対応してまいりたいといったことでございました。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6 番、古川徹君。

○6 番（古川 徹君） 6 番、古川です。

いろいろあるわけですが、今言った、質問したものに対して、全て早期にやっていたらというような答えをいただきました。

今言ったように、決裁規程、これも分かるんですけれども、このような不祥事が起きたわけですから、この辺の見直しもしなければ、またさらに再度発生するおそれも出てくる可能性があるんです。ですから、これからは、今言った起案書が見当たらないとか言っていたけれども、こういったことも含めて、やはり病院の長であるセンター長が、そこに目を通さないのはおかしいことでもありますので、その辺も十分進めて、間違いのないようにしていただきたいと思います。

では、その契約内容については、県や理事会及び病院の監査委員などは、詳細な内容を把握し適正な契約と認め評価をしているものと思われませんが、そこについてはどうなのかお聞

きしたい。

それと、先ほど町長から、設立団体としてのチェック面が甘かった点もあったと言われておりましたよね。行政側としてそうだったのかは知りませんが、我々議員には、契約内容の詳細については、具体的には説明をされていません、こういう細かい数字の内容の。また、運営経費の総額や患者の受入態勢、医師、看護師の状況などの説明しかありません。今まで、設立団体として住民の生命と近隣地域の住民の命を守るためにも、地域の中核となる医療体制の確保に、赤字経営が続く中、皆さんの貴重な税金を使わせていただき、設立団体としての役割を果たすべく、一議員として承認をしてまいりましたが、このような不正行為になるようなことがあるのならば、絶対に許されない裏切り行為であり、人の命を助けるために尽力されている方々が、逆に人の心を踏みにじるような行為であり、怒りと裏切られたという精神的な苦痛を非常に感じます。

そのようなことを鑑みると、運営組織からの脱退も検討しなければならない状況ではないのか。不正行為が疑われる法人に対し、貴重な住民の血税を使わせていただくわけにもいかず、近隣自治体による財政支援も、県が主導になって財政支援をいただくお願いをするようになっていいると、全く同じ答弁ばかり、何の進展もない答弁ばかりで、支援の見通しも立たない状況。

それと、もともとですよ、この病院の設立団体となる条件として、旧国保成東病院、今はさんむ医療センターになりましたけれども、そこへ負担していた負担金額、10年間で26億5,000万円を本町と東金市で負担し、100円たりとも、1円たりとも負担金額が上回らないように県と話し合いができていいると、そのように、川島前町長からの説明を受けて、議会も承認をされていいるにもかかわらず、負担が増えていいる。

そのようなことを総合的に考慮すると、この病院運営は、県民の生命を守るためにも、このような不正をなくすためにも、県にお願いする考えはないのか御答弁いただきたいのと、県からは貴重な追加財政支援をいただいております。今回も30億円頂いております。それも今後はどうなるのかお聞きしたいと思います。併せてお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 初めに、契約の件でございますが、今回告発があった契約に関する個別の状況につきましては、理事会、監査会での報告といった事実はありません。委託費全体に係る費用の状況説明にとどまるものと確認しているところでございます。また、県に対しても同様の範囲で報告しているということでございます。

この件につきまして、設立団体といたしましても、関係規程の遵守、適正な入札、契約事務の執行を要請するとともに、契約内容に対する報告の在り方などについて、チェック体制の強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、東千葉メディカルセンターの運営について、県にといった御質問でございますが、東千葉メディカルセンターの運営形態につきましては、病院の立ち上げの際に、有識者の方々と検討を重ねた中で、現在の運営形態が選択されたものと理解してございます。

今回、告発に際しまして、設立団体といたしましては非常に残念なことではございますが、今後、法人内部の監査機能を高めるとともに、設立団体の統治機能の強化を図り、法人の健全な経営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、県とはこれまでも情報の共有に努めて、連携を図りながら支援をいただいていたところでございますが、今後も引き続きこのような形で支援を求めてまいりたいと考えてございます。

なお、追加財政支援についてでございますが、これは平成30年度に県から一括で受け入れたものでございまして、今回の事案によって返還せよといったようなことは聞いてございません。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

脱退するにしても相当な、約20億ぐらいの負担が増えてしまう可能性が出てきますよね、これ今現在、脱退した時点で。そうですね。約19億だから、そのぐらいあると思います。

あと東金市との話し合いも出てくると思いますので、これはなかなか難しいと思いますけれども、今、課長が言われたように、追加財政支援については、30億については、返せとか、こういった事件が起きたのだから使わせないとか、そういう話はないと。また今後も、もし万が一どうしても赤字が膨らんだときには、この財政支援を求めることができるということによろしいですね。分かりました。

では、病院については、この質問を終わりにしたいと思います。

次に、コロナ禍での教育についての再質問になりますが、大変な事態の中、教育委員会を通じて、各小・中学校の教職員の皆様には、多大なる御尽力と御負担により教育に遅れがないように対応していると随時お聞きしております。中学校3年生にとっては、将来の希望に向けた進路を決める大事な受験を控えているわけです。受験方式も変わり、今までは前期・

後期とありましたけれども、今度は一度切りでの挑戦しかない志望校への合格に向けて、児童・生徒も頑張っております。

お聞きしますが、コロナ禍で、教育学習支援にもやりにくい状況もあるとは思いますが、どうしても生徒が理解できない、どうしても分からないといった場合には、補習授業として、先ほど教育長より、夏季休業中にて補習等を行ったと言われていましたよね。その補習授業を行うに当たり、どういうふうに周知したのか。要するに、そういったことを希望する方々に対して、補習するに当たってどういうふうに周知したのか。また、全学年を対象としたのか御答弁ください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） 竹内です。ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、どういうふうに周知したのかですけれども、こちらについては、学校から学年だよりに希望票をつけまして、全生徒について周知をしております。その希望に基づいて夏季の補習を行ったということで伺っております。

続きまして、併せて学年ですけれども、先ほど申しましたとおり、学年は全ての生徒について行ったということで聞いております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

学年だよりでということですよ。生徒に渡して、生徒が持ち帰って、これは保護者が見ていない可能性がありますよね。保護者の方々に行き届いていない点があるんですよ。こういった補習授業等は行っていないということを言われているんですね。行ってもらいたいのに。そういったことがないように、一つしてもらいたいのと、これ冬季にわたっても、また補習授業を考えられているんですよ。中学校3年生と言いましたっけ。3年生にとっては、冬季に限っても補習授業を行うということでございますので、できれば保護者たちにもちゃんと伝達ができるように、メールありますよね。ああいったものでも、こういった授業を取り組んでいますということをやっていただきたいと思うんですよ。文書だけでなく。メールというものは保護者に届くんでしょう。そうすると保護者も確認ができるわけですよ。保護者は知らない方もいるんですよ、これ、学年だより見ていないから。こういった補習授業の希望者、募集していますというのを。それで、本当はやってもらいたいんだけどと

いう相談があるんですよ。

ですから、保護者の方々にも、皆さんに周知してもらうためにも、全保護者に配信するメール等でも、こういったことを受け付けています、募集していますということをやっていたきたいと思います。

あと、自宅での学習もありますけれども、学校で学ぶ対面授業とは違い、どうしても自分の甘えや気の緩みから身につかない部分が出てしまうところがあると思います。そうすると、塾などでの学習もあるわけですが、国民生活基礎調査によると、貧困家庭、いわゆるひとり親世帯の貧困率は48.1%と、子供7人に対して1人が貧困状態にあるとのこと。塾に行かせるだけでも、行きたくても行けないという現状もあると思いますので、ぜひとも受験生に対しては、特に悔いが残らないような教育体制でサポートしていただきたいと思います。

では、小・中学校の修学旅行について。コロナウイルスの影響により、児童・生徒にとっては、一緒に過ごしたクラスメートたちと、最後の最高の思い出づくりともなる、楽しみにしていた行事も中止となり、残念というか、非常にかわいそうでなりません。

近隣地域での代替案は幾つか御提案しておりましたが、先ほど教育長から、片貝小学校と九十九里小学校はもう行かれたと。計画が決まったなら、なぜ議会にも、議会の議員の皆様方も何人か聞いていたんですよ。こういったことをやってくれと。何でその報告や連絡がないのか。こういうことをやるように決まりましたからと、委員会の中、中止との報告があったときに、近隣地域での代替案を考えてほしいと、あれほど言ったはずですよ。

議会事務局に頼んで、書面やメールなどで報告ぐらいできたと思いますよ。決まったら決まったで、それを流すだけではできることじゃないですか。そうすれば、ああ、こういうふうな形でやってくれたんだと、私たちも安心するんですが、そういった報告も何もないから、こういう質問をするんです。

この代替旅行については、保護者や児童・生徒からの意見や要望についてもお聞きしながら考えていくとのことでしたが、その意見や要望を大前提に考え計画が進められたのか。それとも、学校側が計画したものに対して、理解していただいているものなのか、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

実際、学校行事ということで、校長の判断の下、計画のほうは学校のほうで作成しており

ます。その計画が立った段階で、学校は保護者のほうに説明をし、そこで了承、承諾書を得て、実際に運営という形での行事を進めております。

まだ検討中の段階のところにつきましても、丁寧に保護者のほうに御説明をして、理解を深めて、許可をいただきながら、同じような状況で承諾書を回収しながら、理解を深めて進めていくということで進めております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今言われているのは、学校が示した計画に沿って、説明して、そこに理解をいただいているような、承諾をしていただいたような形に聞こえますけれども、だったら最初から、生徒たちの意見だとか、保護者の意見を聞きながらなんて言わなきゃいいですよ。そういったことを大前提に考えていきたいということを言われたわけでしょう。最初から学校が示すことだったら、そういうことを言わなきゃいい。まして中学校3年生においては、県外へ泊まりについての保護者説明会を実施することで検討している、予定していると言っておりましたよね。この新型コロナウイルス、比較的冬季に活発化するおそれがあると専門家が言われているわけは十分承知していると思います。

県内の日帰り旅行でも、修学、学んで、また思い出づくりもできる場所はあると思います。例えば、これは私の個人的な思いですが、昨年度あのような記録的な台風により被害をもたらした被災地等あるわけですよ。そういったところを見学して復興状況を学んだりすることも一つの修学だと思うんです。また、そういうことばかりじゃなくて、その後には、例えばドイツ村できらびやかなイルミネーションを見ながら乗り物を楽しみ、また食事をするとか、そういった計画なんかもぜひとも学校側に提案していただけたらありがたいなと思いますけれども、これは個人的な意見ですから。

そういったことも、県内でも泊まりじゃなくても、このようなことがありますから、いずれにしても学校側が計画した案を説明会で実施するだけではなくて、一番はこのような、今、世の中が暗闇になっていますので、生徒たちの思いがかなうような、また保護者たちにもかなうような意見や要望に沿った代替旅行となるように、当然、新型コロナウイルス感染症も考慮して、一生の最高の思い出となる計画で進めたいと思います。

次に、通常登校となつてからの小・中学校、児童・生徒に対する教育と教職員の皆さんに負担などの問題はないのか。実際には、新型コロナウイルスの対策は、誰しものが負担があるわけ

ですよね。私もぜんそくで、本当はマスクなんかつけたくないんですけども、息苦しくてしょうがないんです。でもやっぱり負担がかかっているんです、このように。誰しにも負担がある。

現在の状況下での教育に当たり、教職員の過労ややり切れない点の意見や相談はないのか。この辺をお聞きしたかったのですが、教育長から、先ほど子供たちの学習については、学習サポーター等で行っている。また、教職員に当たっては、スクールサポートスタッフ等の配置で、児童にとっては、きめ細やかな学習は行われているよう努めてくれている。教職員には、負担軽減のためにも、このスクールサポートスタッフ等を配置して、できていると答弁いただきましたよね。ということは、遅くまで残って仕事をされている職員はいないということに理解してよいのか御答弁ください。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

いろいろな学習サポーター、そしてスクールサポートスタッフ等、職員のほうの業務改善については、取り組んでいる状況もあります。

働き方改革を含め、こちらのほうの職員のほうの配置ということで、各小・中学校……

（「残っている職員がいらないのか聞いているだけです」と言う者あり）

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） 分かりました。実際のところ、業務が増えているということもありまして、昨年よりかは早く帰れるような状況、退勤できるような状況になっています。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6 番、古川徹君。

○6 番（古川 徹君） 6 番、古川です。

早く帰れるようになっているんですね、職員さんが。私も気にして、そのところはこれからもしっかり見ていきたいと思います。

委員会としてもしっかりその辺も考え、やってくれていると思いますので、文句言うわけじゃないんですけども、先生方にも大変な負担がかかったらしょうがないので、その辺しっかりやっていただきたいと思います。

では、教育についての再々質問になりますけれども、I C T教育、タブレット端末の導入を今年度中、12月中には整備ということで、今年度中には全児童・生徒に整備するとのこと

ですが、万が一コロナウイルスの影響により、学校が休校となった場合、オンライン授業での教育も可能になりますが、もしオンライン授業を行う場合は、どの方式で行うのか聞きたいのと……

○議長（内山菊敏君） 通告にありますか。

○6番（古川 徹君） あります。これ授業の一環です。教職員の皆さんも、オンライン授業で対応できる体制づくりはできているのか。それと、家庭内にインターネット回線の環境がない児童・生徒にはどう対応されていくのか、3点についてお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） すみません。じゃ、ICT環境のこと、3点、お話のほうがあったと思います。一つずつ説明させていただければと思います。

ただいまLAN整備につきましては、11月中に各学校のほうに完了して、今、確認作業に入っております。12月末までに、タブレットが導入されるということで、今進んでおります。7月からGIGAスクールの準備委員会ということで、先生方の研修の前に、どのような運用方法をしていくのかということで、各小・中学校の代表の先生方と併せて教育委員会中に入りながら、今、策定のほうを進めております。

来年度に実際導入……、来年度でない、1月以降導入が入ってきて、現物が各小・中学校に配置されました後、実際に職員にはそのタブレット等を使いながら、研修のほうを進めてまいる予定になっております。

実際、ネット環境のほうにいきますけれども、70%と先ほどお話があったと思いますが、実際こちらについては、今後、Wi-Fi環境がある、ない、再度調査のほうを進めていきまして、こちらのほうでタブレットが各家庭で可能かどうかを確かめながら進めていくという状況になっております。

実際、オンライン環境がないという状況になりましたら、Wi-Fi環境のある場所を使う、またはオフラインでもタブレットに事前にコンテンツ等を導入していると、家庭でも練習問題等ができるようになっていくという仕様になっておりますので、そちらのほうを子供たち自身が使っていけるようにということで指導を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今、私はオンライン授業で、どの方式でやるのかということを聞いたんですよね。それを

まだお答えいただけていませんけれども、時間がないのでいいです。

オンラインというのは、2通りパターンがあると思うんですよ、オンデマンドとライブ方式とありますよね。そのどちらをやられていくのかということがお聞きしたかったので、その辺まだ検討もされていないんですかね。ですよ。現在についても、職員たちは対応できるような状態じゃないと。これから、1月から学んでいくと、研修等で。ぜひ整備されるまでに、そういったことを、研修をしっかりとやってもらって、いざというときにはすぐ使えるような形で取っていただきたいと思います。

オンデマンド方式のオンライン授業ですと、課題を提出期限までに出せばよくなるというような形もありで、そうすると期限ぎりぎりまで行う可能性が出てくるんですよ。そういった面もよくないところもありますし、また、ライブ方式、オンラインで授業をしますと、音声や顔は出さない授業となりますよね。ですから、職員が一方的に授業を行うため、児童が本当に授業を受けているのかどうか判断できなくなる可能性も出てくると思いますので、できる限り余裕教室等を使いながら、また活用しながら対面授業で、グループ分けなどにして、感染症予防に配慮しながら行うのが望ましいと思いますので、そのような体制づくりも今から考えて進めていただきたいと思います。いいですか。よろしくお願いします。

では、次に移ります。

かたかいこども園での施設管理と整備計画ですが、9月の定例会で、旧園舎の3部屋にある出入口のガラス窓がレールから外れてしまい、大変危険だとお伝えしてあります。いまだに改善がされていないと、保護者から連絡がありました。担当課ではすぐに業者に相談し修繕や取り替えるようにしますとのことでしたが、なぜいまだにできていないのか。私もお願いしてから少し時間を置いて園のほうに確認をいたしました、確かに今進めてくれているとは言っていました、いまだにできていない。今まで園では、そのガラスの窓に触れないように、幼い子供や保護者にお伝えしていたようですが、先生方も目が行き届かない場合もあるわけで、ましてや幼い子供たちが理解できるわけがないんです。

確かに担当課では、お願いした後にすぐ業者に依頼してくれたと思いますが、依頼したその後の確認というのはされないのでしょうか、お聞きしたいのと、それと、排水口からの悪臭の件についてお願いしておりますので、その辺の管理状況も併せて御答弁ください。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、サッシの外れるという点の件でございます。議員から以前お話があった後に

かたかいこども園舎、旧東保育所園舎につきましては、部分的に不具合が発生しており、改修が必要となっております。現在は、専門業者に現場を見ていただきまして、意見を聴きながら、サッシのほうの対応をさせていただいて、必要な修繕は完了しているところでございます。

また、悪臭の部分につきましては、やはり専門の業者に確認をさせていただき、臭気トラップ、これが配置されていなかったという原因がありましたので、それを改善できるように、既に工事のほうは完了済みとなっております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

そうしますと、そのガラス窓が外れてしまいそうな危険な窓も直った、そして悪臭もなくなったということによろしいですね。後で確認してみます。

では、施設整備計画についてですが、かたかいこども園を限定して今回お聞きするのは、とようみこども園については、来年度、旧園舎の全面改修が行われると。あれ、違いましたか。このようなことを担当に相談に行ったときに聞いたんですけれども、違いますか。そのようなことを聞いたので、今回かたかいこども園に限定したんですよ。

かたかいこども園の旧園舎も、町がこども園化を進めるに当たり、園舎の内装やトイレの入替えを要望してあります。計画を立てて順次改修をしていきますとのことでしたが、整備計画はどうなっているのかお聞きしたいのと、時間がないので併せてお聞きしますけれども、財源が確保できずに、子供の環境の充実ができないのであれば、若年層の移住・定住者も魅力がなくなり、人口減少に拍車をかけることにもなり得るということは、再三にわたり申し上げています。

今年度はコロナウイルスの影響で、町行事のイベント等々も、先ほど町長も言われていましたが、中止になり、不用額等も相当出ていると思います。その財源の一部を充てるなど、また基金というものもありますから、基金からの繰入れなどで早期に整備することはできないでしょうか。

最初に質問したことは、課長に答弁いただきたいと思いますが、担当の。そして、今言ったのは、財政問題でありますので企画財政課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、施設の改修計画でございます。こちらにつきましては、町長答弁にもさせていただいていますが、現在につきましては、こども園施設については、令和元年からこども園2園化の運営が始まり、幼児教育・保育の中心施設として役割を担わせております。

本町の幼児教育施設につきましては、平成27年3月に策定した子ども・子育て支援事業計画並びに平成29年11月に策定した子育て支援施設個別施設計画に基づき、計画的に施設の整備、集約並びに大きな改修を図ってきたところでございます。現状、かたかいこども園については、先ほどお話ししたとおり、平成30年に大規模改修を実施しております。

今後の予定では、とようみこども園への旧園舎の改修をまず先行して行う予定をしておりますが、先ほど申されたとおり、かたかいこども園舎、この部分の改修が必要な部分、今後改修が必要であるだろう部分、これにつきましては、園児の安全・安心を確保した上で、今後財政部局と協議しながら、順次対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま担当課長から御答弁のあったとおり、個別の施設計画がございます。これに沿いながら、内容を十分精査し、限られた財源を有効に活用するべく努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

とにかく、今、先ほども言ったように、子育て、子供に関することですよ。しっかりね、財源がないなんて理由にするんじゃなく進めていただきたいと思います。

毎回毎回、これも順次進めていく、順次進めていくと、年度をまたいでということは、1年でもたったらやってもらえると思うものが出てきていいと思うんですよ。ところが、全然先に進まないじゃないですか。そういった形に見えるような形で、これは計画を進めていただきたいと思います。

以上でございます。私の質問を終わりたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は11時30分です。

（午前11時19分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 28 分）

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

令和2年12月定例会において質問させていただきます。

早いもので、コロナ対策に心血を注ぎ続ける今年も、最後の月を迎えました。感染の拡大になかなか歯止めがかからず、この約3週間が正念場とされています。1年で最も忙しく慌ただしい12月ですが、一人一人がいつでもマスク、3密の回避、小まめな手洗い、消毒などの基本的な対策を徹底し、新たな年へと立ち向かっていきたいと思います。

それでは、町民の皆様からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについてお伺いいたします。

中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進している河野太郎行革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち99.247%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5,000手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、僅か1%未満の計111種類とのことです。また、河野大臣は、存続する担当部分は、印鑑登録されたものや銀行の届出印など、そういうものは今回は残ると説明され、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には、電子認証などが導入されるだろうとの見通しを示しました。

さらに、政府・与党は、確定申告などの税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。

このように、行政手続文書だけでなく、税に関わる他の書類でも、押印廃止の流れが加速化しています。国において、行革担当大臣が推し進めているこの押印廃止について、言われているとおり、約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、本町の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リ

ストの洗い出しを積極的にすべきと考えます。

そこで2点お伺いいたします。本町では、既に国の動きに合わせて準備を進めているのか、取組状況と、押印を廃止できる文書のリスト化の準備状況をお伺いいたします。

2項目めに、マイナンバーカードの有効活用についてお伺いいたします。

I C Tやデータの活用は、先進諸国に大きく水をあけられていて、特に後れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均で僅か7%程度との報道もあります。

本町においても、国に歩調を合わせて、行政手続のオンライン化の推進と、今後、D X（デジタルトランスフォーメーション）に取り組むことは当然として、大事なことは今からでも取り組める可能な限りのオンライン化を進めるべきと主張します。国の主導する本格的なD Xを待って、システムも統一標準化されてから、その後に本町の対応を検討しようというのではなく、町民サービス向上、行政の効率化のため、現状の制度、システムを活用してできることから、先んじて実行することが重要だと考えます。

町長及び町当局は当然御承知されていることと思いますが、今からすぐにでも実現可能な行政手続のオンライン化、それはマイナンバーカードを活用した、マイナポータル・ぴったりサービスのフル活用です。これには、自治体レベルで、新たなシステム構築などは必要ありません。菅政権も行政のデジタル化を進める重要な手段として、マイナンバーカードの活用を重視し、普及促進に向けて、健康保険証や運転免許証など、個人を識別する規格の統合を目指しているところです。このぴったりサービスは、各自治体の手続検索と電子申請機能をも可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育ての慣例では、児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出などなど、幅広い行政手続をパソコンやスマホから申請できます。

そこで、マイナポータル・ぴったりサービスにあるメニューの中で、既に活用されているのは何か。また、今後活用を検討している事業があればお答えください。

3項目めに、東千葉メディカルセンターの内部告発についてお伺いします。

東千葉メディカルセンターは、平成26年4月の開院から6年になります。累積赤字は、令和元年度で48億7,800万円と見込まれ、新型コロナウイルスの影響でさらなる経営悪化が危惧される状況の中、東千葉メディカルセンターで高額な業務委託や不当な昇給があると指摘する告発文が出回り、新聞報道やインターネットでも公開されました。公開後、本町では、10月30日と11月9日に全員協議会を開会し、速やかな調査を求めました。また、11月24日の

全員協議会では、告発文書の内容などについて、病院側は勤務実態のない職員への給与支給を事実と認めました。また、実績のない東金市内の業者との業務委託契約についても、随意契約だったと認めました。

このような状況下において、早急な対応が必要であることは言うまでもありません。東千葉メディカルセンターは、安全で質の高い医療を提供しており、救急医療、急性期医療を核とした三次救急医療に貢献しており、本町の厳しい財政状況の中で、開院以来、設立団体として、多額の税金を投入して病院の経営を支えてきました。したがって、今回の問題は決して見逃してはならないことです。

私からは、細かい質問はしません。設立団体である本町として、告発文が出てから今までどのような対応をしたのか、また今後どのような対応をするのか、答弁をお願いいたします。

再質問は自席で行います。

○議 長（内山菊敏君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

初めに、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについての御質問にお答えいたします。

1点目の、既に国の動きに合わせて準備を進めているのか、取組状況を伺いたいと、2点目の廃止対象リストについての御質問につきましては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

現在、国において、行政手続における書面規制、押印及び対面規制の見直しが進められており、地方公共団体においても、これらの見直しに積極的に取り組むことが要請されております。

このことから、本町におきましても見直しに向けた準備を進めております。今後の取組につきましては、国から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、本町における行政手続及び内部手続の種類をリスト化しながら、国の取組に準じた対応を適切に実施してまいります。

次に、マイナンバーカードの有効活用についての御質問にお答えいたします。

1点目の、マイナポータル・ぴったりサービスにあるメニューから既に活用しているのは何かとの御質問ですが、現在活用しているメニューは、子育てに関する分野でございます。妊娠届や児童手当、保育などの手続につきまして詳細を確認することができるほか、一部は

電子申請も可能となっており、マイナンバーカードを活用した行政サービスとして提供しております。

2点目の、今後活用を検討している事業があるかとの御質問ですが、今後のマイナンバーカードの活用につきましては、令和3年3月から医療機関や薬局の窓口においてオンラインでの資格確認が開始されることに伴い、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に被保険者本人がマイナポータルで保険証利用の登録を行う必要があることから、その方法等について引き続き周知してまいります。

次に、東千葉メディカルセンターの内部告発についての御質問にお答えいたします。

今回の告発に関しましては、告発文を確認した当初から設立団体として東金市との情報の共有に努め、連携して事務作業を進めてまいりました。

そのような中、10月30日には法人に対し、地方独立行政法人法の規定に基づき設立団体への報告を求めるとともに、11月19日には東千葉メディカルセンターへの立入検査を実施いたしました。立入検査の結果、東千葉メディカルセンターでは、事務処理の全般につきまして、関係規程の不適切な運用が多く認められ、設立団体としてもチェック機能が甘かったと反省をしているところでございます。

今後、設立団体として、同法の規定に基づき、千葉県の指導を仰ぎながら、法人に対し、是正・改善措置を取るよう命ずる考えでございます。

以上で善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。それでは再質問させていただきます。

初めに、行政手続における押印の廃止の中の、国の動きに合わせて準備を進めているかどうかの再質問ですけれども、町長答弁の中では、現在、国の動きに合わせて準備を進めているという答弁をいただきましたので、その準備を進めている、その具体的にどういうことをしているのか示していただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、見直しに向けた準備についてお答えさせていただきます。

行政手続における書面規制、押印及び対面規制の見直しの中で、まず、押印の見直しに向

けた準備を進めています。現在、全職員に対し、押印を必要とする業務の洗い出しをするよう、11月18日の庁議の席で指示をしたところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 分かりました。国の動きに合わせてやってくださっていると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、廃止対象リストの件で、国において急ピッチで洗い流しをしているように、本町においても、現状、押印を必要とする行政手続文書が幾つあって、そのうち国と連動せざるを得ない文書が幾つ、町単独で判断できるものが幾つなどというように、早急にリスト化をすべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、廃止対象リストについてお答えさせていただきます。

善塔議員のおっしゃるとおり、今後、行政手続や内部手続に係る押印の見直し等を進めていく上で、リスト化は必要であり、早急に対応すべきと考えております。

つきましては、今後、調査を行い、現状押印を必要とする手続がどの程度あり、そのうち押印が必要なもの、押印が不要なものなどを選別、リスト化し、見直しに向け適切に対応をしてまいります。

なお、現在、町単独で判断できるものについて、分かっている範囲ですが、町の例規データベースシステムで管理をしています条例、規則、要綱等、これらを「印」という言葉をキーワードにしまして検索をしたところ、およそ300件程度回答があるということでございます。その中を見ていきますと、各種様式等の中に「印を押す」というような形での該当しているようなものが多数ありますので、このあたりについては、当然国からの方向性の指示等もあると思いますので、そういうものも参考にしながら、押印の必要なもの、不要なものというものを整理して、後れることのないように対応していきたいと思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。ありがとうございます。

今、課長から答弁いただいて、町単独の条例に「印」と押されているのは300ぐらいあるということで、印を押さなくてもいいものもあれば、また、国の連動する中で必要なものもあると思いますので、しかしそこはちゃんとしたものをリスト化していただきたいと思ってお

ります。もし数字を明示できるのであれば、行政手続文書の数とそのうち押印を廃止できる文書の数も明らかにしてください。

内閣府規制改革推進室によると、国のこうした動きに合わせて、自治体対象の押印廃止に向けたマニュアルの策定にも着手するとのことですが、このマニュアルを待ってから着手するのでは遅過ぎると思います。押印廃止と書面主義の見直しについては、国の動きを敏感に察知して、何よりも住民サービスの向上に向けて、町長のリーダーシップの下、早急の洗い流しと対応を期待いたします。

それでは、次に、マイナンバーカードの有効活用の中の1点目の、マイナポータル・ぴったりサービスについて。

内閣官房IT総合戦略室、番号制度推進室によると、ぴったりサービスの中で、児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健など、子育てワンストップサービスの電子申請対応状況は、今年6月末現在で950の地方公共団体が実施済みで、全体の75.3%とのことですが、介護ワンストップサービスの対応状況は、同じ地点で83の地方公共団体、9.6%、被災者支援ワンストップサービスだと33の団体、2.2%にとどまっているとのこと。本町は、先ほど町長から答弁いただきました、妊娠届や児童手当、保育など、子育てワンストップサービスのみ提供されているようですが、現在の状況、利用状況をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

子育てに係るマイナポータルでの申請実績につきましては、導入後、現在はゼロ件となっております。現状では、申請の際の添付書類の提出を考えると、結局窓口に来庁しなければならず、また、子育て事業がほかの事業にも関係が及ぶことが多く、家庭環境やその悩み、そのほかにも必要な情報の提供など、対面による聞き取りや行政側からのアドバイスが大変重要となっております。

さらには、昨今の虐待等の早期発見などの対応を考えますと、申請などの際の窓口での住民との関わりは必要不可欠だと考えております。これは、本町が今後も子育てしやすい環境づくりを充実させていくためにも、大変重要なことであると判断しております。

なお、申請の一つの手段として、引き続き電子申請化の推進は図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

状況がゼロ件で、ちょっと残念な結果だと思います。確かに窓口に来て、いろいろと話し合っ、いろいろと指導してくださっていることはいいことだと思いますけれども、オンライン申請をしようとしても、添付書類が必要だから多分窓口に来ると思うんですけれども、この添付書類を求められるため、窓口での手続が必要になっていると思います。

今後、子育ての行政手続において、オンライン化を推進していく中、住民さんがオンライン申請手続をしたほうが便利だと思われるような改善が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、平成31年には、介護ワンストップサービスと被災者支援ワンストップサービスのガイドラインが公開されているものの、現在のところ活用ができていないようですが、理由と今後の取組方針をお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは子育ての部分に関しての回答とさせていただきます。

今後、電子申請の有効性を高めるためには、国などによる各制度の改正等が、添付書類の簡略化を図れるよう直されることが必要だと感じております。

なお、子育て事業に限れば、対象者の利便性を高めるためにも、申請手段の一つとして利活用を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 私のほうからは、介護の分野ということでお答えさせていただきます。

介護ワンストップサービスにつきましては、介護保険に係る申請手続の利便性を向上させ、介護者やケアマネジャーなど介護に携わる方の不安や負担の軽減を図るといった点から、総務省が運営をいたしますマイナポータルのインターネットサイトを經由して、保険者でございます町へ電子申請を行うものというふうに理解してございます。

現時点において、法令によって添付が必要とされる書類であるとか、被保険者証の回収・交付、記載事項の修正など、電子化を完全に実施するに向けては様々な問題もございまして、ある程度はクリアが必要であるというふうに考えているところでございます。

そういったことから、町が電子申請を可能とするために必要なツール、これを用意すると

いった具体的なスケジュールは決定してございませんが、今後、社会的な背景も考慮した上で、導入に向けて、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、総務課の場合でございますけれども、マイナポータル・ぴったりサービスの利用対象としましては、被災証明の申請が想定されます。

申請には、被害写真や見積書の添付、状況に応じて聞き取りが必要となります。大規模災害時には、復旧の際に速やかな証明書の発行が求められますので、被災証明書につきましては、従来から窓口への持込申請により、必要書類を確認の上、その場で証明書を発行しております。

町域が狭い本町は、窓口申請や電話問合せ、直接住民と接することで迅速な対応が図られていると考えております。また、現状、電子申請の実施には、町単独システムを構築しなければなりません。

このような理由から、全国のぴったりサービスの登録例では、そのほとんどが電子申請可能なものではなく、申請書を作成、印刷し、市町村窓口を持参する形となっており、結果的に、ホームページ上の申請書のダウンロードによる運用に近いような状況となっております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。ありがとうございました。

子育てワンストップの状況は分かりました。介護ワンストップサービス、また被災者支援ワンストップサービスもいろいろと考えていただいていると思いますが、これからのようですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

確かに添付書類が必要で、行政サービスにとっては、窓口に来ていただいたほうが分かることもあると思いますが、国が進めてきているマイナポータルも使うこともできると思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

2点目の今後活用を検討している事業の中で、マイナンバーカードの活用については、来年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになるようですが、利用にはどのような手続方法が必要なのか、詳しく教えていただきたいと思ひます。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） お答えいたします。

マイナンバーカードを保険証として利用するに当たっては、事前の初回登録が必要となります。

健康保険証の登録方法は、パソコンかスマートフォンによりマイナポータル、いわゆる政府が運営するオンラインサービスで行う方法と、役場住民課に設置している端末を利用して行う方法がございます。

役場端末利用の場合は、登録について職員が操作の案内をいたします。登録に必要なものは、マイナンバーカード自体と、暗証番号4桁のみでございます。

なお、医療機関や薬局では、令和2年度から順次必要な機器が導入されておりますが、カードリーダーが導入されていない医療機関などでは、これまでどおり健康保険証が必要となります。これは、令和5年3月末までには、ほとんどの医療機関や薬局で利用可能の予定となっております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。ありがとうございます。

マイナンバーカードがすぐに健康保険証になるわけではなく、課長答弁いただいたように、マイナポータル、ただ事前の登録が必要だということでしょうか。分かりました。

新潟県三条市は、平成30年4月からぴったりサービスの利用拡大に取り組み、国が指定する手続15種類に加え、児童クラブの入会申請、子ども医療費受給者証の交付申請、国民年金被保険者資格の取得等々、市の判断で新たに23項目にわたる様々な分野を追加して、オンライン申請を可能にしています。

私が平成29年9月議会で、マイナポータルの質問をしたときに、当時の総務課長から、各課におかれましては、当然各課が所管するサービス、これに対してのマイナンバー、マイナポータルとしての活用等ございますので、総務課を軸として各課と連携しながら努めてきたというところでございますと答弁をいただきました。

そこで、本町でも町独自の取組を検討しているようでしたらお答えください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

今現在、独自というものがまだないところでございます。ただ、今後、国はデジタル化推

進の一環として、行政書類の標準化というものを計画しておりますので、マイナポータル・ぴったりサービスの利用を見越したシステム構築も考えられますことから、国の動向及び全国、近隣の市町村の取組を注視しながら、運用について研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

本当に他市において実現できていて、本町ができていないということはないと思いますので、前向きな検討と御決断をよろしくお願いいたします。また、今後も、総務課が軸となつて、各課と連携をしながら進めていただきたいと思います。

いずれにしても、マイナンバーを取得しなければ、保険証やオンライン申請もできませんので、普及促進に力を入れていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の項目の東千葉メディアセンターの内部告発について。新聞などでいろいろと報道されているので、町内だけではなく、他市町村から、病院大丈夫とか、大変だねという連絡が私のほうにあるんですね。ですので、設立団体として、東千葉メディカルセンター、この病院をどうあるべきと考えているのかお答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

今回こういった形で東千葉メディカルセンターが注目を浴びてしまいましたが、メディカルセンターは、増田理事長を中心とした現体制に移行して以降、目に見える形で医療の質が向上してございまして、このコロナ禍においても、山武長生夷隅保健医療圏における中核病院としての位置づけを確立してまいりました。

しかしながら、こういった現体制への移行責任体制、全てを否定するということとはできないと考えてございます。設立団体といたしましても正すべきことは正すと、こういったことといたしまして、引き続き安全で質の高い医療を提供するとともに、患者や地域住民、地域の医療機関から、より信頼される病院になっていくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

正すべきことは正す、よろしくお願いいたします。

それでは、設立団体の責任として、今後の対応をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターは、地方独立行政法人法といった従来の公営企業とは違いまして、多くの経営の自由度が法人に認められておりまして、結果的に法人色の強い経営がなされたということ、それから、収支の面だけでなく、今回の告発を含めまして、目に見える形で経営の改善がなされていないことにつきまして、設立団体の責任において、より踏み込んだチェックをする必要があったと考えているところでございます。今後の大きな課題でございますので、しっかり捉えていきたいと考えてございます。

設立団体といたしましては、この内部告発について真摯に受け止めて、法人に対し是正改善を求めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

より踏み込んだチェックをしていただき、一日でも早くはつきりすることを求めます。そして、町民の信頼を回復し、健全で安定した病院運営が図られるよう取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は1時5分です。

（午後 零時03分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、令和2年12月定例議会におきまして、一般質問をさせていただきます。

本年は、年頭より予想もしない困難が次々に起こり、心休まることのない1年でございま

した。今後もまだこの状況は続いていくものと思われますので、気持ちを引き締めて臨みたいと思います。

「大悪起れば大善来る」という先史の言葉もあります。希望を持って日々精進していきたいと思うところです。

日頃より皆様からお寄せいただく御意見を基に質問させていただきます。当局におかれましては、分かりやすく丁寧な回答を望みます。

町民の方には、新聞報道などを通して、大変御心配をいただいております東千葉メディカルセンターの問題から質問させていただきます。

東千葉メディカルセンターへの対応について。

希望退職者に対する今後について。

今回の告発や質疑においては、専門家及び法に照らし検証を待つべきと思うところですが、この問題を通して、法人と本町の連携が取れていなかったのではないかとこのところを反省いたしました。四半期ごとに、経営面での赤字の解決や改善の方法など報告を受け、質疑をいたしておりましたが、病院の抱える様々な問題には思い及ばなかった。そこに働いている方は、周辺地域の雇用で成り立っており、今回の希望退職者については、本町の若い人材も多数働いておりました。経営改善のための努力の陰には、苛酷な現実も浮き彫りにされております。

そこで、こういった就職先をなくした方への支援が何かできないのか、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、東金市との連携を含む今後の取組についてお伺いをいたします。

さきの議員からも質疑がありましたが、東金市と今後も連携をして臨まない、本町の経営戦略にも支障を来すと思われます。また、東金市に頼るばかりでなく、本町としてもきちんと検証し、今後の真剣な取組をしていかなければなりません。

そして、この取組がこれから先、生かしていけるような連携を深めていくべきと考えております。

そこで、当局のこれからの見解をお伺いいたします。

次に、農業の水利・区画に関する農業政策についてお伺いいたします。

現在の農業を含む水利の実態について、本町の農業水利施設、特に豊海地域は、旧施設のままのところが多く、手掘りの用水路はところどころで住宅に隣接し分断をされております。壊れた水路の穴にも害獣が隠れて住んでおり、耕作放棄されている樹木、雑木、雑草の陰に

は害獣が潜み、田畑を荒らしております。近年、これらの被害で作物の収量も減って、収入も安定していないという声も聞かれております。

そこで、本町の水利・区画の整備は、農業の継続のためにも必須と思われますが、この点についての当局のお考えをお聞かせください。

次に、農業土地集積に関する課題についてお伺いいたします。

この問題も何度か取り上げさせていただいておりますが、農業者の相対では、なかなか前に進んでいかない状況です。どんな方法で進めていくのが最良なのか、進捗、また、これからの取組をお聞かせください。

本町の農業を続けるために必要な政策についてお伺いいたします。

農業にとっての水、区画、土地の問題は、継承者がいないと現在の農業者も先が読めないので、積極的に取り組めないということをよく伺います。

そこで、町として、今後どのように取り組まれていくのかをお伺いいたします。

次に、土地相続の問題についてお伺いいたします。

未相続・相続放棄地の事務の進め方についてお伺いします。

土地の相続では、税金の問題や取壊しの費用負担の大きさなどで、近年、相続されない場合があるようですが、件数として現在どれくらいあるのかお聞かせください。また、その行政側の事務的な手順と問題点をお聞かせください。

次に、未相続・相続放棄地の活用について。

近隣でも、アライグマやハクビシンなどが、相続に積極的でない空き家の管理の悪さ、手つかずの荒地などに多く発生しております。住宅地にも出没をしております。どこから来るのか、住民はその実態も分からず、ただただ被害に遭うばかりです。

そこで、そういった空き地、空き家の土地、家屋の利用を進めることができないのかお伺いいたします。

次に、外国人観光者の対応についてお伺いいたします。

外国からの来訪者に向けた環境整備について。

コロナウイルスの影響で、オリンピック・パラリンピックが来年に延期になるという予定でございますが、オリンピックにかかわらず、本町の観光にも外国からのお客様にも力を入れていくべきと思うところですが、当局のお考えをお聞かせください。

その際、外国人の避難誘導について、災害は時を選ばず起こり得ることなので、今からでも外国の方への対応をどのようにするのか、当局のお考えをお聞かせください。

次に、役場内のコロナウイルス対策の対応についてお伺いいたします。

10月、11月と、ますます罹患者が増えて、コロナウイルスに対し、だんだんと緊張が薄れているように、地方では思われます。役場は多くの人が集まる場所なので、クラスターが起きないように、いま一度の警戒が必要です。

来庁者への非接触式体温測定について。

正面入り口や保健センターなどの来庁者に向けて、非接触型の体温計があればと思いますが、設置をお考えではないでしょうか、お伺いいたします。

換気や加湿などの環境整備について。

暖房を入れなければならない季節に、換気、加湿など準備はできているのかをお伺いいたします。

学校におけるコロナウイルス対策の対応について、お伺いいたします。

これも、換気や加湿などの環境整備について、学校施設における環境整備はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

なお、学校のコロナウイルス対策の対応についての御質問は、後ほど教育長から答弁いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、東千葉メディカルセンターへの対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の希望退職者に対する今後についての御質問ですが、東千葉メディカルセンターの希望退職者については、コロナ禍における病院経営の悪化に対応するもので、緊急事態宣言下の勤務の実態と医療提供体制を考慮して、対象の職種と人数を決定したものと伺っております。

こういった状況が改善されれば、経営改善に向けて引き続き増員が必要になると考えております。

町といたしましては、東千葉メディカルセンターの経営健全化のため、各部門の人員管理

が適切に行われるよう支援してまいります。

2点目の東金市との連携を含む今後の取組についての御質問ですが、設立団体として、九十九里町と東金市は、これまでも情報の共有や意見交換をしながら事務事業を進めてまいりました。

今回の告発の件につきましても、発覚当初から情報の共有に努め、日々、意見交換をしながら、議員の皆様提供に提供する資料作成につきましても、病院も含めた中で整理をしてきたものでございます。

そういった中、11月13日には私と東金市長が直接意見交換を行い、今後の進め方などについて協議いたしました。

今後も東金市と連携し、東千葉メディカルセンターが速やかに是正・改善措置を実施し、経営健全化が図れるよう取り組んでまいります。

次に、農業の水利・区画に関する農業政策についての御質問にお答えいたします。

1点目の現在の農業を含む水利の実態についてとの御質問ですが、農業用排水路につきましては、機能低下を防ぐため、各地域で定期的に掘削を実施し、維持管理をしております。

なお、町内におきましては、豊海地区のみ排水路のコンクリート底打ち及び用水の配管設備が未整備となっております。

2点目の農業土地集積に関する課題についてとの御質問ですが、町では、千葉県農地中間管理機構と連携し、農地の集積を推進しております。しかしながら、担い手が不足していることや、借手の条件に合った農地が少ないことなどが、集積を進めていく上での課題となっております。

3点目の本町の農業を続けるために必要な政策についての御質問ですが、町では、地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを計画化した九十九里町人・農地プランを本年度策定する予定でございます。

今年度以降につきましても、人・農地プランに掲げる5年並びに10年後の将来方針に向けた取組を推進するため、地域の農業者の話し合いなどに積極的に参加し、地域農業の実情に即した支援策を提示していく考えでございます。

次に、土地相続の問題についての御質問にお答えいたします。

1点目の未相続・相続放棄地の事務の進め方についての御質問ですが、固定資産税の納税義務者が亡くなり、その土地が未相続となった場合、相続人の中から新たな納税義務者を決めていただくため、御遺族に相続人代表者指定届を提出していただき、指定された方に課税

をしております。

また、相続が放棄された場合は、固定資産税の納税義務者が不存在となることから、家庭裁判所へ財産管理人の選任の申立てを行う相続財産管理人制度により賦課徴収することも可能ではございますが、現状といたしましては徴収できないということが明らかであることから、地方税法に基づき差押え等の滞納処分の執行を停止しております。

2点目の未相続・相続放棄地の活用についての御質問ですが、未相続地及び相続放棄地につきましては、折衝する所有者が特定できないことから、それらの土地の活用は難しいところでございます。

次に、外国人観光者の対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の外国からの来訪者に向けた環境整備についての御質問ですが、現在、海水浴シーズンに当町を訪れる外国人観光客のため、海水浴などを安全に楽しんでもらえるよう、海岸に多言語案内板を設置しております。

また、フリーW i - F i を海の駅九十九里や町営駐車場に設置するなどして、観光客の受入環境の整備に努めております。

引き続きホームページやSNSを活用し、積極的に本町の観光資源をPRすることで、外国人を含めた交流人口の増加に努めてまいります。

2点目の外国人の避難誘導についての御質問ですが、地震や津波などの自然災害が発生した場合、本町を来訪中の外国人観光客に対して、迅速かつ確実に避難情報を伝達する必要があるとございます。

現在、町のホームページでは、観光庁の外国人向け災害時情報提供アプリ、Safety tipsを紹介しております。

また、町津波避難計画も掲載しており、ホームページの翻訳機能を用いて各国の言語に変換し閲覧することで、災害及び避難情報を取得することが可能となっております。

次に、役場内のコロナウイルス対策の対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の来庁者への非接触式体温測定についての御質問ですが、役場内の新型コロナウイルス感染症防止対策といたしましては、新しい生活様式として厚生労働省が示す感染防止の3つの基本を参考にしながら感染防止対策を実施しております。来庁者の方には、来庁時におけるマスクの着用や手指の消毒をお願いするとともに、発熱等の自覚症状のある方や不要不急の来庁自粛を御理解と御協力をいただいているところでございます。

御質問の来庁者への非接触式体温測定につきましても、新型コロナウイルス感染症防止対

策において有効であると認識しております。しかしながら、現時点におきましては、山武健康福祉センター管内の新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況を勘案し、来庁者に対する非接触式体温測定は実施しておりませんが、今後も感染者の発生状況を注視し、感染防止対策に万全を期してまいります。

2点目の換気や加湿などの環境整備についてとの御質問ですが、職場内の新型コロナウイルス感染症の大規模な感染の拡大を防止するため、令和2年4月に発令された政府による緊急事態宣言直後から、総務省発出の「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」により、職場内での感染防止行動の徹底を図るべく、感染予防対策を実施しております。

具体的には、換気の徹底として、庁舎4か所を常時開放するとともに、各課において定期的に換気する、接触感染の防止として、不特定多数が触れる物品等を小まめに消毒する、飛沫感染の防止として、窓口及び執務室にパーティションを設置するなどして、新型コロナウイルス感染症感染予防のための環境を整備しているところでございます。

引き続き新型コロナウイルス感染症に関する情報を収集し、有効な予防対策を実施しながら、感染予防を徹底してまいります。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 荒木かすみ議員からの御質問のうち、私からは、学校のコロナウイルス対策の対応についての御質問にお答えいたします。

換気や加湿などの環境整備についての御質問ですが、密閉した空間で、空気が乾燥しウイルスが活性化する状況を防ぐため、換気と加湿は大切であると認識しております。

そのため、換気につきましては、小学校では45分に1度、中学校では50分に1度、休み時間ごとに窓を開け換気を行っております。

また、加湿につきましては、小学校は全学級分の加湿器があり活用しております。

中学校につきましては、全学級分の加湿器がないため、早急な対応について学校と協議してまいります。

いずれにいたしましても、マスクの着用、手洗い、うがいを徹底するとともに、文部科学省からのガイドライン等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

では、東千葉メディカルセンターの対応で希望退職者に対する、具体的に、現在、退職者の状況、どれぐらいになっているのかお伺いをいたします。また、どういうふうに対処されているかお伺いをいたします。1項目ずつお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターの希望退職の状況について、御説明をさせていただきます。

希望退職者を募った際の対象者については、非常勤職員も含めた中で、全体で108名でございました。内訳を申し上げますと、事務職が74人、看護補助者が29人、ソーシャルワーカーが5人でございます。

現在の状況といたしまして、9月定例会で報告をさせていただきました退職者18人、その後さらに1名が退職されたということで、19名減の89人と聞いてございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 多分この数字、東千葉メディカルセンター内のことだと思うんですね。それでまたいろいろと、ほかの業者さんなんかからすると、大変な数に上ると思うんです。ぜひ手厚い、これらの方々の手当てといたしますか、きちんと配慮していただけたらというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それで、次なんですけれども、設立団体として、東金市が一生懸命動いている、九十九里町は対応が遅いのではないかと、何もしていないんじゃないかという声が聞かれることがあるんですけれども、この点について当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東金九十九里地域医療センター、東千葉メディカルセンターに関する事務作業につきましては、以前は東金市役所の中に設置いたしました医療センター推進室、現在の医療センター推進課でございますが、ここに町からの派遣職員も加わった中で事務作業を行ってございました。

現在は、市町がそれぞれ法人の設立団体といたしまして権限を持つ中で協力し合いながら事務作業を進めているものでございまして、東金市では、専属の部署がメディカルセンター

の対応に当たっておりますので、東金市が先行して事務作業を進めていくといった場面もございますが、情報の共有を図りながら物事を進めるとともに、それぞれの意思を尊重しながら、設立団体としての意思決定をしているものでございます。それゆえ、すり合わせ作業の中で、町としての意思を反映させているものでございまして、決して九十九里町が除外されているとか、東金市のみの意見が反映されているといったことはございません。設立団体といたしまして、共通認識の下で、全ての事務作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

今九十九里の医療センター推進課のお話が出ましたけれども、今は九十九里から出していないということだと思うんですけども、今後この医療センター推進課に職員を派遣するお考えがあるかどうか伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 医療センター推進課への職員の派遣につきましては、東金市の要請に基づいて必要性を協議させていただいた中で、派遣について検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ぜひ九十九里の意見が反映されるような形で、持っていただけるようにお願いいたします。

働いている方に動揺がないように、また、最良の医療が提供できるような体制づくりを望みます。

今後、これからの報告も待たれますが、第三者による検証で明らかになるよう期待をいたします。

次に、農業について質問させていただきます。

先ほど豊海地域、少し遅れているような状況であると町長からの答弁がございました。これより先、豊海地域の水利・区画に関して、豊海地域は区画一つずつが狭くて不在地主も多く、農業者としての不在が多く、将来的にも先の見えない状況で、水利・区画に手が出せないというふうな農家の苦悩があらうかと思います。どのように進めていけばいいのか。例えば話合いの規模、話合いの持ち方など、課題、方向性について、この点についての当局のお

考えをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

議員御指摘の豊海地区の課題と問題点というところで、その辺を把握し解決するために、地域において将来の営農を話し合う場が必要であると考えております。

話合いの規模や持ち方でございますが、例えば水利系や集落単位等の地域の実情によって進める必要があると思います。地域の農業者の皆さんが何をしたいかが重要であり、そのために現状把握や地域の課題と将来像を共有し、意見集約を図ることが必要でございます。町も話合いの場には積極的に参加し、支援制度などについて説明をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

地域差があるということが、ちょっとここ気になる場所なんですけれども、2番目の農業土地集積に関する課題の中でも、中間管理機構を通して、土地の貸し借りが行われていると思います。

そこで、この中間管理機構はどれぐらいメリットといいますか、実績を上げているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

それと、成約しない場合は、その後が問題になるというふうに思われますけれども、この中間管理機構にどれぐらい、できた、できない、分かれば教えてください。

中間管理機構、たしか土地預かり期間が2年と決まっていると思うんですけれども、この2年後またどうしてしまうのかということも心配です。そしてまた、中間管理機構を通さないうで、農業委員を通しての相対の数、多分正確には分からないと思いますけれども、割合がおおむねどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 中間管理機構を通した農地の貸し借りの実態等について説明をさせていただきます。

農地の賃貸借ですが、29年度の賃貸借面積は25万7,934㎡、いわゆる25.8ha、このうち中間管理機構分は2万9,024㎡、2.9haとなっております。11.3%、賃貸借面積に占める中間管理機構分は11.3%となっておりますのでございます。

30年度につきましては、賃貸借面積が26万5,114㎡、26.5haのうち、中間管理機構分は4万5,647㎡、4.6ha、17.2%という状況でございます。

また、令和元年度の賃貸借面積につきましては33万9,902㎡、34ha、このうち中間管理機構分は6万1,450㎡、6.1ha、18.1%の状況でございます。

令和2年9月末現在の累積の賃貸借面積でございますが、173万7,609㎡、173.8ha、このうち中間管理機構分については32万722㎡、32.1ha、18.5%に相当するものが中間管理機構分の扱いとなっております。

それと、中間管理機構、2年間の中で、賃貸借に発展しなかった場合についてのお問合せかと思いますが、2年間たって賃貸借が設定されない場合は、地主さんに返るというような状況になります。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 今お聞きのとおり、1割から2割に満たないぐらいという数であります。それ以外はみんな相対ということでよろしいですかね。

その貸し借りが成立しない場合は、そのまま放っておかれてしまうということになってしまうので、やはりこの辺がこれからの農業は心配だなというふうに思います。

次に質問いたします。本町の農業を続けるための必要な政策についてお伺いいたします。

担い手がないということで話合いが進んでいないのかなというふうに、全体を通して思うところですが、今後、農業の可能性として、無人の農業機械、ドローンを使った播種作業や施肥なども考えられます。こういうものを扱える人材の育成にも注力していかなければならないと思いますけれども、この点について支援があるのかないのかを教えてくださいたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

ドローン等の機械等の導入等についての支援というところでお答えさせていただきます。

本年6月に、国において経営継続補助金制度が創設されました。この制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止策を行いつつ、販路回復や事業継続転換のため、機械設備導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図るものでございます。

本事業では、生産出荷現場で作業員間の接触を減らすための省力機械等の導入も認められ

ており、議員御指摘のドローンも対象になるものでございます。本町の農家でも採択を得ている方がおります。ただ、既に2次募集は締め切られておりますが、今後の国の動向等について注視してまいり、周知等を図っていかねばと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

町全体で農業の維持には、できる区域から、地域差もあるようですので、解決に向けた努力をよろしくお願ひしたいと思います。

農業維持全体の課題として、やっぱり後継者が少ないのかなというふうに心配するところです。農政の発展のためにも、ぜひ御配慮いただきたいと思います。

次に、土地相続の問題について再質問させていただきます。

先ほど聞き取れなかったんですが、件数として何件くらいあったのでしょうか。未相続、相続放棄地ですね。件数をお願いします。

またその土地、家屋、荒れ放題になっているのではないかとということを心配しておりますのでお尋ねいたします。

このほか、不在地主の放棄された土地・家屋の把握はされているでしょうか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいまの御質問の件数はどのくらいか、荒れ放題となっていないか等の御質問にお答えいたします。

件数といたしまして、相続人不存在として把握しているのは27件でございます。その27件の状況というの把握しております。

議員御心配の荒れ放題となっていないのではというところですが、隣接地に影響を及ぼしている可能性があると思われる物件もあるのも実情でございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

そういう場合、特定空家というふうになると思うんですけども、特定空家は、先般聞いたところでは、ないということでしたので、こういう問題に対しては、明らかに風雪に耐えない家屋については、もう一度調査をしていただきたいというふうに思います。

この土地問題の解決のために、町でこんなふうに取り組んだよという実績等ありましたら、例があれば教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、中川チェリ君。

○税務課長（中川チェリ君） お答えいたします。

過去に相続財産管理人制度、こちらを活用いたしまして、未納となっていた固定資産税が完納となり、新たな所有者に固定資産税を賦課徴収するということにつながった例がございます。しかし、この相続財産管理人制度の申出には、予納金のほかもろもろの経費が必要となりまして、全てこの制度を活用するということとはできない状態でございます。

相続登記がされていない不動産について、当課で調査いたしますけれども、所有者が他の市町村に居住していた場合、死亡の把握が難しいこと、時間の経過とともに、2次相続、3次相続が発生し、調査が複雑困難化すること、住民票の除票や戸籍の除附票、この保存期間が5年と短いことなどの問題点がございます。

相続登記は義務ではなく任意であり、抵当権の設定等、必要がなければ、時間と費用をかけて登記しなくても困らないといった、こういうことが相続登記が進まない要因の一つと考えられます。

税といたしましては、公平適正な賦課徴収の観点から、相続登記が義務化されるということを目指しております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

相続登記、義務化されると本当にいいなというふうに思います。ですけれども、これ日々相談を受けることが多い問題ですけれども、解決の難しい、それだけ根が深い問題であるというふうに思います。といいますのは、国・中央都市では、地方の困り方が分からないのではないかと、なかなか実態が把握できていないのではないかと、というふうに思われます。こういうこともありますので、今後も地方から問題提起していきたいというふうに考えております。

次に、本町の外国人観光客の対応について、外国からの来訪客を増やすためには、観光資源といいますか、PR不足も心配をされます。本町は観光資源たくさんあると思いますので、ぜひ調査研究をお願いして、また、これからぜひ多くの外国人観光客に来ていただきたいと思っておりますけれども、この点についての当局の考えをお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

本年は、本町に訪れる来遊客が新型コロナウイルス感染症の影響により減少している状況であります。このようなことから、自宅で楽しめるVR動画の作成に取り組んでいるところでございます。

また、2代目の観光大使、「かのんぷ♪」でございますが、の活用として、今年度は、観光PRソングを制作しております。次年度以降になりますが、観光PRソングを活用したイベントも考えていきたいと、町の魅力ある観光資源を発信していければと考えております。

今後も、VR動画によるPRですとか、観光大使を活用した取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

VR、ぜひ推進していただきたいと思います。また音楽によるPRもぜひお願いしたいところです。ユーチューブとかが大変はやっておりますので、ユーチューブなどを含んでお考えいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、外国人の避難誘導についてお伺いいたします。

災害時の避難誘導、先ほど町長より、ホームページとありましたけれども、このホームページにたどり着くまでの案内をどういうふうにするか、ここが問題だと思うんですけれども、取組をお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

2021年東京オリンピック・パラリンピックが開催された場合、近隣の一宮町がサーフィンのオリンピック会場となります。このことから、本町にも外国人宿泊客や観光客が訪れることが予想されます。町内におけるアプリの案内は、現時点で町ホームページのみとなりますことから、外国人の方はアプリの存在を知らない可能性がございます。

今後、外国人にも分かりやすいチラシ、これは数か国語を用意します。このようなものを作成し、公共施設をはじめ、民間宿泊施設や飲食店など、外国人観光客が立ち寄ることが想定される施設へ協力を求め掲示させていただくなど、津波避難に関する町ホームページの紹介及び災害時情報提供アプリのダウンロード方法について周知をしてまいりたいと思ってお

ります。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） ありがとうございます。Safety tips、大変いい取組だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

このSafety tips、国内全部の取組なのかどうか。後で結構ですけれども、こういうのを成田空港、羽田空港などにも御協力いただいて、地方の安全・安心を伝え、観光振興につなげていければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、役場内のコロナウイルス対策についてお伺いいたします。

職員が手を止めることのない、スタンド式の非接触体温計、これがあればというふうに思います。近隣でも採用されていると思います。

また、換気に関しては、ある程度配慮があるということを知りました。ですが、役場内では、加湿は検討されていないような気がします。そんなに高価なものではないので、ぜひ考えていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

今現在、全国的に感染が拡大しており、日々の動向に傾注をしているところでございます。役場の機能が支障を来すことのないよう、今、準備を進めているところでございます。

今、御質問の非接触式体温測定についてでございますが、この測定につきましては、非接触型体温計を用いて、職員が来庁者の体温を測定する方法と、顔認証による非接触体温測定器を用いて、職員によらず体温を測定する2つの方法を考えております。この中で、やはり顔認証による非接触体温計測定器を用いた検温を実施することによりまして、職員へのコロナウイルス感染のリスクを少しでも減らしたく、この方法について、今、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

続きまして、加湿についての御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染を防ぐためには、今、厚生労働省のほうより、冬場の乾燥した空間では飛沫が広がりやすくなるという研究結果を示されているところでございます。この3密対策の一環として、今、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

次に、議場を見ても分かりますけれども、前の仕切りはありますけれども、横の仕切りがないんですね、役場内。間も狭くて、これは全館同じ状態なのではないかと思います。これで混み合っているところの横のパーティション設置ですね。また、人と人との間隔を空ける方法、そういうことがお考えでないのかどうかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

現状の執務室の状況を鑑みますと、職員間の身体的距離を確保することは、現実的に困難であると考えているところでございます。

現在、全ての対面する職員の間にはパーティションを設置し対策を講じているところでございます。庁舎は面積が広く、十分な加湿が難しいことや、コロナウイルス感染症の感染状況、気象状況などを総合的に評価しますと、横のパーティションを設置することも、飛沫感染を予防し、クラスターの発生を防止するための一つの対策として検討する余地があると考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

狭いところを無理にこじ開けるというのができないということであれば、せめてパーティションということを進めていただきたいというふうに思います。

次に……、すみません、まとめます。狭い空間でたくさんの人が働いておりますので、また、住民にとってもなくてはならない役場でございます。一たび感染が起きれば機能が止まってしまうと思いますので、緊張感を持つての取組をお願いいたします。

次に、学校でのコロナウイルス対策の対応についてですが、職員室などパーティション、どのようになっているのかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

職員室につきましては、先ほどの庁舎のほうと同じように、対面のほうにはパーティショ

ンは設置されております。ただ、両隣、机の大きさ等ありますので、隣についてはパーティションがないような状態になっております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 学校については、距離等が私もよく分かりませんので、ぜひお考え
いただいて、換気、加湿、加湿は大変きちんとされているようでございますので、これから
も子供たちの様子を見ながら、丁寧な見守りをお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は2時5分です。

（午後 1時49分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時01分）

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、3番、原田教光君。

（3番 原田教光君 登壇）

○3番（原田教光君） 3番、原田教光でございます。

皆さん、お疲れさまでございます。本日の一般質問は、私をもって最後であります。もう
しばらくよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、議長の承認をいただきましたので、通告により一般質問させていただきます。

その前に、昨年9月、「房総半島台風」と命名されました台風15号が千葉県を直撃しまし
た。その後も10月までに3回、大変な豪雨や暴風雨に見舞われ、本町においても甚大な被害
が発生いたしました。

その後、ようやく被災者の生活再建及び産業の再生の見通しが立ってきたところに、追い
打ちをかけるように新型コロナウイルスの感染拡大による大きな影響を受けております。ま
ずは、新型コロナに対応した治療薬やワクチンの開発の実現、そして一日も早く日常が戻り
ますようお願いしております。

また、このようなときに、東千葉メディカルセンターにおいて不祥事が発生しました。人の命を預かる病院で、そして大きな信頼をしていた東千葉メディカルセンターがこのような大規模な不正があったとのこと、大変残念に思っております。

九十九里町は、設立団体の一つとして、その責任を痛感し、今後もさらに町執行部と議会が一体となり、事の真実関係を究明し、早期に問題点を是正することが急務であると考えます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1 番、農業問題のジャンボタニシ対策について伺います。

正式名称スクミリンゴガイ、いわゆるジャンボタニシは、田植後間もない若い苗を好んで食べ、水稻の収量を減少させます。

このジャンボタニシは、昭和50年代に海外から日本に食用として導入され養殖されましたが、養殖業者が廃業するなどして散逸し野生化したもので、稲作農家を悩ませております。このジャンボタニシは、繁殖力が強いことに加え、近年の水稻系の大規模化や広域化が進展する中、作業機械に付着した貝が他の水田へ移動してしまうということなど、それらも要因の一つとなり、被害が拡大をしております。

県の調査によりますと、31市町村にまで及んでいるとのことであります。特に多いのは、山武市、九十九里町、大網白里市、白子町、長生村などの九十九里地域であります。

また、水路でも越冬、増殖し、水流に沿って移動しております。水田の畦畔や水路の壁面に多量のピンクの卵を産みつけ、地域の景観を大きく損ねることから、最近では、農業に従事していない一般の方にも知られるようになりました。

今年は例年に増して被害が多く、植えたばかりの苗が一晩のうちに食べられてしまいます。また、一部の水田では、田植はしたが全面食い尽くされ、田植前の代かき状態に戻っている水田もありました。大きな被害であります。私の知り合いの農家からも、被害が多いため生産意欲が大きく低下したと、落胆の声が多く寄せられております。

ジャンボタニシは南米原産の貝で寒さには弱いとのことではありますが、今年は暖冬であったため、水田や水路で生き残る貝が多く発生し、被害の拡大がされたことと思われます。

また、防除対策として殺虫剤の農薬散布も実施する関係で、農薬代の増加もしております。そこで伺います。

①として、ジャンボタニシ被害軽減に向けての取り組み方策について。

②として、防除対策支援として農薬代の助成措置について。

次に、2番の九十九里浜沖洋上風力発電について伺います。

昨年4月に施行された再エネ海域利用法に基づき、国は促進区域の基礎となる有望な区域の第1弾として、全国で4か所を指定しました。その中に銚子沖が含まれていたことについては、既に御案内のとおりでございます。銚子沖における洋上風力発電が進めば、千葉県の外房地域全体に波及する可能性が高くなっているということでございます。この地域についてはポテンシャルが非常に高いということだそうでございます。地域と共存する形で風車が立ち、それがまた将来の漁業振興、観光資源といった地域経済の活性化、未来につながるようなものにしていただきたいと思います。

現在、二酸化炭素排出量削減に向け、世界的に再生可能エネルギーが進められております。また、再生エネルギーの中で風力発電は太陽光発電に次ぐ発電規模であり、再生可能エネルギーは自然エネルギーでありまして、尽きることのないエネルギーであるということは確かであります。洋上風力発電事業の導入に向けて地元漁業組合の皆さんや地域住民の賛同が得られ、この事業が実現できれば、雇用や観光等、地域振興への大きな経済効果が見込まれます。そして、町へは固定資産税等の増収が期待できるとされております。現在、九十九里浜沖洋上風力発電事業導入に向けて3年間の調査が実施され、本年は最終年と聞いております。

そこで伺います。

①として、この事業に向けての町の考え方について。

②として、この事業の進捗状況について。

③として、今後の取組について。

次に、3番であります。元作田保育園について伺います。

この元作田保育園の建物は、昭和55年3月に完成し、平成22年3月に屋根の改修工事を総額約1,700万で行った。その5年後の平成27年4月より休園となりまして、その後また5年で、本年4月でございますが、廃園となりました。屋根の改修工事後、約10年間経過をしたという物件であります。地元住民からは、この施設を有効活用できるよう検討してくださいということでもあります。

そこで伺います。

①として、現在の施設の利用状況について。

②として、今後の施設の活用について。

次に、4番の海岸町営駐車場について伺います。

やはり九十九里の海は重要な資源であります。今年の夏は新型コロナ感染拡大で、緊急事

態宣言にて利用を制限した関係で、観光客は少なく、よって駐車場の利用も減少しましたが、海上は、サーファーによる利用は増加し、平日、休日を問わず、波の状態のよいときは駐車場も大変多くの方が利用されております。

地元のサーファー及び駐車場の係の方より聴取をさせていただきました。九十九里町に来訪されるサーファーは常連の方が非常に多いということでもあります。また、常連の利用者が多いためマナーもよいということでございます。

そのような方々の要望であります、利用回数券を作ってほしいと。一例としては1冊10回分、10枚つづりで5,000円、そして一、二枚でもサービスしていただけたらありがたいというようなことでもあります。現在の料金体系は、土日祝日は1回500円、7月から8月にかけては全日500円の設定であります。

なお、当面は、常連客利用者拡大のため、要望に沿う検討をしていただきたいと思います。そこで伺います。

①として、近年の駐車場利用状況及び収支について。

②といたしまして、駐車場回数券の利用についてということでもあります。

再質問につきましては自席にて行います。

○議長（内山菊敏君） 原田教光議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 原田教光議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業問題についての御質問にお答えいたします。

1点目のジャンボタニシ被害軽減の取り組み方策についての御質問ですが、ジャンボタニシは、令和元年8月時点の千葉県による調査におきまして、県内31市町村で発生が確認されており、その繁殖力は強く、田植後の若い苗を食害するなどの被害を発生させております。

防除対策として、薬剤防除のみでは被害軽減が難しいことから、浅水管理や厳冬期の耕うん、水路の泥上げなど様々な防除対策を組み合わせ、地域が一体となって対策を講じる必要があります。本町におきましては、各農家による薬剤防除が主な対応策となっているところでございます。

2点目の防除対策支援として農薬代助成措置についての御質問ですが、千葉県では令和2年度から4年度までの期間、被害軽減への取組を支援する補助事業として、ジャンボタニシ緊急防除対策事業を実施しております。しかしながら、面積要件や主食用米の生産目安に即

した生産を行うなど、採択要件が厳しいこともあり、本町での活用実績がない状況でございます。

次に、九十九里浜沖洋上風力発電についての御質問にお答えいたします。

1点目の事業に向けての町の考え方についての御質問ですが、千葉県が主導する千葉県洋上風力発電導入可能性検討会議におきまして、九十九里浜沖の洋上は、風資源に恵まれ遠浅な地形を有することから、風力発電事業を導入する適地として、そのポテンシャルが高く評価されております。

町といたしましては、九十九里浜での洋上風力発電の導入実現に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の事業の進捗状況についての御質問ですが、国では海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき、年度ごとの促進区域の指定に向けた有望な区域について、都道府県に情報提供を求めているところでございます。

このことから、町は昨年度、千葉県に対し、九十九里浜沖が、この有望な区域に当たるとして情報提供したところでございますが、県から国への情報提供については行われていない状況でございます。

3点目の今後の取組についての御質問ですが、引き続き九十九里浜沖が、洋上風力発電事業を導入する有望な区域として、国に情報提供されるよう県との調整を図ってまいります。

次に、元作田保育園についての御質問にお答えいたします。

1点目の現在の施設利用状況についての御質問ですが、旧作田保育所は、平成27年に休園して以降、施設の利活用について、庁内で調査、協議を重ねてまいりました。しかしながら、園舎が国の交付金を活用し、改修工事を実施していたため、目的外での利用について制限されていたところでございます。

2点目の今後の施設活用についての御質問ですが、旧作田保育所園舎は、本来の目的である保育所としての用途を終えております。今後の施設の在り方について検討するため、現在、公共施設等マネジメント推進本部会議に諮るべく準備を進めております。当町が所有する公共建築物の一つとして、自治体規模に合った最適な方策を見極めてまいります。

次に、海岸町営駐車場についての御質問にお答えいたします。

1点目の近年の駐車場利用状況及び収支についての質問ですが、平成29年度から令和元年度の駐車場運営状況等につきましてお答えいたします。

町営駐車場の利用台数でございますが、平成29年度は8万4,257台、平成30年度は8万

3,390台、令和元年度は6万8,067台でございます。

また、収入といたしまして、町営駐車場使用料金でございますが、平成29年度は4,208万3,900円、平成30年度は4,162万7,900円、令和元年度は3,401万9,300円となっております。支出といたしまして、直接的な経費として町営駐車場管理業務委託料がございますが、平成29年度は1,862万7,480円、平成30年度は1,946万9,520円、令和元年度は1,981万3,063円となっております。

2点目の駐車場回数券の利用についての御質問ですが、九十九里町地先海岸町営駐車場の設置及び管理に関する条例には、回数券を発行することができる旨の規定がございます。

海岸町営駐車場の運営につきましては、各年度の町営駐車場使用料を財源としており、回数券を発行した場合、回数券を持つ利用者の利用方法によっては、年度ごとの歳入に偏りが生じることが懸念されることから、駐車場の開設以降、回数券を運用しておりません。しかしながら、先ほど駐車場運営状況を御説明いたしましたとおり、駐車場使用料収入は過去3年を比較いたしましても減少傾向にございます。

回数券の運用は、この減少傾向の解消に向けた対策だけでなく、交流人口の増加においてもその対策として期待できるところではございますので、回数券を発行した場合の影響等について十分精査し、運用に向けて研究してまいります。

以上で、原田教光議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

1番の農業問題について再質問いたします。3点ほどでございます。

1点目、町内におけるジャンボタニシの被害状況について把握されていますか。されていれば、その被害状況についてお聞かせください。

2点目、県の補助事業、ジャンボタニシ緊急防除対策事業、本年2月に説明会がありました。町内では残念ながら取組がなかったということですが、その具体的な理由、併せてその対応策についてお聞かせください。

3点目、現在、ジャンボタニシの防除は薬剤防除が中心であります。その薬剤代の一部助成についてどうお考えか伺います。よろしくお願いします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

1点目の町内の被害状況の把握ということでございますが、具体的には被害状況は把握し

ておりません。ただ、複数の農家等の聞き取り等によりまして、今年は今までに例もなく被害は多かったと伺っているところでございます。

それと、県の補助事業の内容でございますが、ちょっとお待ちください。

○議長（内山菊敏君） 大丈夫ですか。休憩しますか。

○産業振興課長（南部雄一君） すみません。失礼いたしました。

県のジャンボタニシ緊急防除対策事業につきましては、議員御指摘のとおり、2月に説明会があり、その説明を受けた後、本町の土地改良区、5地域の土地改良区の役員に対して説明をいたしました。

この要件につきまして、議員もおっしゃっていたとおり、防除対策補助を10ha以上、また現地検討会等を開催し、地域全体で総合的な防除対策について検討及び共有する機会を設けること、事業実施年の2月末までに防除対策資料等を作成することなどの全ての要件を満たす必要があります、工区の役員さんからは使い勝手が悪いということで、町長答弁にありましてとおり本町では実施に至っていない状況でございます。

最後のジャンボタニシ薬剤防除の助成についての取組でございますが、議員御指摘のとおり、ジャンボタニシの食害被害が増加傾向にあると認識しております。また、先ほども申したとおり、今年については特に拡大している。私の実家でも水稻被害を受けており、実感しているものでございます。このままでは水稻農家の経営への影響もあることから、何かしらの対策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

例えばでございますが、経営所得安定対策に加入している主食用米の生産目安に即した生産を行っている経営体を対象に、防除散布に対して何かしらの助成が行われるような取組に向けて研究してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

本年、当九十九里地域の米の作況指数は99と、やや不良とのことでありまして、さらに今年の米の買取価格についても、低位安定していましたが6年ぶりの下落と、1俵60kg当たり約1,000円の下げということで、農家にとってみれば打撃であります。稲作農家にとっては、ジャンボタニシの被害は重要な問題であります。

現在、水稻農家に対して、カメムシの防除における農薬粒剤購入に当たり、先ほど南部課長からありましてとおri、水田面積に応じて助成がされております。このジャンボタニシの

防除につきましても同様、同等、それ以上の助成について要望をいたします。

次に、2番の九十九里浜沖洋上風力発電についてであります。

10月26日の菅総理の所信表明演説で、菅政権では、成長戦略の柱に経済の環境の好循環、そしてグリーン社会の実現に最大限注力していくと述べました。我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするんだと。すなわち2050年、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したわけでございます。このことは、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入し、安定的なエネルギー供給を確立するということでもあります。

そこで、再生可能エネルギーとしての風力発電は、今後はさらに拡大に向けた取組に拍車がかかることと思われます。この事業は注目事業であり、国も県も市町村も関心が高いと思われれます。

そのような中で、先ほどの町長答弁にて、本件については実現に向けて積極的に取り組んでいくんだと、大変力強いお言葉をいただきました。今後において、国から促進区域に指定を受けることを前提に、この事業が地元スムーズに受入れすることができるよう、漁業関係者をはじめ、町民に対し情報の共有、そしてこの事業に対する理解が深まるよう御尽力いただきたいというふうに思います。

九十九里町は、地の利を生かし、資源を最大限に活用し、この事業について積極的に進めていただくことを希望します。

次に、3番、元作田保育園についての再質問をいたします。

1点目、このような遊休施設の活用等を含め検討されていると思いますが、先ほど町長答弁の中で、庁内で調査、協議がされたとのことでございます。具体的にはどのような調査で、どのようなメンバーで協議されたのかお伺いをいたします。

2点目、今後の施設活用についてということでございます。公共施設等マネジメント推進本部会議に諮るということですが、これについてもどのような構成員で会議を持たれるのかお伺いします。また、その会議の開催後に議事録の閲覧が可能かどうか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の遊休施設の活用の中で、庁内でこれまで調査、協議された内容ということですが、これまでににつきましては、まず当該施設についてどのような制限があるかとい

うものを重点的に調査させていただきました。その中で、補助金等の活用、そういう面での補助金活用に対する制限があるというような内容があり、利活用が、その制限が切れるまで利活用は難しいという観点から、これまで協議を保留させていただいてきたところでございます。こちらにつきましては、空き公共利用を進めている担当課である企画財政部局、こちらと担当課でありました社会福祉課、こちらのほうで協議をさせていただいてきたところでございます。

2点目のマネジメント推進本部の構成員の関係でございますが、こちらにつきましては、副町長以下7級職が該当している、構成員となっているものという認識をしております。

私のほうで事務局をしている部分ではありませんので、開催後の議事録の閲覧等については、回答を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、御質問にございました町公共施設総合管理計画に基づきまして、マネジメント推進本部を所管している企画財政課担当として御説明をさせていただきます。

議事録の閲覧のお話ございました。これにつきましては可能でございますので、お申し出いただければ閲覧していただけると思います。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

現在、作田地区において、公共施設は、この元保育園とちどりの里の2か所でございます。このちどりの里も、残念なことにお風呂の施設がなくなりましたが、その施設の一部を地域包括支援センターが使用し、有効活用がされているというふうに思います。

あと1件物件がありました。皆さん方の大変お役に立っております町のごみ置場です。この作田地区は、いずれにしても公共施設が少ないわけでありまして、やはりこの公共施設というものは、全地区のバランスを考慮し、建設計画をしていただきたいなというふうに思うわけでございます。

そして、この本物件も、即解体するのではなく、有効活用ができるよう十分なひとつ検討をしていただきたいなというふうに思います。

次に、4番の海岸町営駐車場についてであります。

近年の駐車場利用状況及び収支について答弁をいただきました。その年の使用状況等の要因もあり利用台数の変動はありますが、利益の確保はされており、よきことと思います。

それでは、回数券利用について再質問します。

海岸町営駐車場関係の条例に、回数券が発行できるとのことです。今後十分な精査、運用に向けて研究も重要だと思いますが、タイムリーに、そしてスピーディーな対応をすることも重要だろうというふうに思います。

その点についてどうお考えか伺います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたが、歳入の隔たりが生じることなどのデメリットもあることから、回数券を発行した場合の影響について十分精査し、運用に向け研究してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

この回数券の発行は、町としても料金が前受金として受け取ることができます。また、利用者の要望もあり、そして今後の利用者拡大を含め、ひとつ前向きな検討をしていただき、回数券の利用が早期に実現できることを希望します。

また、将来的には、平日でも少額料金の設定をして、コインパーキング等の検討もしていただきたいというふうにも考えます。

以上で私からの質問は終了します。

◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日4日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時38分

令和 2 年第 4 回九十九里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 2 年 1 2 月 4 日（金曜日）

令和2年第4回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年12月4日（金）午前9時48分開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	木原正幸君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	中村吉徳君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	戸田佳子君
ガス課長	吉田洋一君	教育委員会 教務局長	篠崎英行君
農業委員会 事務局長	羽斗伸一君	教育委員会 教務局主幹	竹内秀樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 篠 崎 肇 君 書 記 伊 藤 さやか 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時48分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、12月3日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

（13番 谷川優子君 登壇）

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

2020年12月定例議会の一般質問を行います。

最初に、新型コロナ新規感染者の急増が危機的状況になっている下、さらなる検査体制の充実を強く求めます。

また、住民の命を守るために日夜努力されている医療従事者の方には、心から敬意を表します。自らも感染の渦中にいながら一生懸命従事されている医療従事者がいる一方、妥当性を欠く規定外の給与の支払い、説明ができない不明朗な業者との契約など、看過できない内部告発がされました。

私は、東千葉メディカルセンターが問題の原因と再発防止のためにも事実を明らかにすることを求めて、一般質問を行います。

1点目は、東千葉メディカルセンターの不正内部告発について、事実関係、原因、再発防止についてお伺いします。

11月9日の全員協議会で、東千葉メディカルセンターの独法より配付された資料では、告発文に対して、現在調査中あるいは確認中、また検証中や調整中などとなっている中間報告であるにもかかわらず、結果は全て適法としていて、まさに結論ありきとも取れる報告書が出されました。内部調査のずさんさを感じずにはられません。

地方独立行政法人は、理事長など設立団体の首長の任命はできるが、人事に対して議会の

関与が排除され、また運営に対する関与も、3年から5年の中期目標または利用料の上限の認可や解散などに限定されております。

お伺いします。設立団体として、どこまで事実確認をしているのでしょうか。また、業務委託や購買に関わる契約についての対処をどのように考えているのか。今後も、設立団体として立入調査を考えているのか、お答えいただきたいと思います。

2点目は、インフルエンザ予防接種の助成の拡充についてお伺いします。

現在、九十九里町のインフルエンザワクチンの予防接種は、高齢者のみ対象とした、いわゆる定期接種となっています。それ以外の対象者、子供や妊婦などは任意の接種とされています。

しかし今、コロナ禍の中、逼迫している医療現場の軽減を図るためにも、小・中学生はもちろんのこと、幼児や妊婦対象のインフルエンザ予防接種助成の拡充が求められていると思います。

お伺いします。インフルエンザの予防接種の助成の拡充は考えているのでしょうか。また、コロナ禍の中、逼迫した医療現場の負担の軽減を図ることに、行政は責任を持って対処すべきではないかと思いますが、町のお答えをお願いします。

3点目、地域公共交通の実施についてお伺いいたします。

九十九里町の住民にとって、移動手段の確保は生活に直結する大変重要な問題です。令和2年2月19日に住民より、デマンド乗合タクシー、循環バスの運行を求める請願が出され、議会では議員の皆さんの賛同を受け採択されました。それを受け、3月11日には九十九里町公共交通会議が制定されました。

私は、公共交通会議が設定されたことは大変大きな前進だと評価をしております。交通弱者の解決、移動手段の確保は、住民にとって一日も早い実現を求めている切実な課題です。

お伺いします。公共交通会議ではどのような検討がされたのか。また、移動手段の確保に向けて、町はこの公共交通会議をどのように進めていくのか。また、町が実現に向けて具体的にどのような、町自体が計画を持っているのかお答えいただきたいと思います。

九十九里町公共交通会議が設置されたことは大きな前進と、先ほど言いましたように評価ができると思います。とにかくスピード感を持って実現をしてほしいとお願いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東千葉メディカルセンターの内部告発についての御質問にお答えいたします。

1点目の、設立団体としてどこまで事実確認をしているのかとの御質問ですが、東千葉メディカルセンターに対する告発文に対しては、大きく5つの区分に分けて調査を進めているところでございます。

現時点で把握している事実について大まかに申し上げますと、職員の給与について、規定外の支給、あるいは規程中の定めを乱用し、さらには決定に至るまでの事務手順にも不適切な部分があったこと、また契約事務においても妥当性を欠いた契約が行われていたことを確認しております。設立団体として、引き続き調査を進めることと並行いたしまして、早急な是正・改善を求めてまいります。

2点目の、業務委託や購買に関わる契約についての対処をどのように考えているのかとの御質問ですが、これまでの法人から設立団体への報告や法人への立入検査では、業者の選定方法や契約手続における不備など、妥当性を欠く契約があったものと整理しております。

設立団体としては、公平性、透明性を改めて確保する観点から、妥当性を欠いた契約については、業務の継続性に配慮しながら、速やかに業者の再選定をしていく必要があるものと捉えており、法人に対しまして要請してまいります。

3点目の設立団体としての立入調査を考えているのかとの御質問ですが、地方独立行政法人法の規定に基づく立入検査では、業務の状況もしくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるとされており、設立団体として東金市とともに、11月19日に立入検査を実施したところでございます。

また、立入検査では、関係書類の確認や告発文において指摘等がされております委託業務等の状況につきまして、現場において確認等をしたところでございます。

今後、法人からの報告の内容や立入検査において確認された事項を踏まえまして、速やかに是正・改善措置を取るよう求めてまいります。

次に、予防接種の助成についての御質問にお答えいたします。

1点目の、子供のインフルエンザの助成を考えているのかとの御質問ですが、インフルエンザワクチンの予防接種は、予防接種法に基づき重症化予防を目的としたB類疾病に分類されており、高齢者のみ公費負担による定期接種とされております。一方で、小・中学生に対しては、平成6年の予防接種法の改正により対象疾病から削除され、現時点においては希望

者が自己負担で受ける任意接種となっております。

インフルエンザの流行期における学級閉鎖の状況や受験生に与える影響、妊婦や高齢者など家庭内での感染リスクの軽減などを踏まえ、検討を進めてまいります。

2点目の、コロナ禍でインフルエンザの助成拡大を考えているのかとの御質問ですが、高齢者のインフルエンザ予防接種助成制度は重度化予防を目的としたものであり、同様に考えるのであれば、妊婦や乳幼児を対象とすることが望ましいと考えます。

しかしながら、感染の拡大防止を目的とする場合には、小・中学校の児童・生徒を対象とすることや、平成31年3月定例会で議員から御質問があった、中学3年生を対象とする受験生応援といった考え方もございます。いずれにいたしましても、予防接種の目的を明確にした上で検討を進めてまいります。

次に、地域公共交通の実施についての御質問にお答えいたします。

1点目の、九十九里町公共交通会議の検討内容はとの御質問ですが、6月に開催した第1回公共交通会議では、本町の人口や財政状況等の現状と、公共交通や交通弱者の現状につきまして、委員間で意見を交換しながら共通認識を図ったところでございます。また、今月中に第2回目の開催を予定しており、主に今後の町施策の方向について協議する予定となっております。

2点目の、九十九里町公共交通会議の今後の進め方はとの御質問ですが、現在の公共交通会議において、主に人口減少対策、交通弱者対策を検討し、さらには住民の意見を取り入れながら継続的に会議を開催してまいります。

3点目の、実現に向けて計画はどのようになっているのかとの御質問ですが、現時点で具体的な計画は決まっておりませんが、公共交通会議において公共交通事情の分析・現状を的確に捉え、具体的な施策を企画しながら、交通弱者対策の実現に向けて進めてまいります。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

設立団体としてどこまで事実確認をしているかの再質問をさせていただきます。

そもそも独立行政法人とは、行政から独立して事業を請け負う法人のことを指しております。社会的な活動を行う組織のことで、法律によってその権利能力が与えられているということになっております。言い換えれば主体性が認められていると。こういった状況、こういう組織、つまり組織が法律における法人という、専門的な言葉でいくとそういうことなんで

す。ということは、なかなか設立団体も、そうはいっても独法に対して介入できない。議会はまして、先ほど言ったように人事権まで口を出せないという、こういった状況の中で、今、不正行為が行われているという内容になっているわけですね。だから、結局、密室で行われている状況、これはもう癒着、利権構造の温床になりかねないということだと思うんです。

設立団体としても、町も職員の給与、規程の乱用、事務手順の不適切なことがあったということ、また契約事務においても妥当性を欠いた契約が行われていると、先ほど町長のほうからそういった答弁があって、引き続き調査と是正・改善を求めていくと。

具体的なその是正・改善と、是正・改善の言葉が大分出ているようなんですけども、こういった状況の中で、設立団体としてどこまで原因究明と再発の防止対策についてできるのか。具体的にそういった説明があったら、お答えをお願いします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 地方独立行政法人法、この中では、設立団体の関与を必要最小限にすることによって、法人の自主性、自立性を十分に発揮できる仕組みをするといったものでございますが、結果といたしまして法人色の強い経営がなされており、設立団体としてのチェック機能も十分であったとは言えず、ここで反省すべき点が多々ございました。

今後、再発防止に向けまして、法人内部でのチェック機能の強化はもとより、外部からのチェック体制の強化ということで、設立団体によるチェック機能の強化に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

そのチェック機能が確かに働いていれば、もっと事前にこういった状況をつかむことができたということにもなると思うんです。

じゃ、こういったいろんな法規制のある中で、チェック機能というのは設立団体としてどうやって働かせるのかということ、もしお答えできればお願いします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 地方独立行政法人法の法体系あるいは独法の規定の中において、設立団体が法人に対しどういった統治ができるのか、あるいは法人といたしまして、これは監事を含めて、法人内部の内部統制がどういったことができるのかということで、設立団体から法人に対して、これはいわゆるガバナンスの強化といったものでございますが、地方独立行政法人法に基づく設立団体への報告や設立団体の立入検査、それから業務改善に向

けた是正・改善命令だけでなく、監事の権限につきましても業務全般を監視できるというふうにされてございます。

また、同法の規定に基づきまして、設立団体が認可いたしました業務方法書、これでは業務委託の基準であるとか契約の方法まで踏み込んで書いてございますので、今後こういったルールに基づいた中で、法人を細かくチェックしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

私は、やっぱりこのような、ある程度、独立行政法人はもう法人そのものが、住民監査請求も規定されていない。また、情報開示は努力規定であるということは、なかなかこれで、今回のこの問題も解明が難しいのではないかと。私も何度も提案しているように、設立団体として、公認会計士を含めた第三者委員会の設置が必要だと思うんです。

町長は理事長を任命するということになっているので、町長は任命責任があると思うんですね。そういった観点から考えて、第三者委員会の設置はどのように考えていますか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 第三者委員会の設置ということでございますが、現状においては評価委員会によるチェックがなされておりますが、今回の告発文にあるような、個々の給与であるとか契約などの事務をチェックするといった役割を担っているわけではございませんで、今後の改善策といたしましては、まずは監事を含めます法人の内部のチェック体制の強化と適切な運用、次に設立団体のチェック体制の強化、場合によっては手前どもの市町の監査委員による監査をお願いするといったことも考えられようかと思います。

その次の段階といたしまして、第三者委員会の設置等々も考えられると思いますが、現段階におきましては、法的なルールに沿った体制の中で、法人のガバナンスの強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今、独法の中にいる監事という方が公認会計士か何かになっているんでしょうかね。もし、そういう方がいてこういった問題が起きているとしたら、その方はどういう役割を果たしてきたのかということが一つ大きな問題になると思うんですけれども、どうなんですか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 監事の方は、議員おっしゃるとおり公認会計士の方でございます。一方で、監事は2名以内といった規定もございますので、こういう規定を活用しながら、今後どうあるべきなのかということで、もう一方の設立団体でございます東金市とともに協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 私はとにかく公認会計士を含めた第三者委員会の設置を強く要望します。

次に、人事、給与、委託業務、購買契約についての再質問をさせていただきます。

告発内容を73項目と区分しています。特に重要なのは委託業務、先ほど町長もお答えいただいたように購買契約だと思います。

そこに区分された項目は全て適法と判断されていて、職員への規定外の昇格、昇給がなされたようですけれども、理事長の決裁がどのようになっていたのか、なくても承認されたということでしたら、どのような原因が考えられると思いますか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 理事長の決裁につきましては、法人の決裁規程に基づき行われるものでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 問題解決のために、設立団体の長として、今、何が本当に必要だと思われて、今後是正を求めていくつもりなんですか。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時16分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 是正命令についての御質問でございますが、12月上旬、今、10日ということで調整を進めているところでございまして、私どもの町長、東金市長によって法人に対し是正命令を出すといった予定でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 続いて、委託業務、医事業務についてお伺いします。

（「順番が違うんじゃないか」と言う者あり）

○13番（谷川優子君） 順番が違っていた。ごめんなさい。

人事、給与、委託業務、購買契約についての再質問の中で、この医事業務、委託業務について再々質問になります。

○議 長（内山菊敏君） 委託業務は終わりました。

○13番（谷川優子君） 同じ質問しちゃった、ごめんなさい。

ちょっと待って、設立団体として……、すみません、設立団体としての今後の立入調査についての再質問をさせていただきます。

11月19日に立入調査を行ったようですけれども、委託業務や購買契約について大きな金額が動いていると思います。122条では、独法が違法行為をした場合には、設立団体の長は独法に対して是正命令を出すことができ、また、独法は速やかにその命令に従わなければならないとなっている。

しかし、最初の報告書では、違法、適法の項目でほとんどが適法になっていたのでは、設立団体としてせいぜい、今後の調査をお願いするということになると思うんですけれども、独法の自主性を重んじながらなどという言葉が出てきているわけなので、今後の立入調査に対してどのような、具体的に立入調査を考えているのかお答えいただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 立入調査についてでございますが、11月19日に実施いたしました立入検査では、調査票を細分化いたしました73の項目につきまして、書類の確認はもとより、これまでの調査に基づいたヒアリングを行い、事実の確認を行うとともに問題点を整理し、口頭によって是正措置といった対応を取ったところでございます。

内容につきましては、昨日、古川徹議員からの御質問にもお答えしたところでございますが、職員の給与などにつきましては、法人の給与規程の範囲内の運用が原則であるにもかかわらず妥当性を欠く運用、さらには規定外の支給がございました。また、契約につきましても、契約規程に基づき行われるものではございますが、業者選定の経緯であるとか、法人の

意思決定となる起案文書がないなど、幾つかの契約手続に不備があったものでございます。
業務の継続性に配慮した上で、再度の業者選定を求めているところでございます。

また、議員おっしゃるとおり、立入検査については1回というふうには考えてございまして、必要があれば今後も実施する考えでございます。内容については、同様なことを繰り返すことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今まで質問した内容の中でも、やはり独法化の中立、公正というふうに考えるならば、やはり今回の問題、ぜひとも公認会計士を入れた、設立団体としての第三者調査委員会の設置をお願いしたいと思います。じゃないと、なかなかこれ解明されないと私は思っています。

次に、インフルエンザ助成拡大の再質問を行います。

今、新型コロナの新規感染者の急増が危機的状況になり、インフルエンザの蔓延が懸念されております。

私も、平成31年3月の議会におきまして、インフルエンザワクチンの予防接種を子供たちまで拡充するよう一般質問を行いました。今、そのときとは違って、もっと医療現場は深刻な状況です。

そのようなリスクから、少しでもリスクの回避を行い、住民の命を守ること自体が町の責任だと思いますけれども、助成について町の考えはどうでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 答えいたします。

先ほど町長答弁で若干答弁してしまったところでございますが、高齢者のインフルエンザの予防接種の助成制度については、重度化の予防を目的としたものでございまして、同様に考えるのであれば、妊婦、乳児を対象とすることが望ましいと考えておりますが、感染の拡大を防止するという目的であれば、小学校の児童・生徒を対象とすること、さらに議員が以前御質問をされた中学3年生に対し、受験生応援といったことができないのかと、こういった様々な目的がございまして、目的を明確にした中で対象を絞ってまいりたいと、そういった状況で研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問を行います。

年齢別対象者数あるいは予算額等を見ると、妊婦の方、ゼロ歳児から高校3年生まで1,595人、助成額1,500円で約239万円となっていて、令和元年の実績数は49.29%で114万2,000円となっております。

近隣では、東金市を含めて県内30の自治体で、今、助成が行われております。第3波と言われている新型コロナ禍の中だからこそ、二重の感染を防止して住民と医療現場を守るためにも、早期のインフルエンザの拡充を求めますが、早急にインフルエンザの助成の拡充はどうでしょうか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 令和元年度に県が実施をいたしました調査によりますと、子供や妊婦などのインフルエンザの予防接種に係る費用助成を行っている団体というのが6団体でございました。これが令和2年度では、議員は30団体とおっしゃいましたが、私の手元の資料では29団体となっております、このうち新型コロナウイルス感染症対策を除きまして、経常的に続けるとした団体、これは電話による聞き取りで調査したもので、確定というものではございませんが、10団体といった状況でございました。

こういった、県内においても増加傾向にございますので、状況を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） ヒアリングの中でそちらから頂いた資料の中では、昨年度まで任意接種に対し助成を行っている自治体は7団体でありましたが、今年度の状況といたしましては、近隣の東金市を含め県内30の自治体が助成をしているようですというような回答をいただいているので、大分コロナの影響で増えたんだろうと私は認識をしまして、九十九里町も金額的にはそんな、大した金額ではないというような言い方はどうかあれですけども、決してできない助成ではないということで、今、質問をさせていただいたんですけども、どうなんですか。

○議長（内山菊敏君） 3回終わりましたので、次の質問に移らせていただいてよろしいでしょうか。

健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 先ほど数字の話で29なのか30なのか、あるいは6団体なのか

7団体なのかといったところで、1件重複した町がございますので、ここのカウントの仕方によって変わってくるものでございます。失礼いたしました。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 何にしても、全体的に助成団体が増えていると。助成をする自治体が増えている。長生村なんかを見ますと、全体にもう既に助成を決めてやっていると。

今、コロナ禍の中で、インフルエンザの助成拡大が必要だと私が要望するのは、いつもこういった、新型コロナの新規感染に早急の対処が求められているんですよと質問すると、近隣の動向を注視しながら、予防接種の目的の明確化など、何かよく意味が分からない回答がされるんですね。新型コロナの新規感染者が増えている今だからこそ、私たちが今まで経験したことがない事態が起きていると、そういう認識で捉えていただきたいと思います。

ですから、近隣の動向や何かを見ないで、長生村なんかはいち早く、町独自のそういった施策を始めていると。これからは、そういった町独自の早い対処が私は求められるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

（発言する者あり）

○議 長（内山菊敏君） 次の質問になりますか。②の質問でよろしいですか。

（「答えてください」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時29分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） コロナ禍でインフルエンザの助成拡大を考えているのかといった御質問にお答えさせていただきます。

インフルエンザの流行期を控えまして、さらに新型コロナウイルス感染症第3波と言われている現在の状況を受けまして、インフルエンザワクチンの需要が高まり、供給が追いついていない状況にございます。

本来であれば、高齢者に対する接種の助成枠を、臨時的に妊婦やお子さんなどに拡大した

いところでございますが、ワクチンが不足している状況下におきましては、重度化しやすい高齢者を優先すべきとの考えから、今年度につきまして、新型コロナウイルス感染症の予防対策と同時に、飛沫感染対策、手指衛生等々、住民周知を中心に行って対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今、コロナ禍という言葉が何度も出たとおっしゃいますけれども、状況的に今、コロナ禍だからこそいろんな新しい生活様式になっていると言われている中で、私たちがいつまでも今までの旧態依然の中でこういったことを対処していたのでは、とても間に合わない。近隣自治体でいち早くそういった決めたところもあるということで、よくそういった認識をお持ちいただいて、住民に対して対応していただきたいと思います。

では、最後に地域公共交通の実施について再質問を行います。

要綱を見ますと、組織構成は、会長は企画財政課長、副会長は会長が任命した者、それ以外に九十九里鉄道、ちばフラワーバス、片貝タクシー、国土交通省千葉県運輸支局長と、あと千葉県総合企画部交通計画課長、企画財政課長、健康福祉課長、産業振興課長となっています。この中でどのような意見が出されて、また住民への情報開示はどのようになっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者、障害を持たれている方々に対する交通弱者対策、そして通勤、通学、通院、買物等、住民の生活を支える交通網の充実等について、先ほど議員おっしゃったメンバーによって、今、会議を進めているところでございます。

1回目では、町の現状、先ほど町長答弁にありましたが人口の減少、そして財政状況、公共交通アンケート結果等を基に、いろいろ様々な助言なり意見をいただいたところでございます。

まず、事業者の方から、主な意見としまして、人口減少に加え、先般の新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、利用者の激減が著しく、業界全体が大変深刻な状況になっていることの説明がございました。

また、国、県からは、地域交通の施策を講じる上で、まずアンケート調査等による詳細な分析が必要であること、そしてまた現状の路線バス等の公共交通機関の利用促進が必要であること等の助言をいただいたところです。

また、さらに、ただいま全国的に広域連携という行政の歩み方の進め方が注目をされているところでございますけれども、その一環として地域連携についてお尋ねしたところ、生活圈ごとの考え方としてこれから必要と考え、こういった助言をいただいたところでございます。

まず、1回目の会議の総括といたしまして、現状の公共交通機関の利用促進を図り、人口減少対策として維持することが大変必要でございます。事業者に対する事業継続に向けた支援策の在り方について、今後議論を重ねていきたいということを取りまとめたところでございます。

また、現状の改善に向けた具体策を取りまとめていくためには、先ほど申し述べさせていたいただきましたが、地域公共交通の問題点や課題を整理するために、アンケート調査による住民の移動性やニーズ等の詳細な分析を進め、その上で基本方針や計画の目標を定め、具体的な政策を取りまとめていくことが必要であるとの意見をいただいたところでございます。

最後に、住民に対する公表でございますが、まずその前に、町の今後の具体的な方向性を示すこと、そういったことを取りまとめていく作業に移ってまいります。その中にあつては、審議会の中に住民代表の方等を入れながら、住民の意見を取り入れながら、今後の方向性をさらに充実したものとして示していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今後の進め方について、また再質問をさせていただきます。

とにかく、地域公共交通はもう平成15年から私もずっと取り上げているんです。何年たつか。数えればお分かりになると思います。今ここに来て、またこれからいろんなものを分析して調査してと。また最初に戻っちゃっているような気がするんです。

やっぱり住民は一日も早い、スピード感を持って、望んでいるわけなんです。ですから、そこは十分にスピード感を持ってやっていただきたいと思うんです。住民の中には、生きているうちに安心して生きていける公共交通が実現するのかと、高齢者の方なんかは特にそういった声が聞かれています。

要綱の設置に見ても、設置欄を見ますと、九十九里町において公共交通の充実、公共交通を利用することができない、困難な住民が安心して利用できる移動手段の確保について検討し、住民の福祉の向上に寄与するために九十九里公共交通会議を設置すると、このような要綱欄がありました。まさに、私もこれを読んでいて、本当にそのとおりになるといいなと思

いました。ですから、これはやっぱり実現に向けて、スピード感を持ってやっていただきたいと思うんです。

それで、実現に向けて、実際どういった計画になっているのか。今、住民が九十九里町で生きていくために実現を求めているわけなんですね。

その要綱を読むと、本当に私もそのとおりだと、ほろりと来るような温かい内容が書かれているんです。でも、主体になるのはまずは町だと思うんです。町が公共交通実現に向けた、町自身がまず実現に向けた計画を立てることが大事だと思うんですけれども、どうなんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、町公共交通会議の今後の進め方について少々言及させていただきます。

今後、具体的な政策の方向性について取りまとめていくことになりますが、まず最も公共アクセス、そして公共アクセスの課題にある、今掲げている交通空白地域につきましては、議員おっしゃるとおり早急な対応が必要であると認識しているところでございます。今後、こういった地域を、まず試験的に具体的な事業を取りまとめていき、こうした課題を一つ一つ改善していきたいと、方向性を示していきたいと考えているところでございます。

そしてこの中で、先ほど来、県、国よりも、分析を行う上でアンケート調査をきめ細かく実施していくことが肝要であるというような助言の下、この事業を展開する中で、町公共交通会議に住民の代表が加わっていくことも先ほど申し述べさせていただきましたが、アンケート調査を実施し、住民ニーズを詳細に把握していきたいと考えているところでございます。

今後でございますが、今後の計画ということでの御質問につきましては、先ほど来お話しさせていただいているとおり、地域交通の施策を講じる上で、アンケート調査による詳細な分析が必要であるということは改めて認識をしたところでございます。今後、こうした試験的な事業を通して、具体的な政策を企画し事業の展開をする中でアンケート調査、そして実施していきたいと考えているところでございます。

そして、この現状に向けた具体的な対策を取りまとめていくためには、やはり地域公共交通の問題点や課題を整理する必要があるとございます。今後も、こういった会議を通して分析の方法、そして住民ニーズの捉え方等について助言をいただき、有効性のある実現可能な事業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

こうしたことを踏まえ、今後の具体的な町の方向性を示した計画の策定を、目的を持って

取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今の答弁が大変丁寧なのか、長いのかよく分かりませんが、要は住民ニーズを、アンケート、ワークショップもやっていらっしゃる。住民ニーズはもう分かっているわけですね。住民が、課長御自身が答えているように、本当にここは、公共交通はみんな困っているんだと。高齢化で、免許を返納しなきゃいけないと。

今になって、またアンケートだ、ニーズだというのは、ちょっとそれは違うと思うんです。もう前に進めなきゃいけない、もうそういう時期に、もうそういう、遅いんですよ。これまたアンケートを取って、ワークショップをやって、住民のニーズを取って、またこれを一からやっていたんでは、これは何年たつたってできませんよ。

ですから、本当に真剣に、実現に向ける体制でやっていただきたいと思います。これは強く要望いたします。

議長、まとめます。

○議長（内山菊敏君） はい。

（発言する者あり）

○13番（谷川優子君） 議長、まとめです。

今回のメディカルセンターの独法化の問題なんですけれども、最後にまとめに、平成15年2月5日に全国都道府県会で、全国市議会議長あるいは全国町村会議長が独法化について要請しているんです。

独立行政法人というのはどういうものなのか。地方独立行政法人の法制化に関する要望書というのが上がっていきまして、現在、これは平成15年2月5日なんですけれども、現在国において地方独立行政法人創設が検討されている。この内容を見ますと、当該制度を創設するに当たって、国における行政改革の視点のみならず、地方自治の本旨及び地方分権の観点に立ち、自己決定、自己責任の原則に基づき、自治事務を、住民自治を十分に確保するとともに、地方公共団体が二元代表制である、また国と地方公共団体の違いを勘案するべきであると、このように要望しているんです。

昨今、全国各地で、その当時、開発公社や第三セクターが経営危機あるいは破綻になっておる。いわゆる第三セクターや何かと同じだと、この独立行政法人がね。住民の日常生活に直結する業務を担う地方独立行政法人の設置、運営に当たっては、議会の責務は極めて大き

く、その関与が必要である。

よって、地方独立行政法人制度の法制度に当たって、これらの趣旨を十分に踏まえ、公共施設等に係る規則及び公営企業に係る大臣の認可の緩和を図るとともに、地方独立行政法人の導入のメリット及びデメリットを明確にした上で立法の措置を講じられたいと、このように全国議長会あるいは全国町村議会議長会がこういった要望を国に出しているんです。

ということは、独立行政法人化というのはなかなか、議会の関与ができないと住民の利益を守ることはできないということがこの要望の中で入っています。

ですから、独立行政法人化の中で、今、病院運営がされていると。議会の関与ができない状況なんだということを十分に認識しながら、町長には当たっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は11時5分です。

（午前10時47分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時01分）

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、2番、小川浩安君。

（2番 小川浩安君 登壇）

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

議長のお許しをいただきましたので、本定例会に3項目5点の質問をさせていただきます。
初めに、東千葉メディカルセンター事務部における事務分掌と取組について3点ほどお伺いします。

東千葉メディカルセンターは、地方独立行政法人であり、地域の中核病院として良質な医療サービスの提供はもとより、冬の訪れとともに増加の傾向にある新型コロナウイルス感染対策においても多大な御尽力をいただいております。

また、年4回、四半期ごとに示されている経営状況に関する報告では、増田センター長を中心に、医療実績は確実に改善されており、医療現場に従事する方々には心から感謝を申し

上げます。

そのような折、10月24日の新聞報道において、当センターの内部告発に関する記事が掲載されました。その内容は、不当に高額な業務委託契約や物品購入、不透明な手当支給の常態化など、組織的な不正があるとして、13項目にわたる指摘とその裏づけとなる証拠書類の写しが添付されているものであります。

これを受けて、設立団体である東金市に11月5日、九十九里町には11月9日、それぞれ当センターの事務部長から事のてんまつについて説明があり、裏づけとなる証拠書類の写しは原本と同一であることを認めた上で、今後は弁護士による内部調査を実施する旨の説明を受けました。

そもそも地方独立行政法人とは、住民の生活や地域社会及び地域経済の安定など、公共上の見地から、その地域において確実に必要な事務や事業であって、民間レベルも視野に入れ、地方公共団体が認める事業を効率的かつ効果的に実施することを目的とする組織であり、平成15年7月に地方独立行政法人法が制定されております。

そこで、1点目の質問ですが、当センター事務部の人事及び給与はどのように定め、運用しているのかお伺いします。

病院の人事は、国家資格を持つ医師、看護師、検査技師、薬剤師など、医療に直接関わる職の任用は限られており、給与に関しては、民間との兼ね合いもあることから、基準値は特殊な領域にあるものと考えます。しかしながら、事務職における人事や給与がどのような基準で運用されているのか分かりません。一般的な地方公共団体では、地方公務員法の規定により、職員の任用、給与、服務などは条例や規則によって定められています。しかしながら、地方独立行政法人の考え方は、組織、人事、給与、勤務体系など、独自の経営に即した形に定めて柔軟に運営することができます。そうした中、当センターの事務部における人事及び給与は、基準となる規則を定めて運用しているのかお伺いします。

次に、2点目の質問ですが、当センターの委託契約はどのように実施しているのかお伺いします。

業務委託契約は、その執行にあつて、業者選定も含め、透明性と公平性の確保が求められます。そこで、業者選定の基準となるものがあるのか。また、委託業者を決定する方法は入札なのか、それとも随意契約なのか。それらの執行や手続にあつては、透明性と公平性の確保が担保されているのかお伺いします。

次に、3点目の質問ですが、当センターに問題や改善点が生じた場合、設立団体の責務と

して本町はどのように対処するのかお伺いします。

当センターでは、新聞報道にあった内部告発による疑義に対して内部調査を進めていますが、その結果が妥当か否か、いずれにせよ、当センターに対して設立団体である本町から改善に向けた提言や要望が必要だと考えます。当センターの内部調査も結構ですが、第三者による外部監査などの実施に向けて、要望してみてはいかがでしょうか。

続きまして、次の項目、町の地域防災計画についてお伺いします。

本町の地域防災計画は、ここ数年、内容の変更が実施されていないようですが、昨年発生した台風による災害や自然環境の変動から想定される災害など、海岸と二級河川2本を有する本町において、高齢者人口の増加など様々な面から、防災に対して町全体で考える必要があると思います。町は地域防災計画の見直しをどのように考えているのかお伺いします。

続きまして、最後の項目です。町道の整備は計画的に実行しているのかお伺いします。

町道においては、路線の長短や幅員の大小など多種多様に混在しており、その管理にあっては大変御苦労していることと思います。

そこで、町道の整備は計画的に実行しているのか、もしくは道路の老朽化や劣化に応じて実行しているのか。また、町道の整備に対して受けられるような補助制度があるのか、併せてお伺いします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 小川浩安議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 小川浩安議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東千葉メディカルセンター事務部における事務分掌と取組についての御質問にお答えいたします。

1点目の、当センター事務部の人事及び給与はどのように定め、運用しているのかとの御質問ですが、法人の業務に関する必要な事項につきましては、地方独立行政法人法の規定に基づき、設立団体が認可した業務方法書に沿って、法人自らが定めることとしております。そのため、人事及び給与に関する規程につきましては、法人が定めた就業規則に基づき、人事規程、給与規程を定めております。

しかしながら、運用にあっては、告発文で指摘があったことに対し、規定外の支給、あるいは規程中の定めを乱用し、さらには決定に至るまでの事務手順にも不適切な運用がなされ

ており、是正または改善すべき事項が多くあると考えております。設立団体として、法人に対し早期の是正及び改善を求めてまいります。

2点目の、当センターの委託契約はどのように実施しているのかとの御質問ですが、委託等の契約につきましては、法人が定めた契約規程に基づき行われるところですが、11月19日に東金市と合同で実施した立入検査によるヒアリングでは、業者選定に至る経緯や、法人の意思決定となる起案文書がないなど、不適切な事務処理が見受けられました。

こういった事務処理につきましては、必ずしも透明性や公平性が確保できているとは言いきれませんので、内容を精査した中で、契約の解除や業者の再選定とともに、契約事務の適正な運用とチェック体制の強化などの是正措置を求めてまいります。

3点目の、当センターに問題や改善点が生じた場合、設立団体である本町はどう対処するのかとの御質問ですが、設立団体として法人に対し、10月30日に地方独立行政法人法に基づく報告を求めるとともに、11月19日には立入検査を実施したところでございます。

立入検査の結果につきましては、現在整理中ではありますが、幾つかの指摘事項が見受けられましたので、今後、内容を精査した上で、文書にて早急に是正・改善措置を取るよう求めてまいります。

また、今後の再発防止につきまして、内部チェックの強化とともに、外部的なチェック体制の再構築も行ってまいります。

次に、町の地域防災計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の、地域防災計画の見直しを考えているのかとの御質問ですが、現行の九十九里町地域防災計画につきましては、平成27年3月に改定し運用しているところでございます。

しかしながら、国は近年、全国で発生した大規模災害による教訓や、今後高い確率で発生することが予測されている南海トラフ地震への対応などから、防災基本計画を改定し、また千葉県ではこの改定を受け、県地域防災計画の見直しを実施しております。

このことから、町地域防災計画におきましても国及び県の計画との整合を図り、本町の災害対策を一層推進するため、令和3年度に改定すべく準備を進めているところでございます。

次に、町道の整備についての御質問にお答えいたします。

町道の整備は計画的に実行しているのかとの御質問ですが、町は町道の舗装の状態を把握し、舗装補修工事を計画的に進めるため、平成30年度に路面性状調査を実施し、舗装修繕計画を策定いたしました。現在、この計画に基づき、老朽化した舗装の維持補修を重点的に実施しておるところでございます。

なお、町道の整備に係る財源につきましては、平成30年度までは国の社会資本整備事業の防災・安全交付金を活用してまいりました。令和元年度以降につきましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用して事業を進めております。

町といたしましては、今後も舗装修繕計画に基づき、この事業債を活用しながら町道の整備を図ってまいります。

以上で、小川浩安議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。御答弁ありがとうございました。

東千葉メディカルセンター事務部の人事及び給与について再質問いたします。

当センターは、地方独立行政法人法の規定に基づき、人事規程や給与規程を自ら定めて運用しているとの御答弁ですが、それでは職員の採用及び昇給、昇格はどのように定めているのか、再度お伺いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 職員の採用、それから昇給、昇格についてお答えをさせていただきます。

初めに、職員の採用でございますが、法人の就業規則に基づきまして、原則として競争試験によるもの、あるいは広く公募した者の中から選考により採用することとしておりまして、医業職員につきましては選考により採用するといったケースが多いようでございます。

また、給与の算定につきましては、前歴等を加味した上で決定するというふう聞いてございまして、職員の昇給、昇格につきましても、給与規程に基づいて行われるものでございますが、これは私ども公務員とは違いまして、人事院勧告だとかそういった内容は反映されていないといったことでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。御答弁ありがとうございます。

それでは、契約に関連して再質問をいたします。

当センターの契約に関する業務として、入札もしくは随意契約の判断、または業者選定など、契約事務に関わる担当はどの部署が執行しているのか、再度お伺いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 法人の契約についてでございますが、これは業務方法書によ

りまして、原則一般競争入札といたしまして、契約の性質または目的が一般競争入札に適していない場合について、指名競争入札や随意契約ができるというふうにされてございます。

しかしながら、実態として、事業者の事業の実績などから数者を選択した中での見積り合わせが多く見受けられたといったところございまして、また御質問の契約事務主管課でございますが、これは財務課の事務分掌となっており、調達判断につきましては財務課長の権限によるものでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

ただいまの答弁の中で、契約事務の主管課は財務課であり、調達などの判断は財務課長の権限によると伺いましたが、その財務課長と総務課長が兼務しているのはなぜでしょうか、お伺いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 財務課長と総務課長が兼務している件について、時系列を追って御説明をさせていただきます。

令和元年9月に財務課長が退職したことによりまして、当時県から派遣されておりました事務部長が財務課長を兼務してございましたが、令和2年1月に事務部長が退職したことをきっかけといたしまして総務課長が兼務することとし、現在に至っているといったことでございます。

法人といたしましては、本年4月に新たに県から事務部長が派遣されておりますが、コロナ禍の人手不足を補うために、やむを得ず兼務状態を続けてきたということでございます。

○議長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。御答弁ありがとうございます。

当センターにも様々な事情があると思いますが、人事を統括する総務課長と、財政や契約事務を統括する財務課長が兼務では、権限の一極集中がうかがわれ、独裁的権力の行使にもつながりかねず、組織のゆがみや業者との癒着などが懸念されます。そのような状況において、設立団体である本町はどのように対処するのか、再度お伺いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 議員おっしゃるとおり、権力の一極集中といったものは避けるべきかと存じます。そういった中で、私どもは是正措置を求めてまいる予定でございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 2 番、小川浩安君。

○2 番（小川浩安君） 2 番、小川です。

東千葉メディカルセンターは、公的医療機関として、その資本は多くの方々の血税から成り立っております。身分は公務員であることから、法令並びに規律の遵守はもとより、地域の信頼に応える上でも、真摯に取り組む姿勢は当然のことです。

今後は、地域住民からの信頼回復に努め、病院本来の健全な環境の構築に向けて取り組むよう、町から東千葉メディカルセンターに対し、より厳格な御提言を期待いたします。

続きまして、地域防災計画の見直しについて再質問いたします。

地域防災計画の見直しについては、令和3年度の改定に向けて準備を進めていくとの御答弁をいただきました。

大規模災害の教訓や南海トラフ地震への対応など、国や県との整合を図りながら進めるとのことですが、本町独自の取組として、例えば地盤沈下などによる満潮時の水位の調査、または国勢調査から見た人口動態に伴う自助・共助の在り方など、環境の変化を反映する見直しなどを考えているのか、再度お伺いします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、地域防災計画の見直しにつきましては、現在新年度の予算要望をしている最中でございます。その上で、町地域防災計画は災害対策基本法の規定に基づき、町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画であり、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画との整合性を図るとともに、町の地域特性や災害環境を考慮して作成をするものでございます。

つきましては、全国で発生した大規模災害の教訓に対する国、県の変更点などを加えた本町に即した計画とするため、多様な関係機関から成る防災会議委員の意見を反映し、本町の災害実情に即した防災計画を作成してまいりたいと思っております。先ほど御質問にありましたような案件につきましても、この防災会議の中で意見等が出た場合には、当然検討しながら、反映させるべきものは反映するという事で策定が進むものと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 2 番、小川浩安君。

○2 番（小川浩安君） 2 番、小川です。御答弁ありがとうございます。

防災会議を開催し、多種多様な御意見を精査しながら、町の実情に即した防災計画を作成

するとの御答弁ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、町道の整備について再質問いたします。

平成30年度から舗装修繕計画を策定し、町道の整備に当たっているとの御答弁をいただきました。その舗装修繕計画には、県道との関連や自治区からの要望などが反映されているのか、再度お伺いします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えいたします。

平成30年度に舗装修繕計画を策定し整備を実施する町道については、大部分が県道と接しております。県道と接する箇所の工事を実施する際には、必要に応じて県と協議を行い、工事を実施していくこととしております。

また、自治区からの要望が反映されているのかについては、幹線道路の補修が優先となっておりますが、現在策定している舗装修繕計画には、自治区からの要望路線も含まれております。

なお、舗装修繕計画につきましては5年ごとに見直しをすることとしているため、随時、自治区からの要望路線を反映させながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。御答弁ありがとうございました。

町道の整備にあつては、舗装修繕計画を5年ごとに見直し、要望路線も含めて進めていくとの御答弁ですので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本町にあつては厳しい財源状況だとは存じますが、町民の安全・安心にかけがえのない事業など、費用対効果を十分検討していただき、町民ファーストを切に願ひ、本定例会における私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時32分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時55分）

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、細田一男君。

（11番 細田一男君 登壇）

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

令和2年第4回定例会において、通告してあります4項目5点について一般質問を行います。

いまだ新型コロナウイルスの感染、コロナ禍は収束の気配はなく、むしろ感染拡大、増加が続いており、人口の集中している都市においては、重症者は連日50人を超えるなど、感染状況が悪化しております。

国も、3密を避けたり繁華街への出入りを自粛するよう要請したり、観光や遠出などの外出の自粛を要請したりと、いろいろと対策を講じておりますが、なかなか結果が現れてきません。我々も、感染しないように気をつけていかねばならないと思います。

コロナウイルスの感染により亡くなられた方には、心より哀悼の意を表すとともに、感染し、入院、治療されている方々が一日でも早く回復され、退院できるよう祈っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目に、自治区長の資格、権限についてお尋ねをいたします。

令和元年度において、本町には自治区長45名、区長代理39名がありますが、区長には報酬として年4万9,600円、区長代理には4万3,800円が支給されており、行政事務連絡委託料として1世帯900円で4,874世帯、総額438万6,600円が交付されております。

本町には、九十九里町区長等設置要綱が制定されておりますが、自治区長の資格、権限などについて条例に定められておりません。条例に定められていない区長、区長代理に報酬を支給することができるのかどうか。また、報酬額は何の基準を基に決められているのか、資格はどのように制定されておるのか答弁を求めます。

次に、権限についてお尋ねいたします。

平成29年、法改正により、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員（以下、「第3号の特別職非常勤職員」という。）の要件が厳格化され、専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査及び診断等の事務を行うものに限定されました。

区長の業務は町村により多様であります。例えば町からの配布物を配布、アンケートの回収や、住民からの要望の対応は、助言、調査、診断その他総務省省令で定める事務に該当

しないため、第3号の特別職非常勤職員として任用することはできないとなっております。

本町の九十九里町区長等設置要綱は、昭和60年8月1日告示第39号として告示され、昭和60年8月1日から施行されております。その後、令和2年3月27日告示第43号として改正されており、令和2年4月1日から施行されております。

2項目めに、防災計画について質問をいたします。

本町の防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、九十九里町地域防災計画の策定及び実施を推進するために設置されておると聞いておりますが、防災計画の策定及び実施を検討するために、町長は防災会議を開いたのかどうか答弁を求めます。

3項目め……、あれ、ちょっと暫時休憩を。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時02分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時02分）

○11番（細田一男君） 3項目めに、東千葉メディカルセンターの運営状況についてお尋ねをいたします。

開院以来8年目を迎える中で、依然として厳しい経営状況が続いており、暗いトンネルの中、明るい出口が見えてきません。

理事長以下、医師、看護師、職員一丸となって業務に取り組んでいただいていると思いますが、病院としての体力も非常に厳しい状況であろうかと思いますが、県、東金市とどのような取り組み方をしておるのか答弁を求めます。

4項目めに、多面的機能事業についてお尋ねをいたします。

事業内容が私たちには見えていないのですが、具体的にどのような活動をしているのか。また、町としてどのように取り組み、どのような効果が出ておるのか答弁を求めます。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自治区長の資格、権限についての御質問にお答えいたします。

自治区長につきましては、町と町民との緊密な連絡を図るために設置されており、区域内の住民の互選により選出された方を委嘱しております。

また、自治区長の職務につきましては、町行政の周知や区域内の住民の要望及び意見の具申などであり、町行政の健全な発展と円滑な運営に協力いただいております。

次に、防災計画についての御質問にお答えいたします。

防災計画の策定はどのように検討されておるのかとの御質問ですが、小川浩安議員の町の地域防災計画についての御質問におきましても答弁させていただきましたが、現行の九十九里町地域防災計画につきましては、平成27年3月に改定し運用しているところでございます。

しかしながら国は、近年、全国で発生した大規模災害による教訓や、今後高い確率で発生することが予測されている南海トラフ地震への対応などから、防災基本計画を改定し、また千葉県ではこの改定を受け、県地域防災計画の見直しを実施しております。

このことから、町地域防災計画におきましても国及び県の計画との整合を図り、本町の災害対策を一層推進するため、令和3年度に改定すべく準備を進めているところでございます。

次に、東千葉メディカルセンターについての御質問にお答えいたします。

地方独立行政法人である東金・九十九里地域医療センターに対し、今後、東金市、千葉県とどのような対応をしていくのかとの御質問ですが、地方独立行政法人は、法により設立団体の関与を必要最小限にすることにより、自主性、自立性を十分に発揮できる仕組みとするものでありますが、今回の事態を受けて東金市も同様に、設立団体としてより踏み込んだチェックが必要であったと反省しているところでございます。

また、千葉県としては、独法を認可したものであるとともに、地方公営企業法の適用企業の経営に関する事務を行うものといった、それぞれの立場において関わってくるものと考えております。

今後、東金市とともに設立団体として県の指導を仰ぎながら、東千葉メディカルセンターが速やかに是正・改善措置を行い、経営健全化が図れるよう対応してまいります。

次に、多面的機能事業についての御質問にお答えいたします。

町として、具体的にどのように取り組み、どのような効果が出ているのかとの御質問ですが、町では、地域資源の適切な保全管理を推進するため農業振興地域を指定し、町の認定を受けた5組織が各地域で活躍しているところでございます。

この事業により、農地や水路、農道等の管理を地域住民が一体となって取り組むことで、不法投棄の減少や、生活環境、景観の向上、また水路の補修や掘削をすることで、台風や大雨時の湛水防除といった様々な効果が現れております。

以上で、細田一男議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

ただいま町長より、るる御答弁をいただきました。一問一答で行いたいと思いますので、簡潔明瞭な御答弁をお願いしまして、再質問に入らせていただきます。

1点目の自治区長の資格、これは私も自治区長の経験があり、大体のことは経験しております。細かいことに関して、2点目の防災計画の中にまた出てくるということで、質問の中に入れさせていただきました。その中において、権限、区長はどのような権限があるか。

先ほど申し上げました本町の九十九里町区長等設置要綱の昭和60年8月1日に告示、施行されており、その後、令和2年3月27日告示、令和2年4月1日から施行されている。昭和60年に施行された区長等設置要綱が、令和2年3月に改正されたと。これは、総務省省令が平成27年に多分改正されていると思うんですが、その改正に合わせて、本町は令和2年3月27日に改正したということで判断してよろしいのかどうか。

そして、2項目めの防災計画についての中で、町長答弁いただきましたが、先ほど来、小川議員からも防災計画について御質問があり、答弁をいただいて聞いており確認は取れておりますが、大矢町長は平成27年10月に就任、それ以来、防災会議を開催しているのかどうか。

防災会議は、地域住民、町民の生命、財産を保護する責務者は首長です。責務を果たすための権限を有しております。片貝中央海岸の防潮堤や片貝漁港内の防潮堤の建設計画事業は県の実施であって、地域に関する重要な計画及び問題等の責務者は町長です。

国、県の方針に沿って設計や施工は正しく行われておるのか審議し確認する最後のとりでは防災会議と認識しておりますが、町長は防災会議をどのように捉えておるのか、答弁をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 質問が、1項目めと2項目めにまたがっていますけれども。

暫時休憩いたします。

（午後 1時13分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時15分)

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、さきに権限の部分が質問にありましたので、町として、区長に権限を与えているような規定というものは、要綱の中にはございません。

自治区において、区長に対して権限というものを与えてあるとすると、それは町が把握しているものでございますので、町として区長に与える権限ということではないということ御理解をいただきたいと思います。

要綱の改正は、先ほど議員のほうからお話があったとおりでございますが、今回は特別職非常勤職員の要件には該当しませんので、要綱を別に改めたという形の中で、区長については報償という形になっておるものです。

それで、防災会議の部分の回答をさせていただきたいと思いますが、まず、過去にも説明をしておりますが、防災会議は直近で4回開催をしていると。これは、平成23年には3.11の東日本大震災の教訓等を基に、計画の見直しがあったために開かれたものでございます。

さらには、この東日本の教訓を基に、国、県、見直し等が図られましたので、それらを基に、現在の地域防災計画を策定するに当たり、平成26年7月14日に第1回の防災会議、それから平成27年2月25日に第2回の防災会議、平成27年3月23日に第3回の防災会議、こちらをもって現在の地域防災計画が策定をされたものでございます。

それ以降につきましては、国、県、多少の見直し等をしてきておりましたが、町の範囲においての大幅な防災計画の見直しというものの必要性がまだ至っていなかったもので、防災会議の開催というものはされていないということでございます。

令和3年の地域防災計画の見直しに当たっては、午前中にも説明させていただきましたが、地域防災計画作成に当たっての防災会議を、前回は例にすれば3回開いているんですが、そのような形で開催しながら、素案また意見の調整をして、防災計画の策定を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） ただいま御答弁をいただきました。御答弁は、課長、町長にいただきましたんだけれども。

防災会議について、私は前にもその前の定例会にも質問していて、ここにも過去のを持っているけれども、同じような答弁なんだ。平成26年、27年4月、27年2月、27年4月、町長の就任前だよ、その4回開いたというのは。

私が聞いているのは、現町長が町長に就任して以来、防災会議はこういうものなので、町長は防災会議を開いていますかと。今までずっと、震災、防災計画、防災対策、いろいろな関係で、単刀直入に申し上げて、片貝中央海岸の防潮堤並びに片貝漁港内の防潮堤の建設計画の中でずっと質問して、そうすると必ず、本町に合った防災会議は、本町の防災計画の策定及び実施をするために設置されております。防災会議は、国内で発生した大規模災害における対応や教訓を基に修正された国及び県の防災計画との整合性を図るとともに、本町の実情に即した計画に改定すること。開いていないのに、改善するも何もないでしょうよ。違いますか。

課長は4月に課長に就任というか、課長になっているんだけど、前課長の時代に4回開いているんだよね。前長の時代だよ。

私は、大矢町長が町長に就任されて以来、防災会議を開いているのか。本町の町民、子供たち、財産は、私が町長になって守っていきますよと選挙公約に出ているんです。そういった中で、中央海岸の防潮堤や片貝漁港の防潮堤の問題が発生しているのに、町長は防災会議を開かないで、県や国、山武土木事務所あるいは銚子漁港事務所の計画案に有無を言わず、それをお願いしますという要望をしている。

なぜ、防災会議が設置されている本町で、そういう重要な防災対策の事業の案件を、防災会議を開いて審議しなかったんですか。そのために私は聞いているんですよ、防災会議を開いたかどうか。町長、どうですか。何度もしつこいけれども。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） 答弁させていただきます。

防災会議につきまして、県にも確認を取ったところですが、県ではこれまで、千葉県地域防災計画の策定及び改定を目的とすること以外には、防災会議は開催されていないということでした。

また、千葉県防災会議において国が実施する事業、津波対策等もそうなんです、これについて議論されることはあるのかということで聞き取りをしましたが、国が実施する事業そのものを議論することはないというように回答をいただいております。

これらのことを基に、町が開くべき防災会議の中での重要事項というのは、やはりその

地域の防災計画の策定及び改定に関する重要事項を議論するという場として防災会議を開くということですので、県が計画をした津波対策に対しての部分、この防災会議で会議の議題とするというものではないというふうに判断しております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

声が少し悪くなって申し訳ありませんが、しつこいと思いますがね、災害対策基本法及び町条例では、防災施設の新設、変更などの重要事項は、防災会議を開催し諮問するとなっております。

防災会議を開催しないで、県の実施する事業なので県にお任せという町長の判断だと解釈してよろしいのですか。町長、どうですか。

○議 長（内山菊敏君） これで4回目になります。質問を変えてください。質問が4回目になっていますので。

○11番（細田一男君） 町長に答弁をいただいて。

○議 長（内山菊敏君） いや、先へ進めてください、4回目の質問になっていますので。

○11番（細田一男君） 議長より、回数が来たということで、次の質問に入ります。防災会議については、次の定例会でもまた質問いたしますので。

3項目めの東千葉メディカルセンターの運営状況、ただいま答弁をいただきました。

昨日、午前中と東千葉メディカルの運営状況の不祥事が今取り沙汰されている中で、先ほどの谷川議員の質問の中でもあったんだけど、チェック機能が不十分だとか、これから第三者委員会を立ち上げて是正に向けて取り組むという、そういう答弁があったんだけど、私は議員になって一般質問を行いながら、再三再四、東千葉メディカルについての質問を行った中で、近いうちにまた中期計画とかそういうのがまた示されていると思うんだけど、もう開院8年です。累積赤字が44億が本年でまたあると、五十五、六億になるのかな。

理事長をはじめ、医師の皆さん、看護師の皆さんが一生懸命取り組んでくれていて、多少は状況はよくなったんだけど、そろそろ東金市と本町で東千葉メディカルセンターを支えていくのは限度に近いんじゃないですか、町長。

そういった観点から、県、東金市と取り組んでいただけているのかどうか、その点について答弁をお願いします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 東千葉メディカルセンターに対して、県の関わり方といったような御質問だったかと思います。

千葉県には、これまでも人的あるいは財政的な支援をいただいているところでございます。今回の告発におきましても、県とはこれまで以上に情報の共有を図るとともに、東千葉メディカルセンターのガバナンスの強化に向けて指導をいただいているところでございます。

また、経営面におきましても、今後も引き続き人的、財政的支援を求めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 再質問、3回目でよろしいのかな。

○議長（内山菊敏君） はい、3回目になります。

○11番（細田一男君） 課長、ずっと私、病院については質問して、心配しているんです。

町長に幾ら質問しても、町長、答弁もらわないで、課長が代わりに、所管だから答弁していただいているんだけど、このまま行く方向性というのをまず考えられない。もう結果は出ていますよ。先ほども申し上げたけれども、次の中期計画が多分また出てくると思うんだけど、赤字、赤字、赤字が7年間続いた結果が出ているのに、どういう中期計画が出せるんですか。そうでしょう。いつも言うように、事業をやっている赤字、赤字で、融資を受けたら、金融機関は金を貸してくれませんよ。

県が主導で、前長は、旧さんむ医療センター、旧国保成東病院の支出していた支出金の中から、同じような金額で維持できるんですかと県にお願いしたところ、県はできるでしょうと、そういうことでスタートしたんです。もう7年、8年。金額の違うものを投下しているでしょうよ。人口6万、1万6,000、7万6,000の市と町で、ずっと言っているようにあのメディカルを維持するには大変なのよ、できないよ。と私は思いますよ。

県にどういう指導を受けているのか知らないけれども、もうそろそろ、この不祥事を機に県と方向性を煮詰めていただけるように取り組んでももらいたいと思います。

4項目め、多面的機能事業について。

私も多少田んぼがあるので組合員に入っているんだけど、私には声がかからなかった。もう5年が過ぎて、排水路の整備、草刈り、休耕地の活用、うわさでは聞いていますよ。国からの補助は2,000万ぐらいあるのかな。それに対して町が1,000万ぐらい用意しているのかな。そういった中で、この事業の活動はどのぐらいの効果があったんですか。町はそういう

ものをどの程度持っているのか答弁ください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

どのぐらい、どの程度の効果があったのかというようなことの御質問かと思います。

効果につきましては、町長の答弁の中にございましたとおり、この事業によって本町内の農地や水路、農道等の管理について、地域の住民と農業者を含めた方が一体となって取り組んでいただいております。この取組によって、農地の持つ多面的機能が維持されていて、水路の補修や掘削をすることで、台風時等の湛水防除といったような効果が現れていると認識しております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

ただいま課長から答弁いただきました。お話だけではあまりそういう効果が出てこない、分からない。

でも、農業ってそういうものなんだよね。排水路とかそういったものの整備、これは国の補助金等で整備されているのでなかなか難しいんだけど、5団体かな、今活動しているのが。1団体は、計画が5年なので、今年が5年目。再度、申請をするかしないかという時期というか、に來ていると。その中に、1団体は活動に携わる人、活動に参加する人、要は後継者だよね、後継者がいないので事業は再申請しないような話を聞いているんだけど、それは、また次もまた5年なの。まだ分からない。

（発言する者あり）

○11番（細田一男君） 3年。課長から今もらったんだけど、予想したそういう活動のことしか聞こえないんだよね。

農業もそう、第1次産業はそうなんだけれども、みんな後継者がいないんだ。そういった中で維持していくには大変だと思いますよ、課長。

そういういいことをやっていただいているのであれば、1団体は多分やらないような話をしているんだけど、残った4団体にさらなる活動をしていただけるように御指導くださいよ。

以上をもって質問を終わります。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は1時50分です。

(午後 1時35分)

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時48分)

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、7番、浅岡厚君。

(7番 浅岡 厚君 登壇)

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

議長の御了解をいただきましたので、一般質問をいたします。さきの質問と重複するところもありますが御了承いただき、通告のとおり進めさせていただきます。

本町におきましては、財政厳しい中、地域の活性化と地域産業振興のため、交流人口の増加による景気の回復、雇用の増大、それに伴う税収の増加に期待し、海の駅九十九里をオープンさせました。

オープン来、順調に運営され町の活性化に一役買っていましたが、今般の新型コロナによる緊急事態宣言や外出自粛により多大なる影響を受け、町では300万円の支援金を交付いたしました。影響を受けたのは、この施設に限らず、町内におけるほとんどの産業に大なり小なりの影響があったものと言えます。

日本政府においては、様々な景気対策を行っていますが、感染予防との兼ね合いからなかなか効果が出ない状況です。そこで国は、基本計画にのっとり、まち・ひと・しごと創生基本方針2020を本年7月17日に閣議決定しています。

その中身は、稼ぐ地域をつくり、安心して働けるように、地域資源、産業を生かした地域の競争力の強化のため、農林水産業の成長産業化、地域の魅力のブランド化を、また地方とのつながりを築き、新しい人の流れをつくろうとして、地方移転、移住の推進、魅力ある地域産業の創出、振興や、関係人口の創出、拡大と、地方への資金の流れの創出、拡大を取り上げ、人が集う、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくるとして、質の高い暮らしのための町の機能の充実、地域の価値向上に向けた取組、地域に適した環境整備、地域資源を生かした個性あふれる地域の形成と、地域資源を生かした農漁村づくりや水辺空間、ビ

一ちなどの地域特有の資源を活用する取組の推進を、また新しい時代の流れを力にするとして、地域におけるSociety5.0の推進や、地方創生、SDGsの実現などの持続可能なまちづくり等を閣議表明しています。

また、地方自治体の独自性を重視した魅力ある地域づくりを支援し、地域資源や恵まれた生活環境を生かして多くの雇用機会を創出する地方創生を推進しています。それに伴い、国は地方への多様な支援と切れ目ない施策の展開をしているところです。本町も、その方針に合わせた政策にのっとり、この地域の特性を生かした独自の支援策または振興策を実行していく必要があると思われます。

そこで、コロナ禍における地方創生に向けた町主要産業への支援策、振興策について、町の姿勢をお聞かせ願いたいと思います。

1 項目め、地域資源を生かした農漁村づくりとして、1次産業（農業・漁業）への支援・振興策をどのように考えているのか。

2 項目め、地域資源、産業を生かした地域の競争力の強化として、2次産業（製造業・建設業）への支援・振興策をどのように考えているのか。

3 項目め、地方とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる施策として、3次産業（観光業・商業）への支援・振興策をどのように考えているのか。

最後に、水辺空間、ビーチなどの地域特有の資源を活用する取組の推進において、町最大の魅力である自然、特に水辺空間である海、川の環境整備対策をどのように考えているのかお聞かせください。

次に、独立行政法人東金・九十九里医療センター、東千葉メディカルセンターについて伺います。

平成15年度に、公立病院の医療機能の分担と連携を図り、限られた医療資源の効率的な運用をするため、山武地域医療センター構想が策定されました。

新医師臨床研修制度の影響などもあり、医師不足が表面化するとともに、緊急医療が逼迫し、地域外への緊急患者の輸送が増大するなど、地域医療が危機的な状況を迎えるに至り、本町及び東金市は、千葉県の財政面をはじめとする包括的支援と、千葉大学医学部、同附属病院の協力の下、地域医療の再生と改善を目指し、地域の中核的な医療施設の整備を図るため、地域医療センターの計画策定に取り組み、救急医療、急性期医療を核とした地域中核病院として、地域住民に信頼される、高度で安全な医療を行うことを基本理念に、地域の保健医療に貢献するため、東千葉メディカルセンターを設立いたしました。

開院以来、救急医療の推進による管外搬送の減少等、地域住民の厚い信頼を受ける地域中核病院として、多大なる税金を投入しながらも運営されてきました。現場の医師、看護師の方々が身を削る思いで患者の生命を守っていただいているところです。

しかしながら、SNSへの告発文の投稿に端を発し、現在、新聞紙上をにぎわすスキャンダルへと発展しています。東金市議会では、病院特別会計の決算が否決されるという事態になっています。

今までの調査の中で、様々な運営上の不備が解明されてきていますので、引き続き調査を進めていく必要があります。事の真相解明を進めることは重要ですが、それと並行して再発防止策を早急に進めていくことも必要と考えます。

そこで、設立団体として、町の東千葉メディカルセンター運営への関わり方をお尋ねいたします。

1項目め、計画に沿った事業展開が遂行されているか。審査、確認する監査において、町はどのように関わっているのか。

2項目め、人事、設備、投資等事業の運営に、町はどのように関わってきているのか。

最後に、再発防止のため、各規約の不備を整える必要があると思われますが、その際、町はどのように関わっていくのかお聞かせください。

以上、御回答をよろしくお願いいたします。なお、再質問は自席にて行います。

○議長（内山菊敏君） 浅岡厚議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 浅岡厚議員の御質問にお答えいたします。

初めに、コロナ禍における町内主要産業に対する町の支援策及び振興策はとの御質問にお答えいたします。

1点目の、1次産業（農業・漁業）への支援・振興策は、及び2点目の、2次産業（製造業・建設業）への支援・振興策は、及び3点目の、3次産業（観光業・商業）への支援・振興策はの御質問につきましては、関連いたしますので一括で答弁させていただきます。

1次産業への町の支援策につきましては、現在把握している範囲で、2次産業及び3次産業と比較して売上げへの影響が少ないと考えることから、実施しておりません。

2次産業及び3次産業を営む事業者への町独自の支援策として、中小企業等緊急支援金給付事業を実施しております。また、3次産業者のうち観光に関する宿泊業や飲食業に対して

は、宿泊施設支援金給付事業や飲食店応援商品券事業を実施し、支援しております。

今後の支援及び振興策につきましては、国及び県を注視し、取組を検討してまいります。

4点目の、町最大の魅力である自然（海・川）の環境整備対策はとの御質問ですが、真亀川などの河川や海の水質を悪化させる要因の一つとして、家庭から排出される生活排水の水質の低下が考えられます。

町では、生活排水の浄化を図るため、農業集落排水の利用や合併処理浄化槽の設置を推進しており、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合などに利用できる補助制度を設けております。

また、県道30号線の排水路の水質検査を年2回実施し、水質の状況を把握するとともに、毎月薬剤を散布し、水質の保全を図っております。

今後につきましても、これらの対策を継続し、河川及び海岸の水質を保全しながら、より多くのお客様に訪れていただけるような魅力あるまちづくりに努めてまいります。

次に、設立団体として、東千葉メディカルセンター運営への町の関わり方はとの御質問にお答えいたします。

1点目の、監査における町の関わり方はとの御質問ですが、法人の監査は、設立団体が任命した監事により、財務諸表、決算報告書及び事業報告書により実施し意見をいただいているところでございます。しかしながら、今回の業務運営に対する告発を受け、今後は設立団体との連携の下、法人の業務が法令等に従って適正に実施されているかどうか、より踏み込んだ監査を求めることが重要であると考えております。

2点目の、運営（人事・設備投資等）への町の関わり方はとの御質問ですが、法人の運営については、地方独立行政法人法により、法人自らが責任を持って効率的かつ効果的に業務を実施することを可能とするため、自主性に対する配慮は極めて重要であるとしております。

しかし一方では、法人に対しては設立団体への報告や立入検査が認められており、不適切あるいは妥当性を欠いた事務処理等があれば、是正・改善措置を命ずることができるとしております。

今回の事案に対しましては、法人から設立団体への報告、あるいは11月19日に実施した立入検査によって、不適切な事務処理も見受けられました。

告発内容については、一部調査が終わっていないものもありますが、設立団体としても真摯に受け止め、法人に対して早急な是正措置を求めるとともに、今後、地方独立行政法人法に基づき、設立団体の長による外部からの統治、いわゆるガバナンスの強化を図ってまいり

たいと考えております。

3点目の、各規約制定への町の関わり方はとの御質問ですが、法人の規則あるいは規程の制定については、法人自らが定めるとともに、重要な規程・規則については、理事会の議事としているところでございます。

法人の規程類については、設立団体が認可した業務方法書に基づき整備されるもので、制定に当たり直接的に関与するものではございません。

しかしながら、今後は毎月開催している設立団体との定例会の議題とすることを法人に対して申し入れる考えでございます。

以上で、浅岡厚議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

御答弁ありがとうございました。個別に再質問をさせていただきます。

1次産業への支援・振興策について再質問させていただきます。

新型コロナの経済への影響は計り知れません。現在影響がないからとして何もしないということではいいのかお伺いしたいと思います。

帝国データバンクの情報によりますと、感染拡大による企業経営への影響として、全事業、倒産件数715件のうち約15%の108件が飲食店、約10%の66件がホテル・旅館業、続いてアパレル・小売の47件、続いて建設工事業の46件となっております。

飲食店をはじめとして、食品関係は、飲食108、食品卸37、食品小売24件、食品製造23件の合計192件で、全体の約27%となっております。当然、原材料を生産している1次産業においても、今現在、影響がないからということで対策を取られておりませんが、これから影響が出てくるものと思われます。

それを踏まえまして、町としてどのようにお考えをしているか、再度お答え願います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

1次産業の影響でございますが、直接、農家や集出荷場等の関係者から聞き取りをしたところでは、影響があまり出ていないというようなこともありまして、町長答弁にありましたとおり、影響がないから支援策は実施しておりませんが、今後につきましては、議員御指摘のとおり影響があることも考えられますので、今後の国、県の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

今、課長のほうから国、県の動向という話がありましたけれども、先ほども壇上でお話したんですけれども、地域に合わせた施策が必要だと政府のほうも言っております。

今のところ影響がないということですが、農家の方々は J A にほとんど納入しているので問題ないというような調査結果が出ているようですけれども、しかしながら値段というのは市場価格といいますか、J A の決められた価格でもって買い取られるという状況だと思います。

現在、消費者の方々は、インターネット等による通販で食品を買うというのが大分増えている状態です。生産物のブランド化を推進して付加価値をつけ、生産者自らが価格を決められ、またそれによって販売できるような通販を進めていくとか、今朝テレビでもってやっていたんですけれども、手数料ゼロのサイト、ショッピングファイというのがあって、そういうところに大分、出品されている方も多いようです。

これから先、町としてそのような通販ですとかそういうものを、農家の皆さんまたは漁業者の皆さんに勧めていく、または推進していくという、そのようなお考えはあるのかお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

J A 等の集荷事業者へ出荷をしている生産者は、選果、荷造り等の作業が省けることで、現在の経営面積を維持できている。付加価値をつけ、生産者自ら販売するとなると、人員を増やすか経営面積を減らすなどしないと作業時間の確保は難しいと。現状の経営形態が安定しているので、新たな試みはできないと直接伺ったこともあります。

また、ネギなどでは独自の販路により出荷をしている生産者もいることから、成功事例等は生産者へ情報提供を行ってまいりたいと考えております。

議員御指摘のインターネット通販につきましては、生産者にとって販路の選択肢が増えることは有利になると考えております。生産者との情報共有を図りながら、調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。どんどんそのように進めていただきたいと思います。

います。

続きまして、2次産業への支援・振興策についてお伺いいたします。

先ほどの帝国データバンクの調べでは、建設工事業が第4位の倒産件数となっております。国の給付金のほかに、町として金利優遇や設備投資、事業改革などに対する何かしらの補助金等を考えられているか。

それと、先日の新聞に載っていたんですけども、政府のほうでは事業展開への新補助金として、中小企業への事業展開に対する補助金等の制度も考えられているようです。その辺も含めまして御回答願いたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

本町といたしましては、中小企業者向けの融資制度として、中小企業融資資金利子補給制度等がございます。融資を希望される事業者からの相談があった場合は、迅速に対応して支援に努めているところでございます。

また、保証制度として、売上げが減少している中小企業者に対し、国の制度ではありますがセーフティネット保証制度があり、借入から3年間、実質無利子化されている制度でございます。

現在、本町の中小企業者については、売上げが減少している事業者も多い状況でございますので、今後もセーフティネットを活用していただけるよう、千葉県保証協会や銀行と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

どうか、様々な融資または支援制度があるようでしたらば、どんどん周知していただいて、困っている方に協力してやっていただきたいと思います。

続きまして、3次産業への支援・振興策について質問いたします。

飲食業への支援策として、各世帯に1万円の食事券の配布をされました。また、宿泊施設への補助金は既に実施されておりますが、小売店や卸業の倒産も、先ほどの件数ですが134件と、全体の19%と高いものになっております。

このことを念頭に、町はこのような小売店や卸業の方にどのような施策を考えられるのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

町としては、現在、小売店や卸売の支援金については、中小企業緊急支援金について対応していると認識しております。今後につきましては、町商工会と連携を図りながら振興策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

商工会と連携してということが出ましたが、そのような会議の場とかは設けられているのか。まだちょっと情報は入ってきませんけれども、小売店のために、やはりプレミアム商品券ですとか、また今、推進されているキャッシュレス決済への支援、そういうものがいいんじゃないかというふうに私は思いますけれども、町としてどのように考えられているのか。

また、観光産業においては、やはりイメージアップというのは必要だと思いますけれども、それについても何かあれば教えてください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

キャッシュレス決済等につきましては、近年はそういった決済形態も増えてきているかと認識しております。キャッシュレス決済を実施していく上では、事業主のほうでも設備に係る費用が発生するものかと考えております。

いずれにしても、先ほどの繰り返しとなりますが、町商工会等と連携を図りながら、振興策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。早急に商工会と打合せしていただいて、今、実際に商店街の方々が何を望んでいるのか、情報を注視しながら、いち早い対策を取っていただきたいと思います。

先ほど私が言いましたが、観光関連はやはりイメージアップが大事だということで、次の質問に移ります。

町最大の魅力である自然環境の対策についてお伺いいたします。

ダイヤモンド社の独自の調査による、汚い海水浴場、大腸菌が多い海水浴場の全国ランキングが発表されております。その中で、2019年、全国819か所の調査の中で、水が汚い海水浴場のランキングが発表されてあります。

その中で、九十九里町の真亀海岸、22位。同じランキング、2020年、783か所のうち、ワーストの21位がやはり真亀海岸でした。続いて、2019年、ふん便性大腸菌が多い海水浴場ランキング、全国819か所中、ワースト8位というのが真亀海岸。2020年、同じランキングです、これは783か所中、真亀海岸、第4位、不動堂海岸、21位、片貝海岸、30位、これはワーストです、というのが出ております。

また、環境省のホームページもちょっと調べたんですけれども、不適ではないが改善を要する海水浴場ということで、過去なんですけれども、平成9年度、不動堂海岸、この年にそれを指摘されたのが6か所ありまして、そのうちの一つに不動堂海岸があり、平成11年度には全国で3か所、そのような指摘をされた中の1か所が真亀海岸というようなデータも残っております。

このようなちょっと不名誉な発表がされているわけなんですけれども、汚れた水が海岸に流入している理由として、やはり河川からの流入が考えられるわけなんですけれども、今現在、合併浄化槽の管理状況、または排出水の調査、または各水路の水質調査は行われているのか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

町内海水浴場の大腸菌の御質問について、まずお答えさせていただきます。

九十九里浜の水質なんですけれども、千葉県調査結果では、海の汚れ具合を表すCOD、化学的酸素要求量の数値は、令和元年、年平均値で1.3mg/lで、きれいな水質とのことでした。議員が御心配くださるように、一部の海水浴場ではふん便性大腸菌がやや多い海水浴場もございましたが、おおむね良好な水質と考えております。

それと、排水路の関係なんですけれども、30号線の排水路については水質検査をやっておるんですけれども、農業用排水路等については、現在水質検査の実施はしておりません。しかし、農業用排水路から汚染された排水が河川等に流れ込んでいるようであれば、土地改良区等と協議し対策を検討したいと思っております。

それと、先ほども町長答弁にありましたように、県道30号線の排水路の水質検査につきましては、今後も継続して実施するとともに、排水路に排水している事業者に対して、水質浄

化に向けた協力依頼を、千葉県とともに行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

先ほど言いましたけれども、おおむね良好だということですが、実際にもうランキングとしてそういうデータが出ているわけです。やはりそこに載らないような努力は必要だと思います。

海が最大の魅力の九十九里町において、このような報道がされるということ自体が不名誉なことです。それに向けた改善が町として、たとえば県が管理している河川、または水路であろうが、それを使っている町民の責任または町の責任として、このような水質を改善するような努力をしなければ、観光としてのイメージアップにつながらないと思います。

そこで、実際に指導とかという話が出ていますけれども、実際に何が原因でもってこのようなデータが出ているのか調査する必要があると思うんですけれども、調査をするに当たってやはりお金も必要ですし、町としてどのように改善に向けた原因究明をしようと考えているのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

本町で例年開設している海水浴場の水質状況ですが、先ほども言ったように、千葉県が令和元年6月に水質検査を行った結果では、海水浴場を開設する上では全く問題がなかったと聞いております。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、本町の海水浴場のイメージアップを図るためには、町として水質改善が必要と考えますので、関係機関と協力・連携を図り、原因の調査を実施し、対策の検討を行っていききたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。早急にそれを進めていただきたいと思います。

政府のまち・ひと・しごと創生では、地域の価値向上に向けた取組、地域資源を生かした個性あふれる地域形成をうたい、また環境省は森里川海プロジェクトにより環境改善をうたっています。これらの趣旨に沿って、町独自の手法によりこれらの問題解決に向けて努力する必要があると思いますので、御協力というよりも尽力願いたいと思います。

続きまして、東千葉メディカルセンターについての再質問をさせていただきます。

まず最初に、監査における町の関わり方について再質問します。

定款では、監査2名以下、しかしながら現在1名となっております。調べますと、設立以来今まで同じ人がずっと務められておりますけれども、そうした経過と、なぜ2名にしないのか、その辺の理由。

それと、監査の方法、誰がどこでどのように監査を進めたのか。それと、その記録がどのようなになっているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 法人の監査についての御質問でございますので、お答えさせていただきます。

法人の監事につきましては、地方独立行政法人法の規定に基づきまして、財務管理、経営管理、その他法人が行う事務または業務の運営に関して優れた見識を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士のほか、監査実務に精通している者から、設立団体の長が任命することとなっております。

そういったことから、公認会計士である現監事を任命したところでございますが、同じ人といった意味合いでございますが、この方は設立当初から御尽力いただいております、長いといったことが特に問題だったとは認識してございません。しかしながら、今回の事案を受けて、法人内部のチェック体制を強化するために、監事の役割については重要になるものと考えてございます。

また、令和3年度の財務諸表の承認日、つまりは令和4年の夏頃になろうかと思いますが、任期を迎えますので、こういった節目もございますので、東金市とも協議を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、法人の監事の人数についてでございますが、議員御指摘のとおり、定款によって2名以内とされてございます。法人のチェック体制を強化するためには、やはり違う角度から物を見るといったことも重要であると理解してございます。場合によっては、弁護士などの活用も効果的と考えているところでございます。

いずれにいたしましても、もう一方の設立団体でございます東金市とも協議をしながら、意見の調整を図ってまいりたいと思います。

それから、監査の方法についてといったところでございますが、町であれば監査委員さんが2名おりまして、定期監査であるとか決算監査、例月の出納検査を行って監査報告書に取

りまとめて記録をしておくというところでございますが、法人の監査につきましては法人の監事がメディカルセンター内におきまして、四半期ごとの会計監査、決算期の業務監査を行いまして、監査報告書に取りまとめているほか、理事会に出席いたしまして議事をチェックするといったことも行っているようでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 誰がというのがなかったんですけれども、どういう方が参加したのかちょっとはつきりしないんですけれども、いずれにしても密室で行われているんじゃないかと私はちょっと思ったんですけれども、やはり2名いて様々な意見をもらわないと、ちゃんとした監査ができないんじゃないか。

また、この監査は、先ほども何か説明がありましたけれども、業務方法書にのっとりた運営がなされているかというものを、本来であれば監査しなければいけないのではないかと私は思っておりますけれども、それが多分チェックし切れなくて、今回のようなことになっているんじゃないかと思われま。

そこで、今までどおりの監査では適正な監査と、私はちょっと言えないのではないかというふうに思っておりますけれども、町としてこの監査をどのように考えているのか。また、第三者委員会などによるチェック機能を強化すると、先ほどしたいというような話がありましたけれども、そういうことが必要ではないかと思っておりますけれども、町として、設立団体としてどのように考えているかお答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 初めに、先ほどの答弁に答弁漏れがございましたので、そちらからお答えをさせていただきたいと思います。

監査に対する出席者でございますが、看護部長、事務部長、総務課長、財務は今、副課長が出ていると聞いております。それから、設立団体から派遣されている2名の職員、それと法人の会計士さんが2名参加しているということでございます。

それと、第三者委員会につきましては、先ほど谷川議員の御質問にもお答えしたところでございますが、今後の経営改善という意味では、まずは法人の監事を含む内部でのチェック体制の強化とその適切な運用、2番目といたしまして設立団体としてのチェック体制の強化、場合によっては市町の監査委員による監査といったことも考えられるかと思ひます。

その次の段階といたしまして、情報公開的な意味合いを含めた第三者委員会の設置なども

考えられると思いますが、まずは法的なルールに沿った体制の中で、法人のガバナンスの強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

今、ガバナンスという言葉も出たんですけれども、それじゃ運営についての町の関わり方についてちょっとお伺いしたいと思います。

独法の自主性を尊重することも大事でしょうけれども、先日の全員協議会で、メディカルセンターの説明では、総務課長と財務課長とを兼務しているということがありました。先ほど小川議員のほうからもありましたけれども、事務のこういう兼任というのが、チェック機能を失わせている一つの要因だとも思えます。そのような人事をしたこと、また、地域包括ケア病棟の閉鎖というような報告もありました。このような運営や経営に大きな影響を与えるであろう重大事項が、設立団体への報告または相談もなく遂行されている。こういう事実も判明しております。また、不透明な外部との契約が多く見られる。

これらをどのようにチェックしていくのか、先ほどガバナンスの強化というような言葉がありましたけれども、ガバナンスの強化とはどのようなことが説明していただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

地方独立行政法人の制度の基本でございます法人への関与、統制を極力排しまして、弾力的で効率的な運営を確保することに主眼を置くと。そういったことから、設立団体といたしまして、踏み込んだチェックということは特にしてございませんでした。反省すべき点であったかと考えてございます。

しかしながら、独法法の規定の中において、これまで以上に踏み込んだチェックが可能というふうにもされてございます。そういったことから、今後、規約の変更等々につきまして、設立団体に提出させるなどの改善を求める計画でございます。

それから、ガバナンスの強化についてでございますが、これは地方独立行政法人法の体系であるとか独法の規定の中で、設立団体が法人に対してどういった統治ができるのか、あるいは法人として、監事を含めた法人内部の統制がどのようにできるのかといったものを、先月でございますが、県から助言をいただいた際に使われたフレーズでございまして、ビジネ

ス用語でございます。

設立団体から法人に対するガバナンスの強化といたしましては、独法法の規定に基づく設立団体への報告や設立団体の立入検査、業務改善に向けた是正・改善命令、それだけでなく、監事の権限につきましても業務全般を監視できるほか、同法の規定に基づきまして設立団体が認可をいたしました業務方法書では、業務委託基準、それから契約の方法まで踏み込んでございます。こういったルールに基づいて、法人を細かくチェックしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

ガバナンスという言葉が出ていますけれども、設立団体のガバナンスも必要でしょうけれども、メディカルセンター側のガバナンスをどうやって強化していくかというのが一番問題だと思うんです。

その中で、今、設立団体のほうから、出向という形でもって職員が派遣されておりますけれども、現在メディカルセンターの中で出向されている職員の方々が、私が見た限りだと、一事務員というような立場でもって出向されているように思われます。

これは出向するときもそうですけれども、先ほどあった業務方法書を周知させて出向させているのか。これにのっとってやっているかやらないかが一番問題なんですけれども、そういうことと、あとこれから先は、やはり管理者的な立場でもって出向させなければ監視の目が届かないというふうに思われますけれども、町としてどのようにお考えかお答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 初めに、町からの派遣した職員についての経緯でございますが、これは平成30年10月に企画部門を強化したいという、そういった目的といたしまして、法人と設立団体が毎月原則として行っております定例会であるとか、市町の議会全員協議会の対応のほか、経営健全化会議、評価委員会理事会の運営等々、設立団体と法人のさらなる連携の強化を図るために、行政事務経験者の派遣要請というものがございました。

また、派遣の職員でございますが、これは東金市から既に職員が派遣されておりましたので、共に業務に当たるといったことで、そういった職のバランスに配慮して、手前ども、副主査級の職員を派遣したところでございます。

業務方法書につきましては、法人の内部の教育において設立団体の職員同士で勉強してい

るというか、そういったところだと考えております。

それから、今後の派遣の職員にどういったものを期待していくのかといったところでございますが、今回の事案を受けまして、設立団体から派遣をしている職員に関しましては、メディカルセンターの実情であるとか実態を迅速に把握し、私ども設立団体に報告する必要性というものを非常に感じてございます。

と同時に、これまでの行政経験で蓄積をいたしました事務処理のノウハウを生かしまして、法人の事務職員に対する人材育成であるとか、事務処理の適正化にも力を入れていく必要があると考えているところでございます。

そのために、議員おっしゃるとおり、設立団体からの派遣職員につきましては、事務部長の直属、直轄あるいは総務であるとか財務に直接携わるポジションに置く必要があるというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

先ほど、業務方法書については、何か職員同士でもってやっていると思うというような発言がありましたけれども、派遣する前にその辺を徹底して教育していただいて、何のために行っているかということをやっていただきたいと思いますし、やっぱり管理的な立場でもってチェックをするというのが設立団体の責任だと思いますので、これから先、十分注意していただきたいと思います。

続いて、各規約制定の町の関わり方について再質問します。

設立当時、規約等を制定したときには、県が主導的に規約の制定をしたというように聞いておりますけれども、その方法または経緯。

先ほど、毎月開催される定例会という話がありましたけれども、その参加メンバーはどういう方が参加されているのか、また何か規定があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

法人と設立団体との定例会でございますが、これは特に規定等に定められたものではございませんが、平素から様々な視点によって情報の共有が必要であるものと考えておりまして、原則として毎月、東金市からは副市長以下、医療センター推進課の職員、町からは副町長以下、私と課長補佐、法人からは理事長、事務部長、総務課長、それと設立団体から派遣をい

たしました職員のほか、必要に応じて担当職員が参加をいたしまして、情報の共有を図っているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 規約がどういう状況でつくられたかというのは、ちょっと答えがなかったんですけども、私が聞いている範囲だと、県が主導してこのような規約をつくったというようなことを聞いております。

今回の事案の真相解明をしていくのは、当然必要なことだと思います。でもそれと、先ほど言ったようにこの作業と並行して問題点をあぶり出し、新しい規約や手順書を作って再発防止に努めることが最重要に私は思っております。

そこで、設立団体として、規約の改正、諸手続の方法や規程、様々なことがあると思いますが、私はこれを直すべきだというふうに思っておりますけれども、経緯を含めて、設立団体としてはどのようにこれに関して関与していくのか。

それと、先ほどありましたけれども、定例会があるようですけれども、定例会も規程でもって決めなきゃいけないと思います。そのようなことを町としてどのように考えているかお答えください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 先ほど答弁漏れ、申し訳ございませんでした。答弁漏れの件から答弁させていただきます。

法人の規定につきまして、策定の詳細の経緯は分かりませんが、医療センターを立ち上げるための準備段階におきまして、当時、東金市に設置をされました医療センター推進室におきまして、他の病院などを参考に原案を作成し、平成22年10月1日、法人の設立と同時に理事会において承認されたということでございます。

次に、規程の改正について設立団体の関わりといったところでございますが、東千葉メディカルセンターの規程につきましては、業務方法書に基づいて法人が作成するものでございますが、関係規程の管理、また、その運用における不備等々、不適切な面も散見されてございます。早急に改善する必要があるものと捉えております。

今後、設立団体と法人が原則として毎月々行っております定例会におきまして、個々の事務の内容につきましても可能な限りチェックしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、法人から、規定の改正の必要性、法人としても認識してございまして、来年度以降

の体制も踏まえた中で対応してまいりたいとのことでございました。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

やはり、今後のメディカルセンターの運営に当たっては、多くの問題を解決して正常化しなくてはならないと思いますけれども、設立団体の長として町長は、これから先どのような考えを持って当たっていくのか、意見があればお答え願いたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） 今回の件は大変遺憾に思っております。今後、法人に対し厳しく是正・改善措置を求める考えでございます。

また、東千葉メディカルセンターは、地域医療でなくてはならない病院でもあります。今後も、設立団体である東金市とともに支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

◎日程第 2 休会の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第 2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

12月 7 日は議案調査のため休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、12月 7 日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

12月 8 日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2 時 4 4 分

令和 2 年第 4 回九十九里町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 2 年 1 2 月 8 日（火曜日）

令和2年第4回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

令和2年12月8日（火）午前9時41分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）

議案第 2号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 3号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第 4号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 5号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 3 議案第 6号 九十九里町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 7号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 発議第 1号 病院運営改革特別委員会の設置について

追加日程第1 特別委員会の委員の選任について

日程第 7 陳情第 1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書

日程第 8 委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員（14名）

1番 西村 みほ 君

2番 小川 浩安 君

3番 原田 教光 君

4番 鏑田 貴俊 君

5番 中村 義則 君

6番 古川 徹 君

7 番	浅 岡	厚 君	8 番	荒 木	かすみ 君
9 番	内 山	菊 敏 君	10 番	善 塔	道 代 君
11 番	細 田	一 男 君	12 番	佐久間	一 夫 君
13 番	谷 川	優 子 君	14 番	古 川	明 君

欠 席 議 員 （なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大 矢 吉 明 君	副 町 長	鈴 木 浩 光 君
教 育 長	藤 代 賢 司 君	総 務 課 長	木 原 正 幸 君
企画財政課長	戸 村 俊 之 君	税 務 課 長	中 川 チェリ 君
住 民 課 長	中 村 吉 徳 君	健康福祉課長	作 田 延 保 君
社会福祉課長	山 口 義 則 君	産業振興課長	南 部 雄 一 君
まちづくり 課 長	古 川 富 康 君	会 計 管 理 者	戸 田 佳 子 君
ガ ス 課 長	吉 田 洋 一 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 主 幹	篠 崎 英 行 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 主 幹	羽 斗 伸 一 君	教 育 委 員 会 幹 事 務 局 主 幹	竹 内 秀 樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	篠 崎 肇 君	書 記	伊 藤 さやか 君
---------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時41分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

細田一男君ほか5名から発議1件の提出があり、これを受理いたしました。

また、総務経済常任委員会委員長より、委員会審査報告及び閉会中の継続審査申出書提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第2 議案第1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）

議案第2号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第3号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、議案第1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）、議案第2号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第3号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第4号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第5号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

(提案理由説明)

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

(提案理由説明)

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、西村みほ君。

○1 番（西村みほ君） 1 番、西村です。

1 点だけ質問させてください。一般会計の 9 ページを御確認ください。

18 款寄附金、2 目総務費寄附金、1 節企画費寄附金、これは 2,600 万円、かなり多くの額の補正額、これはもうかなり住民からすると大きい額で、大変ありがたい限りなんですけれども、ここは 12 ページの歳出、5 款農林水産業費、1 目水産業振興費、18 節負担金補助及び交付金の漁業のほうに 500 万、今年歳出で使われていると思うんですけれども、これ以外の使い道、何か御予定されているものがございましたら教えてください。

それともう一点、関連になりますが、9 ページの 19 款繰入金、3 目いわしの町「九十九里」応援基金繰入金が、ごめんさない。ちょっと待ってください。すみません、ごめんなさい。先ほどの質問だけ 1 個聞かせてください、使い道について、ごめんなさい。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、いわしの町「九十九里」応援寄附金の使い道についての御質問にお答えをさせていただきます。

当初予算ベースでございしますが、主なものについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、九十九里町地域ブランドを振興するための事業費ということで、これは商工業振興事業ということで計上させていただいております。200 万円でございます。

次に、総務課の消防、防災係の担当の部署区分になりますけれども、災害時における総合

的なシステムの管理システム機器の更新に充てさせていただきます。これは避難者の情報、あるいは災害情報の管理を行うシステムとなっております。

続いて、これは社会福祉課の子育て支援係の担当部署になりますけれども、こども園の体育教室、あるいは英語教室の事業に充当させていただいております。

そして、教育委員会関係になりますけれども、今、千葉工業大学様との協定を結び、いろいろな教育事業等に力を注いでいただいているところでございますけれども、今回は出前講座ということでロケットの講座、そういったものに事業を充てさせていただいているところです。

最後になりますが、産業振興課所管のいわしの交流センター床張り等の設置工事にも今回、当初予算で財源を充てさせていただいているところでございます。

なお、私が今説明をさせていただいた事業の中には、新型コロナウイルス感染症対策によりまして事業が遅れていたり、中止となる見込みの事業も含まれておりますので、あらかじめ御了承ください。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 1 番、西村みほ君。

○1 番（西村みほ君） 御説明ありがとうございました。

かなりたくさんの事業に使われているということですが、私たち議員は、質問すればこういう事業に使われているんだということが理解できるんですけれども、やはり寄附された方とか住民の目線で、漠然と事業名じゃなくて、こういう施設に使われていますよとか、例えば床張りですとか、そういう細かいところまで説明してくださると、その寄附された方が、自分の寄附はこういうふうに使われているんだと納得してくださることにつながりますので、引き続き積極的な公表のほどお願いいたします。

すみません、さっき詰まってしまった10ページ目の歳出の2款総務費、6目企画費、24節積立金ですが、このいわしの町「九十九里」応援基金積立金ですが、これの現在の総額を教えてください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ただいまのいわしの町「九十九里」応援寄附金の残高について説明をさせていただきます。

11月末現在で811件のありがたい寄附を頂いているところでございます。6,477万9,653円となっているところで、直近の情報でございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 1 番、西村みほ君。

○1 番（西村みほ君） 1 番、西村です。

この6,400万円、すごく大きくて大変びっくりしました。これらが有効に使われるように引き続きいろいろ考えていただいて、有効に使い道を考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

今、西村議員からもありましたけれども、10ページ、いわしの町「九十九里」応援基金積立金2,600万円、これ寄附金と同額を積み立てるような状態になっておりますけれども、このふるさと納税に関わる委託金ですか、614万9,000円が一般財源から出されております。

それで、令和2年の第3回の定例会において、いわしの町「九十九里」応援基金条例を改正されました。この趣旨は一般財源を使わないでもって、この寄附金を有効に使いたいというような趣旨だったと思いますけれども、そのときの説明で、この条例自体が施行されているのが、もう9月9日に採決されておりますから、それからもう有効になっていると思うんですけれども、なぜ今回、このいわしの寄附金の2,600万の中からこの手数料を支払うというようなことを考えないで、一般財源からこの手数料を使おうという考えになったのかを説明してください。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

いわしの町「九十九里」応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について、今年の9月定例会におきまして了承をされたところでございます。

この主な改正でございますけれども、第1条の規定により規定されております寄附された寄附金を額とし、毎年度予算で定めるという規定の中から、今後は一般会計歳入歳出予算で定める額とするに改めさせていただきました。この運用につきましては、当初予算におきましては改定の前の運用により事業が始められておりますので、令和3年度より、この規定に沿って経費を除いた額について、寄附金として運用をしていくという考え方でございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

第3回の定例会のときのこのときに私が言ったときは、今年度については補正でもって対応すると。当初予算に盛り込まなければいけないなんていうことは、この条例の中に一つも書いていないんですよ。予算ですから、補正予算も予算のうちですから、なぜ一般財源からこの614万円のお金を使わなきゃいけないのかということを質問した。

これ基本的に町税、町民が払ってくれた税金は、できるのであれば直接町民に還元すべきじゃないかと私は思っているんですよ。それをこのふるさと納税の手数料に一般財源を充てるということがそもそも問題でもって、この条例改正がされたと思うんですけども、この600ばかりのお金があれば、様々な事業に使えるんじゃないかと私は思うんですけども、なぜそれを安易に来年度予算からそのようにしようとしているのか。

毎回毎回、この補正がふるさと納税の額によって、毎回補正が出てきているわけです。そうではなくて、当初からそれを見込めないから補正しているわけですから、その中でもって積立ての金額を減額して、例えば2,000万円の積立てだとか、そういうことをなぜやらないのか、もう一度お願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問に再び答弁をさせていただきます。

条例第4条中に、毎年度予算で定める額を一般会計歳入歳出予算で定める額としてという規定を設けさせていただきました。この趣旨は、毎年の当初予算において、こういった事業内容に改めるというものが趣旨でございます。

そして、この事業については寄附者、この善意をもってこの事業は成り立っているところでございまして、こういったことをまずこの方々に、寄附をしていただく方々に広く丁寧に説明をしながら、来年度予算に向けて進めていきたいと考えていることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

もう1回基金に上げてしまったものを一般財源のほうに戻すというのは、大変なことなんじゃないですか。寄附された趣旨に合わないものについては使えないわけですよね、基本的には。だから、一応基金に上げるんじゃなくて、やはりその年度年度の中でもって、その手数料は一般財源に負担のかからないように運営していただきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） 8 番、荒木です。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、一般会計 5 ページの町長公用車借上料なんですけれども、これ借り上げと買上げ、買ってしまったほうが安いのかななんて思うんですけれども、それはどれぐらい金額の差があって、借り上げにはこういうメリットがあるから借り上げにするんだよということを御説明いただければというふうに思います。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） お答えさせていただきます。

まず、リース料に含まれるものでございますけれども、これは自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、それから車検、定期点検と継続検査です。法定定期点検の整備、オイル、バッテリー交換、タイヤ交換、定期交換部品等の取替え、こういうものが全てリース料の中に含まれております。

車両単体を購入した場合、長期、例えば10年とか15年とか長くなった場合には、その時点でリース料金との逆転ということは起こるかもしれませんが、長く乗るのはいいことなのかもしれませんが、諸経費等も含めた中で、いい状態で車を維持できるというものはリースのほうが有効ではないかと。

それと、今回車両の交換をする予定でおりますが、今乗っている車両のリース料金よりも月額リース料金は安くなるというものでございますので、維持費そのものも今乗っている車両を引き続き、今 7 年乗っていますが、これをさらに延ばすよりも、新しいものを買って換えてもリース料金は下がるということでございましたので、今回債務負担行為ということで上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） 荒木です。

大体分かりましたけれども、総額等分かれば後でまた教えてください。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

議案第2号の補正予算の中の3ページ。この中で基金積立て4,982万7,000円、前年度余剰金ということで先ほど説明がありましたけれども、こういったお金がただ基金に積み立てるのではなくて、一般質問でも私行いました。

例えば、今コロナ禍の中でインフルエンザの助成の拡大、そういったものに本来役立ててほしいと、剰余金を。今まで国保の基金がたしか5億円以上たまっている基金がある。その基金は、国保税を引き下げるためにということを私は何度も要望していたんですけれども、そのたびにこういったコロナのような、こういう流行性のこういった病気が蔓延したときにこの基金は使うんだという、そういう回答を何度もいただいているんですけれども、こういった剰余金を今現在コロナ禍で大変な中使うような、そういったお考えはないのでしょうか。ただ積み立てるだけではなくて。

それと、同時にほかもいいですか。特別会計と一緒に、よろしいですね。

議案第5号の農業集落排水、ページ4の中で、歳出の中で、真亀の処理場の維持管理費80万の増額になっていますけれども、その内訳をお答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 議員御指摘の国保の基金を予防対策などに考えていないのかという御質問でございますけれども、基金を予防接種の助成金などの財源として活用するに当たっては、医療保険には社会保険と後期高齢者医療などがありまして、国民健康保険の被保険者のみが対象となりますので、町民全体を考えた場合、公平性の観点から実施は難しいと考えております。

また、基金は県から示された標準保険税率を基に、本町の収納率や保険事業に要する費用などを勘案して、国保税率の引上げが必要となった場合に被保険者の急激な負担増、それと軽減、医療費の適正化に向けた保険事業など、国保財政の大本の安定化のために備えておくという計画で、活用すべきものであると考えております。したがって、基金を予防接種などの財源として活用することは考えてございません。

なお、繰越金のうち、普通交付金の過大交付分や諸収入の第三者行為納付金などは、翌年

度以降の交付金、納付金で精算する必要があって、繰越金の全額を基金として活用でき得るものではございません。この後、基金の積立てを今回補正計上しましたけれども、この後には基金の繰入れというのが控えておりますので、今の段階では実際幾らぐらいの積立てができるかというのは不明でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 農業集落排水事業の80万円の内訳でございます。

電気料金と水道料金になりまして、電気料金は当初予算ベースで月平均32万6,500円、水道代は1回当たり1万1,333円で、年間398万6,000円と見込みましたが、9月までの半年間では電気代が月平均41万8,195円、水道代の1回当たりが1万4,225円となって、10月以降の費用を算出したところ、79万9,663円不足するということから、80万円の補正予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

だとしたら、基金をこういった今までずっと住民課のほうで国保に関して基金が積み立てであると質問するたびに、そういったコロナ禍のような、こういうコロナのような感染症がはやったときに使うんだと言っていた根拠というのは、どうやって計算をするつもりでそういった回答をされていたのか、こういうときに使わずにいつ使うのかと。

基金というのは、確かに今、住民課長がおっしゃったように、県から今回広域化になることによって、国保税は県からの基準額というのは示される。今まで積み立てた基金は、各自治体の裁量で使っていいはずなんですよね。だから今回、今までずっと言ってきた、こういった流感性の病気がはやったときに、そのときのために使うんだと言っていた根拠というのはどうなのか。

だってその中には、住民の中には国保に加入されている方もいるし、社会保険に加入されている方も当然いるわけで、一貫してずっとそういった対応をしてきて、もしこういった今も現在、コロナ禍の中で国保基金を、どうやってその国保を住民に返すかという、そういった道筋というんですか、体制というか。そういったのは住民課としては、対応は考えていなかったということですか。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 5,000万円近くの積立額でございますが、先ほども申しましたが、逆に基金の今度は繰入れがございますので、最終的に本年度の基金残高が幾らになるかは分からない状況でございますが、基金は大本の住民の負担を少なくする国保税のほうを負担軽減する、そちらのほうを念頭に、計画的に今後活用していきたいというシミュレーションを持っておりますので、国保税税率の安定化のためと疾病予防の保健事業のほうに、有効に使わせていただきたいと考えている次第でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） しかし、一般質問で私が聞いたときは子供たち、あるいは妊婦の方たち混ぜても、たしか金額的にインフルエンザの1,500円の助成で260万か、そんな金額だったと思うんですけども、そんなに大層な今、課長が回答したような金額ではないと思うんです。

今、課長がおっしゃったように、今後国保税の引上げは十分にこの基金で使うということで、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、中村吉徳君。

○住民課長（中村吉徳君） 国保税のほうも、県内で下から数えたほうが順番的にも税金額が抑えられておりますので、国保税の値上りを防ぐために、基金の活用をしていきたいと考えております。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今、国保税が県内よりも低いということ、県内の下のほうに低いというような回答をいただきました。

では、農業集落排水なんですけれども、この80万が増額になった理由というのがお答えいただいていないと思うんですけれども、お答えいただけますでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 農業集落排水事業の真亀丘処理場、真亀丘地区の処理施設での電気代の増額と水道料金の増額でございます。

電気代、水道料金が増額した原因でございますが、処理場には多くの機械等があつて、原因等の特定には至っていない状況でございます。その原因特定に関しては、保守点検業者と連携しながら、調査を実施して特定をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） 8 番、荒木です。

議案第 4 号の介護保険特別会計のほうで、7 ページの真ん中の保険給付費の中で、居宅介護福祉用具購入費に91万かかりましたよという話だったんですけども、これはコロナのせいで、施設介護から居宅介護に変わったということでかかったというような説明だったと思うんですけども、これは一時的なものでこれだけかかるのか、やっぱり施設介護から居宅になってお金が増えていくのか、そこら辺伺いたいします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

まず、福祉用具購入費でございますが、これがポータブルトイレ、それから特殊尿器などのレンタルが認められていない福祉用具を購入するためのサービス費でございます、10万円を上限として、費用負担の9割から7割を公費で負担するといったものでございます。

今年度は、新型コロナウイルスの影響によるものかと思いますが、在宅での介護が長期化したことなどから、トイレまで行けない方という方が多くいらっしゃるようで、お部屋に設置できる温水シャワー付きのポータブルトイレ、これは比較的高額なものでございますが、そういった方の需要が多かったということで件数が増加したものでございます。

ちなみに、デイサービスの利用者ですが、昨年の9月までの状況と比較してまいりますと、延べ利用者が1,112人から1,052人ということで、60人ほど減ってございます。一方で在宅についてですが、これが6,472人から6,513人ということで、41人ほどを増加しているような状況でございます。これがコロナの状況にもよってくることはと思いますが、コロナに比例してといいますか、そういうふうな動向になろうと考察しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

農業集落排水事業特別会計の先ほどの真亀丘の光熱水費、これ最終的に、合計でもって真亀が決算として幾らぐらいを予定しているのかと、また前年比ですね。それと、ほかの施設についてはこのような状況がないのか、お答え願いたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 農業集落排水の歳出見込み、合計の見込みというところで算

出いたしますと、おおむね473万円程度になろうかと算出しております。

それと、他の地区の処理場での電気料金等については、現時点では予算ベースで不足するところではないという状況でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

去年の決算で400万強、真亀丘ですね。今年は473万ということで約2割ぐらいの増額になっていて、ほかの施設ではそういう状況ではないということですが、処理量が前年比に比べてどのようになっているのかは教えていただけますか。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 申し訳ございません。手元に資料がないので、後ほどお知らせさせていただければと思います。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

分かりました。電気量が大きく増える原因として、例えば処理量が増えたということを考える。ただ20%からの増というところだとこれ大幅な増なので、下手すると自然水が流入しているとか、そういうことも考えられます。

また、先ほどの答弁でも原因が分からないということですが、漏電とか漏水とか、そういうことも考えられる。早急にこれ対応しないと、ちょっと大変なことになるんじゃないかと私は思うんですが、その辺どのように考えているのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

水の漏水とかというところではないというふうに判断をしております。水道代については、前年が若干低く推移しておりましたので、その数値を基に、令和2年度の当初予算を見込んでおりました。その結果、不足するというので今回の補正をしたところでございます。電気料金につきましては、東京電力のほうで平成24年に料金の値上げが行われて、また昨年からは消費税が引き上げられた、その辺も要因の一つには考えられるものがあるかと思います。

それと、先ほど説明したとおり機器類の劣化とか、そういったところから通常止まるべきときに止まらないですとか、そういった原因があるのか、原因の特定にまではまだ至っていないので、そこについては今後保守業者と連携しながら、調査をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

消費税なんかは、取りあえずほかの施設も同じくかかっていると思うので、そういうのが原因じゃないと思うんですけども、前年比でもって計算したものがほかの施設ではオーケーだけれども、真亀丘に関しては20%からの増になるということですから、今後協議とかじゃなくて至急やっていただかないと、この原因がどんどん増えてもいけないし、また故障の、早期にというか、故障の原因になったりとかする可能性もありますので、早い対応をお願いいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで、特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のと
おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は11時5分です。

(午前10時50分)

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

◎日程第3 議案第6号 九十九里町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定

について

○議 長（内山菊敏君） 日程第 3、議案第 6 号 九十九里町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 6 号について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

農業集落事業の設置に関する条例の制定、今度は地方公営企業として運営をするということなんでしょうけれども、具体的に職員の身分だとか、あと会計とすると、調べてみますと企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用すると。あと、そういった中で損益計算書、あるいは対照表の書類を作ると。これによって、農業集落排水の運営管理がどのように変わるのかお答えください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

まず、職員の身分でございますが、公営企業法の全部適用と財務適用のいずれかを選択するかにより、組織体制等に違いが生じます。本町では、公営企業法の財務規定等のみを適用する財務適用を選んでおり、組織体制は地方公共団体の長が業務を執行することとなり、職員の身分は地方公務員法が適用され、今と変わるものではございません。

それと会計が変わると、議員御指摘の発生主義を採用するような会計になります。現金の収入だけではなく、債権や債務など経済活動の発生に基づき経理記帳を行うため、一定期間における事業の経営成績や特定の時点における財政状況が明確になってくるものと考えております。

あとは、農業集落排水の利用者につきましては、会計方法が変わるだけで特段変更があるというところではございません。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 農業集落排水は、依然として一般財源から持ち出しを毎年、毎回や

っているんですけれども、普及率はやはり全国的にも、農業集落排水に加入するというのが依然と低いと。平成14年度現在では国のベースでも39%しか加入していないと。今後、こういった制度が変わることによって、また普及率が、九十九里も加入普及率が大分低くて、毎年1億円以上のお金が一般財源から入っているんですけれども、今後そのようなことに対応はどのように変わるのか。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 今回の会計方式が変わることによって、普及率が大幅に変わるというものではございません。普及率を上げるためには、地域の管理組合、本町では3地区ございますが、地域の管理組合と一緒に頑張って普及促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 九十九里町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第7号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議 長（内山菊敏君） 日程第4、議案第7号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第7号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、木原正幸君。

(提案理由説明)

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第7号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（内山菊敏君） 日程第5、議案第8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号について提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川チエリ君。

(提案理由説明)

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

確認しておきたいんですけれども、いわゆる法定減免、2割、5割、7割の法定減免の住民の負担ですか、負担は変わらないという判断でいいんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、中川チェリ君。

○税務課長（中川チェリ君） ただいまの法定減免の住民の負担は変わらなくていいかという質問ですけれども、具体的にどう変わるかということで、例を挙げて説明させていただきます。

給与所得が98万円とします。現在、給与所得控除は65万円ですので、給与所得は33万円となり7割軽減となりますが、令和2年の申告から給与所得控除が10万円引き下げられ、給与所得は43万円となります。今回上程しましたこの改正が行われませんと、この43万円は7割軽減ではなく5割軽減となってしまいます。給与所得控除が改正されることで、今まで受けられていた軽減措置が受けられなくなることを回避するための改正となっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第1号 病院運営改革特別委員会の設置について

○議 長（内山菊敏君） 日程第6、発議第1号 病院運営改革特別委員会の設置についてを

議題といたします。

発議第1号について提案理由の説明を求めます。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田一男。

発議第1号、文章を朗読して提案理由といたします。

病院運営改革特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり九十九町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年12月8日提出。

提出者、九十九里町議会議員、細田一男。

賛成者、九十九里町議会議員、善塔道代、同じく古川明、同じく佐久間一夫、同じく浅岡厚、同じく中村義則。

次のページをお願いいたします。

病院運営改革委員会の設置について。

1、名称、病院運営改革特別委員会とする。

2、委員数、13名とする。

3、設置の目的、東千葉メディカルセンターの運営に対する調査を行い、是正を求めることを目的として設置する。

4、設置期間、委員会の任務が完了するまでの期間とし、議会閉会中も活動できるものとする。

以上でございます。

議員各位の御賛同よろしくをお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議第1号 病院運営改革特別委員会設置についてを、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（内山菊敏君） お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1とし、委員を選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 特別委員会の委員の選任について

○議長（内山菊敏君） 追加日程第1、特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長の指名により行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

病院運営改革特別委員会委員に、1番、西村みほ君、2番、小川浩安君、3番、原田教光君、4番、鍵田貴俊君、5番、中村義則君、6番、古川徹君、7番、浅岡厚君、8番、荒木かすみ君、10番、善塔道代君、11番、細田一男君、12番、佐久間一夫君、13番、谷川優子君、14番、古川明君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名された諸君を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

（午前11時24分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 30 分)

○議長（内山菊敏君） 次に、委員長及び副委員長が決定しましたので報告いたします。
委員長に 6 番、古川徹君、副委員長に 5 番、中村義則君であります。

◎日程第 7 陳情第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める
意見書」提出を求める陳情書

○議長（内山菊敏君） 日程第 7、陳情第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書についてを議題といたします。

総務経済常任委員会の審査の結果について、総務経済常任委員会委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、善塔道代君。

（総務経済常任委員会委員長 善塔道代君 登壇）

○総務経済常任委員会委員長（善塔道代君） 報告いたします。

総務経済常任委員会に付託されました「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

○議長（内山菊敏君） 総務経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対する者の発言を許します。

8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） 8 番、荒木です。

核兵器禁止条約批准を求める意見書に対する反対討論を行います。

核兵器禁止条約は、核兵器の使用が武力紛争の際に適用される国際法に反するとして、その開発、保有、使用などを禁ずる条約であり、3年前の2017年7月、国連で122の国と地域が賛成して採択されました。条約は50の国と地域の批准が発効の要件となっております。

本年10月24日、50番目となる批准書を中米のホンジュラスが国連に提出し、受理されたことが明らかになりました。これにより、条約は規定に基づいて90日後の来年1月22日に発効することとなりました。

現状において、国家による核兵器の非保有に関する法的手段としては、1970年に発効したNPTが存在しております。NPTでは、1967年1月以前に核兵器、その他の核爆発装置を製造し、かつ爆発させた国、アメリカ、旧ソ連、イギリス、フランス、中国以外に核保有を禁じております。核兵器保有国であるインドとパキスタン、そして、公式に核兵器保有を表明しておりませんが、イスラエルはNPTに参加せずに核兵器開発を行い、北朝鮮とイランはNPT内で核兵器の開発を進めております。

NPTは、核兵器保有国には核軍縮を、それ以外の国には核不拡散への関与を求めるとともに、平和的な原子力利用への道を用意いたしました。NPTは核廃絶を目指す条約ではなく、核兵器保有国に核廃絶の義務を課してはおりません。核兵器国の意向によっては、無期限に核兵器保有を許容する条約とも解釈できることから、今回の核兵器禁止条約への流れができました。

世界唯一の被爆国である我が国にとって、核兵器の廃絶は長年希求してやまないものであります。当然のことながら、人類の存亡を脅かす核兵器の廃絶に関しては、我々も今回の核兵器禁止条約と思いを一にするものであります。しかしながら、核兵器保有国が参加をしていない今回の禁止条約に関して、その実効性について疑問を呈する声も少なくないのも事実であります。むしろ保有国と非保有国の分断を深めることさえ懸念されております。

保有国と非保有国の禁止条約の交渉会議には参加せず、保有国と非保有国の橋渡し役を果たすことこそ、核兵器廃絶を真に実現する方途であり、我が国に課せられた責務と考えます。ゆえに、核兵器禁止条約への批准を求める意見書には反対をいたします。

また、我が党としての主張でございますが、なお核兵器禁止条約の発効から1年以内に開かれる締約国の会議においては、保有国や未締約国もオブザーバーとして参加することができるとあります。我が国としては保有国、非保有国、そして未締結国を含めた全ての国と地域に対して、偏ることなく発言できるオブザーバーという形で参加をし、核兵器廃絶に向け

た真に実効性のあるものとするための対話をリードしていきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」の陳情に対し、賛成の立場で討論を行います。

1945年8月に、アメリカにより広島、長崎に人類初の原子爆弾を投下されました。翌46年1月に開かれた第1回国連総会第1号決議において、原子兵器、その他の大量殺りくの兵器廃絶を求め、アメリカも賛成しました。54年3月には、アメリカが太平洋ビキニ環礁で行った水爆実験で、日本の漁船が被災したことをきっかけに始まった原水爆禁止世界大会は、一貫して核戦争阻止、核兵器全面禁止、また廃絶を掲げてまいりました。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたって熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。11月に訪日し演説したローマ教皇は、核兵器は今日の国際的または国家の安全保障への脅威に関して、私たちを守ってくれるものではないと、このように述べました。

菅首相は、唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を知る我が国が核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードしていく使命を有していると、このように言いながら、いまだ核兵器禁止条約の批准には参加していません。核兵器で世界の平和と安全を守るという理論はもう既に破綻しています。

11月から始まった日本政府に禁止条約の批准を求める署名の呼びかけ人の中には、田中直紀元防衛大臣、田中眞紀子元外務大臣を務めた人、あるいは学者、音楽家、映画界など多くの人が参加しています。核兵器禁止条約の批准は1政党の問題ではありません。人類全体の、また人道的観点から当然批准されるべきものと考えます。

核兵器条約に日本が参加するのは当たり前、そういう国民のコンセンサスを築くことは、私たちが世界に対して果たさなければならない責任です。核兵器条約が発効する今、核兵器のない世界のために努力する日本の実現が緊急に求められております。

以上から、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約の発効が見通される情勢の中で、世界で唯一核兵器による筆舌に尽くし難い被害を体験した被爆国日本政府が一日も早い核兵器全面禁止条約の参加・調印・批准を求め、意見書に対して賛成の討論といたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかに討論ございませんか。

7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

今の討論、また異なる観点から賛成の意見を述べさせていただきます。

今回のこの陳情文及び意見書例文の書き方や表現の仕方についてはいささか問題があり、賛成し難いものがありますけれども、この陳情の趣旨である核兵器禁止条約への参加について、これについては反対する理由が私にとって見当たらないので、賛成すべきと考えております。政府が条約に参加しない理由は様々で、国益を優先してのことで、これをもって政府を非難するものではありません。

私たち町会議員は、最も住民に近い立場で物事を考える必要があると考えております。町民、住民で核兵器は必要で、所持し、使用してもよいというふうに考えている人は、私はいないと思っております。皆核兵器の根絶を願っているのではないのでしょうか。少なくとも私を支持していただいている方々は、そうであると信じております。

私たち町議会議員は町民の代弁者として、町民の立場、目線で町民の求めるものを一歩ずつでも、推し進めていくべきというふうに考えております。

意見書については、私たちの言葉で適正な提出をすればよいと考えております。これを国が採択するかどうかは国会議員の判断に委ねるべきと、その判断を決して非難するものでもありません。町議会では、住民の思いを国に示すべき立場であると考えするために、賛成の討論といたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

総務経済常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」提出を求める陳情書について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 少 数）

○議 長（内山菊敏君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務経済常任委員会委員長から、請願第4号 「建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書」について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長（内山菊敏君） 以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

閉会する前に、皆さんに御報告させていただきます。

今現在、決まりました病院運営改革特別委員会、この設置が決まりまして、委員長、副委員長選任されましたので、委員長の私から御報告をさせていただきたいと思います。

本日午後から全員協議会がありますけれども、その全員協議会終了後にこの議場において、第1回の病院運営改革特別委員会を開きたいと思いますので、御承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和２年第４回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前１１時４７分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 内 山 菊 敏

署 名 人 小 川 浩 安

署 名 人 善 塔 道 代